

第5次沖縄県男女共同参画計画

～DE I GOプラン～

平成29年3月
沖 縄 県

計画の愛称「^テ^イ^ゴDEIGOプラン」とは

国連「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領の3つの目標である「平等・開発・平和」をイメージするとともに、県花の「デイゴ」を象徴しています。平成5年の計画の愛称である「DEIGOプラン」を継承しています。

D . . . DEVELOPMENT

「開発・発展」

E . . . EQUALITY

「平等」

I . . . INNOVATION

「変革」

G . . . GLOBAL

「地球規模」

O . . . OKINAWA

「沖縄」

全ての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指して

豊かで活力ある沖縄県を築くためには、性別にかかわらずその個性や能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図ることが必要です。

沖縄県ではこれまで、「第4次沖縄県男女共同参画計画～DE I GOプラン～」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に展開してまいりました。

この間、働く女性の増加や少子・高齢化の進行、家族形態の多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化する一方、子育てや介護等においては依然として、女性の負担が大きい状況にあります。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、平成29年1月の沖縄県男女共同参画審議会答申などを踏まえた、「第5次沖縄県男女共同参画計画～DE I GOプラン～」を新たに策定いたしました。

本計画は、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで実現できるものではなく、事業者、県民の皆様一人一人がその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていただくことが重要です。

今後とも沖縄県では、男女共同参画社会づくりを推進してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当りまして、貴重な御意見を頂きました沖縄県男女共同参画審議会委員の方々並びに県民の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

沖縄県知事 翁長 雄志

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本方向	2
5	計画の構成	2
6	計画の体系	3
7	計画の指標	4

第2章 計画の内容

目標1 家庭における男女共同参画の実現

施策1-1	男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発	5
施策1-2	育児及び介護を支える環境づくり	6
施策1-3	配偶者等からの暴力(DV)の根絶	7
施策1-4	生涯を通じた男女の健康づくりの推進	8

目標2 職場における男女共同参画の実現

施策2-1	多様な就業を可能にする環境の整備	9
施策2-2	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	10
施策2-3	農林漁業における男女共同参画の推進	12
施策2-4	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	13
施策2-5	女性の活躍を推進するための企業に対する支援	14

目標3 地域における男女共同参画の実現

施策3-1	地域活動を推進するための連携・協働	15
施策3-2	生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	16
施策3-3	市町村における男女共同参画の推進と支援	17

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

施策4-1	女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進	18
施策4-2	男女共同参画に関する意識啓発の推進	19
施策4-3	次世代に向けた意識啓発及び教育の推進	20
施策4-4	男女間における暴力の根絶	21

第3章 具体的事業

第4章 計画の総合的な推進

資料編

資料編 目次

1	沖縄県の男女共同参画の状況	36
2	男女共同参画に関する県民の意識	49
3	「計画の指標」目標値設定の根拠	75
4	男女共同参画に関する国内外の動き	76
5	第5次沖縄県男女共同参画計画の策定経過	80
6	沖縄県男女共同参画審議会委員名簿	81
7	男女共同参画社会基本法	82
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
9	沖縄県男女共同参画推進条例	94
10	沖縄県男女共同参画審議会規則	97
11	沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程	99

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では、国連が提唱した昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に国際的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准するなど、男女共同参画を推進してきました。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12（2000）年、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

本県では、平成5年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」(第1次)を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し各種施策を推進しました。

その後、平成14年3月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)を策定、さらに、平成19年3月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)、平成24年3月に「第4次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、県民・事業者・団体等との協力・連携のもと、様々な施策を展開してきました。

国においては、平成27年8月に女性の職業生活の活躍の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。)策定を地方公共団体に努力義務とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定をはじめ、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」の策定など、様々な取組が進められてきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、平成27年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(以下、「意識調査」という。)を実施しました。

意識調査によると、家庭生活の場における男女の平等感の割合は35.9%で前回・前々回調査と比較して増加しており、個人の生活の場で少しずつではあるが、男女共同参画意識が広がりつつあります。一方で社会全体でみた場合の男女の地位の平等感については14.4%にとどまっており、以前と比較しても男女平等感はほとんど変化がありません。

このことは、教育などを通じて個人の意識の変化により家庭の場から男女共同参画が浸透してきているものと考えるが、地域や社会全体にはまだ広がりを見せておらず、社会通念・習慣・しきたりなどの部分において、性別役割分業意識が依然として存在することが要因との指摘があります。

また、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性の増加などの課題が存在しており、男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取組が一層求められている

ます。

このような状況を踏まえ、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」などを勘案し、本県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、新たな沖縄県男女共同参画計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条及び沖縄県男女共同参画推進条例第4条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) この計画のほか、「沖縄21世紀ビジョン実施計画【改定版】」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）」、「沖縄県子どもの貧困対策計画」、「^{くがに}黄金っ子応援プラン」、「沖縄県農山漁村男女共同参画ビジョン」など、男女共同参画に関連する県政の様々な分野における計画との整合を図り、これらの計画と一体となって、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 計画の基本方向

全ての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

5 計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を、家庭、職場、地域及び社会全体の4つの分野に分け、分野ごとに実現したすがたを示し、更に各分野の施策ごとに現状と課題を分析し、方向性及び具体的施策を示しました。

これらの施策は、分野ごとに単独で完結するものではなく、相互に関連し合い推進されるものです。

6 計画の体系

【基本方向】全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

目標	施策の方向性	具体的施策	
1 家庭における 男女共同参画の 実現	1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓 発	1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発	
		2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進	
		3 家庭教育に関する相談体制の充実	
		4 多様な保育サービス等の充実【※】	
	1-2 育児及び介護を支える環境づくり	5 介護サービスの整備・充実	
		6 地域における子育て・介護支援の充実	
		7 子育て・介護に関する相談体制等の充実	
	1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止	
		9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実	
		10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援	
	1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	11 生涯を通じた健康づくりの支援	
		12 健康教育及び性教育の推進	
		13 妊娠・出産期における女性への健康支援	
2 職場における 男女共同参画の 実現	2-1 多様な就業を可能にする環境の整備	14 職業能力発揮に対する支援	
		15 再就職希望者に対する支援【※】	
		16 起業家を目指す女性への支援【※】	
		17 女性が働きがいをもって仕事に取り組みができる環境づくり	
		18 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）【※】	
		19 女性の職業生活における情報収集・整理・提供【※】	
	2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇 の確保	20 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動【※】	
		21 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進【※】	
		22 男女雇用機会均等法等の広報啓発	
	2-3 農林漁業における男女共同参画の推進	23 労働相談の実施	
		24 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進	
	2-4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調 和）の推進	25 セクシュアル・ハラスメント対策の促進【※】	
		26 非正規雇用における雇用環境等の整備【※】	
	2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支 援	27 女性リーダーの育成【※】	
		28 家族経営協定づくりの推進	
		29 女性の経営能力向上の支援【※】	
	3 地域における 男女共同参画の 実現	3-1 地域活動を推進するための連携・協働	30 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発【※】
			31 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり【※】
			32 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進【※】
3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせ る環境の整備		33 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証【※】	
		34 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進【※】	
		35 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進【※】	
		36 地域活動への参画の促進	
3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援		37 各種地域団体との連携及びその活動の支援	
		38 防災・復興における男女共同参画の推進	
		39 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援	
4 社会全体に おける 男女共同参画の 実現	4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の 促進	40 障害のある人の自立支援と生活環境の整備	
		41 ひとり親家庭等の自立支援	
		42 生活上の困難を有する子ども・若者等に対する支援	
	4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進	43 市町村における男女共同参画の推進の支援	
		44 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大	
		45 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大	
	4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進	46 企業や団体における女性の参画促進	
		47 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	
		48 男女共同参画を推進する学習機会の充実	
	4-4 男女間における暴力の根絶	49 男性の理解促進・意識啓発	
		50 学校教育の充実	
51 キャリア教育の推進【※】			
52 教職員研修の実施			
		53 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備	
		54 性犯罪・性暴力への対策の推進	
		55 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進	
		56 ストーカー行為等への対策の推進	
		57 人身取引の対策の推進	

【※】は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画に係る具体的施策です。

7 計画の指標

◆県の取組だけでなく、市町村、県民及び事業者との連携により達成が期待されるものをまとめたものです。

	項目	計画策定時 (年度)	目標値 (年度)	指標の出典等	関係課
家庭における男女共同参画の実現	1 地域子育て支援拠点箇所数	92か所 (H27)	125箇所 (H31)	黄金っこ応援プラン	子育て支援課
	2 ファミリー・サポート・センター事業市町村数	23市町村 (H27)	24市町村 (H31)	黄金っこ応援プラン	子育て支援課
	3 認可保育所定員数	36,769人 (H27.3.31)	21世紀ビジョン後期実施 計画で目標値策定	21世紀ビジョン実施計画	子育て支援課
	4 放課後児童クラブ箇所数	369箇所 (H27)	478箇所 (H31)	黄金っこ応援プラン	子育て支援課
	5 介護支援専門員養成数(累計)	5,899人 (H27)	7,000人 (H33)	21世紀ビジョン実施計画	高齢者福祉介護課
	6 市町村のDV防止基本計画の策定	9.8% (H27)	26% (H32)	沖縄県男女共同参画計画	平和援護・男女参画課
	7 乳がん検診受診率	50.4% (H25)	50% (H29)	第6次沖縄県保健医療計画	健康長寿課
	8 子宮頸がん検診受診率	47.1% (H25)	50% (H29)	第6次沖縄県保健医療計画	健康長寿課
職場における男女共同参画の実現	9 女性農業委員の割合	6% (H27)	10% (H30)	沖縄県農業・農村男女共同 参画プラン	営農支援課
	10 家族経営協定締結の農家数	594戸 (H27)	660戸 (H29)	沖縄県農業・農村男女共同 参画プラン	営農支援課
	11 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数	61社 (H27)	90社 (H33)	21世紀ビジョン実施計画	労働政策課
	12 男性の育児休業取得率	5.0% (H27)	13% (H32)	沖縄県労働条件等実態調査 報告書	労働政策課 平和援護・男女参画課
	13 年次有給休暇取得率 (常用雇用労働者)	56.0% (H27)	70% (H32)	沖縄県労働条件等実態調査 報告書	労働政策課 平和援護・男女参画課
	14 年次有給休暇取得率 (パートタイム労働者)	58.2% (H27)	70% (H32)	沖縄県労働条件等実態調査 報告書	労働政策課 平和援護・男女参画課
地域における男女共同参画の実現	15 シルバー人材センター会員数	5,842人 (H27)	21世紀ビジョン後期実施 計画で目標値策定	21世紀ビジョン実施計画	雇用政策課
	16 市町村の審議会等委員に占める女性の割合	28.2% (H27.4月)	35% (H33)	男女共同参画行政の推進状 況等の調査	平和援護・男女参画課
	17 市町村の男女共同参画計画の策定率	43.9% (H27.4月)	50% (H33)	男女共同参画行政の推進状 況等の調査	平和援護・男女参画課
	18 男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	36.6% (H26)	70% (H33)	男女共同参画行政の推進状 況等の調査	平和援護・男女参画課
	19 母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数	376件 (H25)	560件 (H31)	黄金っこ応援プラン	青少年・子ども家庭課
	20 ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣事業)の登録件数	181件 (H25)	800件 (H31)	黄金っこ応援プラン	青少年・子ども家庭課
社会全体における男女共同参画の実現	21 県の審議会等委員に占める女性の割合	31.7% (H27.4月)	40% (H33)	男女共同参画行政の推進状 況等の調査	平和援護・男女参画課
	22 県(知事部局)の課長相当職以上に占める女性の割合	8.9% (H28.4)	15% (H32)	沖縄県特定事業主行動計画	人事課
	23 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	17.4% (H27)	20% (H33)	沖縄県労働条件等実態調査 報告書	労働政策課 平和援護・男女参画課
	24 沖縄県男女共同参画計画(デイゴプラン)の周知度	6.9% (H27)	14% (H33)	男女共同参画社会づくりに 関する県民意識調査	平和援護・男女参画課
	25 沖縄県男女共同参画センター(ているる)の周知度	32.3% (H27)	50% (H33)	男女共同参画社会づくりに 関する県民意識調査	平和援護・男女参画課

第2章 計画の内容

目標1 家庭における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 男性・女性、大人・子どもが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭を築いている。
- 家族全員で家事・育児・介護を分担し、喜びと責任を分かち合っている。
- 社会全体で子育て支援が行われており、子育て家庭が多様なサービスを活用し、安心して子どもを育てられる環境が整っている。
- 必要に応じて、多様な介護サービスを活用し、介護を社会全体で支える環境が整っている。

施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

【現状と課題】

平成27年度に実施した県民意識調査によると、「家計を支える」役割分担において、夫と妻が同じ程度分担、主に妻が行い夫が一部分担、主に妻が行うの3つの回答が全体の30.6%である事に対し、「家事」の役割分担において、夫が妻と同程度以上に役割をになっているのは、15.1%にとどまっている。

女性の社会進出が進み、妻が夫と共に家計を支える割合は増えているが、夫が家事、育児、介護を妻と共に担っている割合はまだ低く、女性の負担が大きく、その軽減に向けた取組が必要です。

【方向性】

固定的な性別役割分担意識について、時代と共に変わりつつあるものの、男性に強く残っているとみられ、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、家族の一員として相互に協力しながら、家庭内で共に責任を担っていくことができるよう、意識啓発を行うとともに、必要な知識・技術習得の支援を行います。

また、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、性別による固定的役割分担意識を持たせないようなしつけや親の意識、生活態度の見直しなどの働きかけを進めていきます。

【具体的施策】

1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発

男女が、家族の一員として相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識啓発を行います。

2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。

3 家庭教育に関する相談体制の充実

都市化、核家族化等家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実を図ります。

施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり

【現状と課題】

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会の変化等により、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤立感や不安感の増大といった問題が生じています。

また、介護が必要となった場合、住み慣れた家や地域で暮らし続けることを望む人が多くおり、介護を担う家族の精神的・肉体的・経済的負担の軽減が求められています。

【方向性】

子育てや介護を社会全体で支えていく機運の醸成や体制の整備を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実、適正で質の高い介護サービスの提供を行います。

【具体的施策】

4 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり事業、病児保育事業などの多様な子育て支援の充実を図ります。

また、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

5 介護サービスの整備・充実

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、利用者が利用しやすい介護サービスの充実を図ります。また、家庭で介護をする者に対して、介護技術の講習会等を開催します。

6 地域における子育て・介護支援の充実

地域で子育てや介護を支援するための拠点づくりや子育て家庭の相互交流できる場の提供等の充実を図ります。

7 子育て・介護に関する相談体制等の充実

子育て・介護に悩む人が相談しやすい体制を整備するとともに、インターネット等を活用し、子育て・介護支援に関する情報提供の充実を図ります。

施策1-3 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からの発見が困難な家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、重大な被害になることがあります。

配偶者等からの暴力を防止するためには、広く県民に対し、男女がそれぞれの人権を尊重し、いかなる場合も暴力を容認しない意識の醸成や、配偶者等からの暴力は、身体的なものだけでなく、精神的、経済的なものも含まれることや、被害者の心身のダメージ、厳しい経済状況などに関する正しい理解を進めるとともに、相談窓口や法令の内容、関連する制度について周知を図る必要があります。

さらに、若い世代においては、交際相手からの暴力（デートDV）も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育・学習を推進する必要があります。

【方向性】

DV防止のためには、「沖縄県配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画」（DV防止基本計画）に基づき、関係機関と連携し、広報・啓発や相談体制の充実、被害者の保護及び自立支援に取り組みます。

【具体的施策】

8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

配偶者等からの暴力について、社会的認識の徹底を図るための意識啓発を推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化します。

配偶者等からの暴力を未然に防止するため、若い世代を対象とした交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する教育・啓発を行います。

暴力を振るうことは人権侵害であるということを加害者に理解させ、暴力に頼らない人間関係を築くことができるよう意識啓発を行うとともに、暴力を止めたいと自覚している加害者に対し個別相談を行います。

9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援

被害者の一時保護とともに、同伴児童の心理的ケア、保育機能及び学習支援の充実を図ります。

また、一時保護後の被害者の自立のため、被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進します。

施策1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を得て、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

特に、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすためには、女性の身体について男女が共に正しい情報を得る必要があります。

【方向性】

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」（※1）の視点に立って、命の大切さや性に関する正しい知識及び自尊感情の育成など、その啓発も含め、男女の健康支援を総合的に進めます。

【具体的施策】

11 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごすため、子どもから高齢者まで全世代を通じた生活習慣の改善を推進します。

男女それぞれ特有の疾病を予防するため、正しい知識について啓発普及を図るとともに、健診・検診を受けやすい体制整備を推進します。

12 健康教育及び性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

保健担当教諭・養護教諭等を対象とした各地区の性教育研修会を通して、性教育の充実を図ります。

13 妊娠・出産期における女性への健康支援

安心して子どもを産むことができるよう、不妊治療を含め、妊娠から出産まで一貫した、健康診査、保健指導・相談、医療サービスの提供とともに、女性労働者の健康管理が適切に行われる体制の整備や周産期保健医療対策の充実を図ります。

（※1）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成6(1994)年の国際人口／開発会議、平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京会議)で提唱された考え方

○性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利

目標2 職場における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、職員一人一人の個性、能力、意欲が十分に発揮できている。
- 方針決定過程に女性が対等に参画し、いきいきと活躍している。
- 家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間で、男女共にゆとりと充実感をもって働いている。

施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、働きたい人が、生涯を通じて、性別にかかわらず能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方のできる魅力ある職場環境づくりが求められています。

短時間勤務やフレックスタイムなどの労働時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を進めることが重要です。

【方向性】

就業に関する相談の実施により就職や再就職を支援するほか、就業に必要な技術講習や人材育成に係る技能の取得を支援します。

また、多様な就業を可能にする職場環境整備の一環としてワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します。

【具体的施策】

14 職業能力発揮に対する支援

就職・再就職、キャリアアップ等の支援について、関係機関と連携して実施します。

15 再就職希望者に対する支援

育児などにより就業を中断した女性やひとり親家庭の親など、就職・再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及び就業に必要な講習等を行います。

16 起業家を目指す女性への支援

起業に必要な基礎知識、ノウハウの習得やネットワークづくり、事業資金の融資などの支援を行います。

17 女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくり

男性中心型労働慣行等を見直すことにより、出産・育児・介護等を両立しつつ、働きたい女性はその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進めます。

18 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）

女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるようにするため、様々な場面を通してロールモデルの普及促進を図ります。

19 女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

女性の職業生活における活躍の推進を図るための取組に関する具体的な事例等の様々な情報の収集、整理及び提供を行うことで、県民関心と理解を深める必要があります。

20 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要であります。そのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する県民の関心と理解を深め、その協力を得るための必要な啓発活動を行います。

21 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進

男女が希望に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、職場だけでなく外出先や自宅等場所にとらわれない就業を可能とするテレワークの普及を図ります。

施策2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

国において、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改定など法律や制度の整備は着実に進められ、女性の社会進出は確実に進んでいます。

しかし、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至ってなく、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性より高く、正規雇用者と非正規雇用者の待遇の格差が男女の給与の格差につながっています。

女性は出産、育児などにより就業を中断せざるを得ない状況があることから、女性の就業継続の支援を行う必要があります。

県民意識調査によると、職場における待遇は「賃金・昇進・昇格」、「人事配置」などの面で男性優遇と感じる割合が高くなっていることから、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保する必要があります。

【方向性】

男女雇用機会均等法等の周知や、事実上生じている男女間の格差を解消するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※2）の必要性等について周知啓発を行います。

【具体的施策】

22 男女雇用機会均等法等の広報啓発

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取扱いが行われることがないよう、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。

23 労働相談の実施

雇用の場における差別の解消や労働条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。

24 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進

企業に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性等について周知啓発を行います。

25 セクシュアル・ハラスメント対策の促進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図ります。

26 非正規雇用における雇用環境等の整備

希望に応じて働き方を選択でき、かつ、誇りを持って働き続けることができるようにするため、非正規雇用者について働きに見合った処遇改善を推進するとともに、非正規雇用者のうち正社員への転換を希望する労働者に対する支援等を行います。

(※2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

例：県の審議会等委員への女性の登用のための目標設定、管理職における女性比率の目標設定

施策2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農林漁業に従事している女性は、生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにも関わらず、その貢献に対して適正な評価がなされていなかったり、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。

また、家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確となりがちであり、家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件を明確にする必要があります。

【方向性】

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高める等の資質の向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場に女性の参画を推進します。

また、女性の参画促進と平行して、女性農林漁業者の農林漁業技術と経営技術の習得、家族経営協定締結に向けた意識啓発を支援します。

【具体的施策】

27 女性リーダーの育成

農林漁業地域における女性リーダーの育成及びネットワーク化を図ります。

28 家族経営協定づくりの推進

女性の農林漁業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する家族経営協定の締結を推進します。

29 女性の経営能力向上の支援

女性が経営者としての能力を高め、男女が協力して生産活動や経営活動に取り組めるよう、必要な知識・技術を習得するための講座などを開設し、女性の経営参画を促進します。

施策2-4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【現状と課題】

県民意識調査によると、仕事、家庭生活などとの調和に関する希望と現実について、「仕事と家庭生活を(ともに)優先」を希望する人が32.8%、現実でも最も高く28.2%となっています。前回調査では「現実には仕事を優先」が最も高い割合だったものを上回り、仕事と生活の調和が図られつつあります。

しかし一方では、「仕事を優先したい」を希望する人は4%なのに対し、現実には27%と、家庭や地域・個人の生活よりも、現実には仕事中心となっている割合が23ポイントも高く、多様なライフスタイルの実現に向けて、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことのできる職場環境づくりが重要な課題となっています。

【方向性】

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動において、多様な生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めていきます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業主がリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革や多様で柔軟な働き方に積極的に取り組む必要があります。また、事業主のこうした取組によって、労働者も自らの働き方を見直し、将来を見据えた自己啓発・能力開発に努めるなど、労使双方が一体となって働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

そのため、県内事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する助言・指導等を行い、その取組を支援します。

【具体的施策】

30 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発

企業をはじめ労働者及び一般県民に対して、仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、ワーク・ライフ・バランスの必要性についての意識啓発を図ります。また、企業に対して、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定等の働きかけを行います。

31 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

社員のワーク・ライフ・バランスの実現を積極的に支援する企業を認証・登録し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

32 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進

育児・介護休業制度の周知啓発を図るとともに、乳幼児や小学生等の児童の預かりや軽易な介護等に対する地域での相互援助活動を推進します。

施策2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

【現状と課題】

近年、産業構造の変化や少子高齢化の急速な進展に伴う労働力不足などから、企業と労働者を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、働くことを希望する女性が出産・育児・介護等に関わらず、就労を継続し、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備することは大変重要であります。

そのためには、企業に対して女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでもらう必要があります。

【方向性】

女性が仕事を通じて様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようするために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる職場環境を作るため、女性の活躍推進に取り組む企業に対する支援を行います。

【具体的施策】

33 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証

社員の仕事と生活の調和の実現を積極的に支援する企業を認証・登録し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

34 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進

企業における女性の採用・登用等の状況や女性の活躍に向けた取組など、女性の活躍に関する情報の公表促進や、女性の活躍に関する企業情報を総合的に提供するなど、効果的な「見える化」を図ります。

35 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律において、一般事業主行動計画の策定等について、努力義務となっている中小企業に対し、その取組を促進します。

目標3 地域における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人一人の考え方や行動が尊重されている。
- 男女が同じように地域の行事等に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 地域の中での助け合いや公的サービスにより、子育て中の男女や高齢者などが安心して生活し、地域活動に参画している。

施策3-1 地域活動を推進するための連携・協働

【現状と課題】

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たしています。しかし、少子・高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など地域は様変わりしており、様々な年代の男女が共に地域づくりに積極的に取り組まないと立ち行かない状況にあります。

県民意識調査によると、地域活動に参加していない人は50.8%と高く、参加していない理由は、「仕事が忙しくて時間がないから」が最も多く、次に「人間関係がわずらわしいから」、「自分の体調がすぐれないから」となっています。

【方向性】

暮らしやすく活力ある地域社会を形成するためには、様々な地域活動への男女の参画を促進するとともに、県民が希望する地域活動に取り組むことができるよう情報提供を進めます。

また、高齢者の経験を生かした就業やボランティア活動等の推進、高齢者が培ってきた経験や知恵を、地域の財産として次世代へ受け継ぐための世代間交流などに取り組みます。

防災対策においては、地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することの重要性が改めて認識されており、男女共同参画の視点に留意して対策を推進します。

【具体的施策】

36 地域活動への参画の促進

P T A、自治会、地域・まちづくり、ボランティアなど様々な活動の場へ、多様な年代の男女の参画が進み、地域活動への参画が拡大するよう学習の場の提供及び情報提供を行います。

高齢者の就労や学習活動を通じた社会参画の推進、地域の自主的な組織である老人クラブの活動について支援を行います。

37 各種地域団体との連携及びその活動の支援

地域におけるN P Oや女性団体、ボランティア団体等の活動を支援するとともに、

これらの団体との連携及び協働を推進します。

38 防災・復興における男女共同参画の推進

地域において、自主防災組織の設置や消防団、ボランティア等の防災活動への男女の参画を促進します。また、防災計画の段階から、女性の参画についても配慮します。被災後は、男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援に取り組みます。

施策3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行、未婚や離婚の増加に伴う単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規労働者の増加、家庭・地域・社会の絆の弱まりなど、社会の変化を背景に、高齢者、障害者、ひとり親家庭等において、生活上様々な困難を抱える人が増加しています。

65歳以上の一人暮らし世帯は男女ともに増加していますが、その増加率は女性よりも男性の方が高くなっているほか、要介護（要支援含む）の高齢者も年々増加しています。

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、長年暮らしてきた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体での支え合いが必要です。

障害者においては、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、自立した日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、支援を図る必要があります。

そのほか、日常生活における自立や社会参画の際に制約を受けがちな高齢者や障害者が、あらゆる分野の活動に参加できるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に取り組む必要があります。

また、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化に伴い、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にあります。

ひとり親家庭等においては、安心して子育てをしながら生活ができるよう、その実情に応じたきめ細かな自立支援を行う必要があります。

生活上の困難を有する子ども・若者等においては、社会生活を円滑に営むことができるよう支援を図る必要があります。

【方向性】

高齢者、障害者については自立した生活を送るための支援、地域で安心して暮らすための環境整備を行います。

また、子どもの貧困対策を推進するために、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。

ひとり親家庭等については、その実情に応じた就業支援により自立に向けた取組を行うほか、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を図る必要があります。

【具体的施策】

39 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援

介護が必要な高齢者が、安心して住み慣れた地域や家庭において生活が継続できるようにするとともに、介護する家族に大きな負担がかかることがないように、地域における支え合いの推進を図ります。

一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者が地域で孤立することがないように、訪問活動などを行うボランティアの育成等の充実を図ります。

40 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

障害のある人が身近な地域において安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の整備促進、生活訓練や就労訓練等の日中における活動の場の充実、グループホーム等の住まいの場の確保などの充実を図り、障害者の自立及び社会参加を支援します。

41 ひとり親家庭等の自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業において、ひとり親家庭等に対する就業相談や就業支援講習会を実施し、就業支援を行います。

また、一時的に家事・育児支援が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣や生活上の問題の相談事業等、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援策に取り組みます。

42 生活上の困難を有する子ども・若者に対する支援

沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。

また、生活上の困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように子ども・若者育成支援事業等により支援します。

施策3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援

【現状と課題】

市町村男女共同参画基本計画を策定した市町村は、平成28年4月現在18市町村（43.9%）となっており、講演会等の啓発事業の実施など市町村での男女共同参画に関する取組は徐々に広がりを見せていますが、取組状況はばらつきがあります。

【方向性】

男女共同参画の意識を各市町村に広め、それぞれの地域の特性や実情に応じた取組を進めるためにも、市町村に対する支援を行います。

【具体的施策】

43 市町村における男女共同参画の推進の支援

各市町村で男女共同参画の施策が一層推進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町村の男女共同参画の推進状況調査及び情報提供を行います。また、市町村男女共同参画計画の策定及び男女共同参画推進の取組を支援します。

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 男女が対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 性別にとらわれず、一人一人の個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重している。

施策4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策や方針の決定の場に男女が参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

県の各種審議会等における女性委員の割合は、平成27年4月現在31.7%となっており、平成23年の30.7%から着実に増加していますが、第4次計画の数値目標である40%には達していません。また、市町村においては、平成27年4月現在28.6%となっており、県、市町村ともになお一層、女性の参画を促進する必要があります。

【方向性】

今後、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・企業・団体に対する働きかけや支援を推進します。

【具体的施策】

44 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大

県審議会等への女性の参画促進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組み、女性委員割合の目標値を設定し参画を推進します。また、市町村における審議会委員などへの女性の参加促進や女性職員の職域拡大・管理職への登用が進むよう働きかけや情報提供などの支援を行います。

45 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大

県の管理職への女性の積極的な登用に引き続き努めるとともに、職域拡大と能力開発を一層推進することで、管理職への登用の拡大に向けた女性の人材育成に努めます。

46 企業や団体における女性の参画促進

企業や団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性等について啓発を行います。

施策4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進

【現状と課題】

県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では57.6%が平等と感じていますが、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」では不平等感が強くなっています。

社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており、このことが、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮して、多様な生き方を選択することを妨げている場合があります。

【方向性】

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、社会制度や慣行の見直しに向けての取組を進めます。

また、男女を問わず性的指向や性同一性障害など性的マイノリティーの人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要であることの啓発を行います。

【具体的施策】

47 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための啓発事業や男女の様々な問題の相談に対応します。

48 男女共同参画を推進する学習機会の充実

沖縄県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する多様な講座を開催するとともに、市町村と連携し、男女共同参画の学習機会を充実します。

49 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性中心型労働慣行の見直しや、家事、育児、介護などを男女が分担して行うことなどについて意識啓発を行います。

施策4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

【現状と課題】

学校教育においては、男女共同参画社会の形成の意義や重要性についての理解を促進し、意識改革を進め、人権教育に関する研修等の機会の充実を図っています。

全ての人が多様な生き方を尊重し、家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解、協力についての指導の充実を図る必要があります。

また、男女共同参画社会を実現するためには、幼少期から男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を持つことが大切であり、そのためには、学校や家庭、地域における教育・学習支援が必要です。

【方向性】

男女共同参画社会に対する理解を促進し、意識改革を進めるための取組を行います。

学校教育においては、発達段階に応じて、人格の尊重や男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、個性と能力を発揮できるよう指導の充実を図ります。

【具体的施策】

50 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じた指導の充実を図ります。

51 キャリア教育の推進

児童生徒の夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人、職業人の育成を図るため、教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

52 教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

施策4-4 男女間における暴力の根絶

【現状と課題】

全ての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々です。男女共に被害を受けている人はいますが、被害者の多くは女性であり、被害も深刻です。こうした暴力の根底には、女性への人権の軽視があると言われており、男女共同参画社会を形成していく上で、男女間における暴力の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。

【方向性】

暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

【具体的施策】

53 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備

男女間におけるあらゆる暴力を防ぐため、暴力は人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるべきではないことの県民への一層の意識啓発を行います。

被害者がその被害を安心して相談できるような環境整備に努めるとともに、地域における防犯の取組を進めます。

54 性犯罪・性暴力への対策の推進

性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営を行い、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一箇所を提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害者の潜在化防止を図ります。

性犯罪の特質や被害者の感情等に配慮し、事情聴取や病院等への付添いを女性警察官が行うとともに、産婦人科医師等、関係機関との連携により、被害者の負担を軽減するよう努めます。

また、他機関からの性犯罪被害に関する通報、相談等引継ぎがあった際、連携を強化し、適切な支援を行います。

性暴力被害者の相談事業等を行っている団体の活動を支援します。

55 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行います。

また、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じるなど、売買春を未然に防止するため、婦人保護事業の一層の充実にも努めます。

児童買春、児童ポルノに係る行為等が被害児童の人権を著しく侵害し、かつ、児童を性の対象とする風潮を助長し、青少年の健全育成の大きな障害となっていることに鑑み、取締りの強化とともに、被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護、支援の充実等を図ります。

56 ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法にふれる行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じていきます。

ストーカー行為の被害者の支援については、ストーカー規制法に基づく援助のほか、各種被害者防止策を的確に実施します。また、関係機関との連携を強化して効果的な被害者支援を推進します。

57 人身取引の対策の推進

人身取引においては、警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。

第3章 具体的事業

ここでは、第2章の「具体的施策」について、それぞれ関係する課が実施している具体的な事業を掲載しています。

1 家庭における男女共同参画の実現

1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発	男性向け講座の実施	男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や重要性について、広報啓発のための講座を実施します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	家庭教育支援事業	地域における家庭教育支援を総合的に推進するため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダー養成等や親等が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供、父親の家庭教育への参加促進を目的とした事業を実施します。	教育庁 生涯学習振興課
2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進	家庭教育支援アドバイザーの活用	家庭教育を充実させるため、日頃から保護者に寄り添い、保護者への情報提供や相談等を行い、保護者同士の学び合い、関わり合いを支援していきます。	教育庁 生涯学習振興課
3 家庭教育に関する相談体制の充実	「親子電話相談」	家庭教育に関する悩みや不安を抱く親等や友人関係等で悩む子どもへの支援を目的とした電話相談を行います。	教育庁 生涯学習振興課

1-2 育児及び介護を支える環境づくり

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
4 多様な保育サービス等の充実	保育所整備の推進	子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、保育所整備（創設や増改築等）を市町村と連携し推進することで待機児童の解消に努めます。	子ども生活福祉部 子育て支援課
	待機児童対策特別事業	認可外保育施設の認可化促進による待機児童の解消及び同施設の質の向上を図るため、施設改善、経営指導、児童の処遇向上等の支援を行います。	子ども生活福祉部 子育て支援課
	地域子ども・子育て支援事業の実施	市町村が行っている地域の実情に応じて実施する延長保育事業、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を支援し、多様な子育て支援の充実を図ります。	子ども生活福祉部 子育て支援課
	放課後児童クラブの設置促進	市町村が設置する放課後児童健全事業実施施設等（放課後児童クラブ）に対し補助を行うとともに、放課後児童クラブの設置及び公的施設への移行を促進し環境を整備することにより、児童の健全育成を図ります。	子ども生活福祉部 子育て支援課
	公営住宅建替事業（100戸以上）	公営住宅の建替時に保育所等を建設する場合には、保育所等用地を確保し、用地を貸し付けるものです。	土木建築部 住宅課
5 介護サービスの整備・充実	介護保険の適切な運営の支援	市町村が実施する介護保険事業の円滑な実施が図られるよう支援を行うとともに、県と市町村が密接に連携を図ることにより、より適切にサービスが提供される体制づくりに取り組みます。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	介護保険事業	介護保険の円滑な実施のため、市町村支援、認定調査員等研修、介護支援専門員の養成などに取り組みます。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	沖縄県介護実習・普及センターの運営	家族等が高齢者の適切な介護が行えるよう、介護知識・技術の普及を目的とした講座の開催、介護に係る相談業務等を実施します。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
6 地域における子育て・介護支援の充実	地域包括支援センターの設置・運営の支援	市町村において設置される地域包括支援センターでの包括的支援事業の適切な運営がなされるよう支援を行います。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	沖縄県老人クラブ連合会の活動助成	沖縄県老人クラブ連合会が行う高齢者相互支援活動等に対する助成を行います。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	ファミリーサポートセンターの支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。	子ども生活福祉部 子育て支援課
7 子育て・介護に関する相談体制等の充実	児童相談所における相談事業	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉推進のための行政機関で、18歳未満の子どもに関する問題について家族、関係機関、子ども本人などからの相談に応じています。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	介護サービス情報の公表	介護サービス利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」を適切に実施します。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課

1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止	女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進	「女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）」等の取組を実施し、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 警察本部 子供・女性安全対策課
	配偶者等からの暴力防止に関する連絡会議の開催	配偶者等からの暴力への対策、被害者の保護及び支援等に当たる各関係の連絡強化、ネットワークの確立を図ることを目的として関係機関連絡協議会を開催します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	DV対策事業	地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、高校生を対象とした啓発講座、DV防止・被害者支援リーフレット作成・配布を行います。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	沖縄女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）の広報	沖縄県女性相談所及び福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）の広報のためのリーフレット等を作成・配布します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	医療関係者向けの資料の作成	医療関係者が配偶者等からの暴力の被害者の発見、通知において積極的な役割を果たすことができるよう、医療関係者向けの資料を作成します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	講演会への派遣等	県や市町村等からの要請に応じて講演会等への職員派遣やリーフレットの作成・配布を行います。	警察本部 子供・女性安全対策課
9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実	警察における相談・適切な対応の推進	各警察署及び交番・駐在所における配偶者等からの暴力の被害者からの相談への対応、被害者に対する自衛・対応策の教示や加害者の検挙措置など被害発生を防止するための必要な措置を行います。	警察本部 広報相談課 子供・女性安全対策課
	相談員の研修	婦人相談員に対し暴力の特性を理解するための研修やカウンセリング研修、不適切な対応による二次被害の防止のための研修等を体系的に実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	職務関係者向けの研修会の実施	市町村、病院、保健所、保育所等の職員を対象に配偶者等からの暴力の特性等を理解するための研修を実施します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援	一時保護体制・対応の充実	配偶者等からの暴力の被害者及びその同伴する家族の一時保護委託先としての民間施設の開設に向けた働きかけを行います。 また、一時保護については、被害者や同伴者児童等の事情を踏まえ、居室の個室化や保育室、学習室の確保等施設機能の充実強化に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	一時保護所退所後の施設における保護	配偶者等からの暴力の被害者が一時保護施設退所後、引き続き施設における支援を必要とする被害者については、婦人保護施設での保護を行います。 また、母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて児童相談所との連携を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報の提供	沖縄県女性相談所及び福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）において、生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報を収集し、配偶者等からの暴力の被害者に提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	生活保護制度の適用、児童扶養手当制度についての情報提供及び福祉事務所との連携	沖縄県女性相談所及び福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）においては、配偶者等からの暴力の被害者の実情に応じて、生活保護制度の適用についての情報提供及び福祉事務所との連携に努めます。 また、児童を同伴する被害者対策に対しては、児童扶養手当制度についての情報を提供します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	ハローワーク、各種訓練関係施設等についての情報提供	配偶者等からの暴力の被害者の自立支援を行う機関においては、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関してはハローワーク（公共職業安定所）、各種訓練関係施設等についての情報提供を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	県営住宅の目的外使用の検討	配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の観点から、県営住宅を被害者の一時的な仮住宅として目的外使用することについて、適切な対応をするため関係機関と調整します。	土木建築部 住宅課

1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
11 生涯を通じた健康づくりの支援	健康おきなわ21の推進	生活習慣の改善を図るため、健康課題・情報の周知や市町村健康づくり事業の支援、県民の健康づくり運動の習慣化を図るなど、地域住民に密着した官民一体の健康づくり対策を推進します。	保健医療部 健康長寿課
	健康教育の推進	学校教育を通じて、児童生徒が健康に対する大切さを認識することができ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てよう健康教育の推進を図ります。	教育庁 保健体育課
12 健康教育及び性教育の推進	地区別性教育・エイズ教育研修会	保健担当教員等を対象に性教育研修を実施します。	教育庁 保健体育課
	学校における適切な性教育の推進	学校教育において、性に関する正しい理解を深めるために、学習指導要領に沿って、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な性教育を実施します。	教育庁 保健体育課
13 妊娠・出産期における女性への健康支援	健やか親子おきなわ21の推進	沖縄県の全ての親子が健やかでたくましく成長する環境づくりを実現するために「健やか親子21（第2次）」を推進します。	保健医療部 地域保健課
	周産期医療の充実	周産期（妊娠22週以降から生後1週間）医療の充実を図るために、周産期保健医療体制の整備を図ります。	保健医療部 地域保健課

2 職場における男女共同参画の実現

2-1 多様な就業を可能にする環境の整備

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
14 職業能力発揮に対する支援	ワーク・ライフ・バランス推進セミナー	ワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーを開催します。	商工労働部 労働政策課
	浦添・具志川職業能力開発校	職業に必要な基礎的な知識・技能・技術を習得させ、能力の開発と向上を図り、訓練終了後の就職と就業後の職業の安定と地位の向上及び地域社会の発展に寄与する人材を育成します。	商工労働部 労働政策課
	チャレンジ支援のための情報提供の充実	様々な分野における女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
15 再就職希望者に対する支援	浦添・具志川職業能力開発校（再掲）	職業に必要な基礎的な知識・技能・技術を習得させ、能力の開発と向上を図り、訓練終了後の就職と就業後の職業の安定と地位の向上及び地域社会の発展に寄与する人材を育成します。	商工労働部 労働政策課
	女性のおしごと応援事業	就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及びキャリア形成等に資するセミナーを開催します。	商工労働部 労働政策課
	就業支援講習会の実施	ひとり親家庭等が就職に有利な資格や技能を習得するための講習会を実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	就業相談の実施	ひとり親家庭等の就職・再就職に伴う悩みなどについて就業相談員によるアドバイスを行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
16 起業家を目指す女性への支援	県単融資事業（創業者支援資金）	独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者に対して融資による創業者の支援を行います。	商工労働部 中小企業支援課
	中小企業総合支援事業	経営革新を図る中小企業等や創業を目指す者に対して、沖縄県中小企業支援センターを中心として、窓口相談、専門家派遣等の支援を行います。	商工労働部 中小企業支援課
17 女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくり	女性のおしごと応援事業（再掲）	就職、再就職を希望する女性に対して就業に関する相談及びキャリア形成等に資するセミナーを開催します。	商工労働部 労働政策課
18 女性の登用促進のための支援（ロールモデルの普及促進）	女性起業塾の実施	女性起業家等による、各種セミナーを開催します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
19 女性の職業生活における情報収集・整理・提供	特定事業主行動計画に基づく女性の活躍推進	職場における女性職員の活躍を推進するため、行動計画において数値目標を示し、毎年度、その取組状況や現状を公表します。	総務部 人事課 教育庁 総務課 警察本部 警務課
20 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（再掲）	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的にPRします。	商工労働部 労働政策課
21 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進	柔軟な働き方の普及啓発	セミナーの開催等により、テレワークの導入等柔軟な働き方についての普及啓発を図ります。	商工労働部 労働政策課

2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
22 男女雇用機会均等法等の広報啓発	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用均等月間パネル展を実施し男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。	商工労働部 労働政策課
	労働広報誌「労働おきなわ」の発行	労働分野における情報の提供として「労働おきなわ」を発行します。	商工労働部 労働政策課
23 労働相談の実施	労働相談事業	労働相談を実施します。	商工労働部 労働政策課
24 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進	職場におけるポジティブアクション（積極的改善措置）の促進	職場におけるポジティブ・アクションについて、事業者に対しての普及・啓発を行います。	商工労働部 労働政策課
25 セクシュアル・ハラスメント対策の促進	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止について	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について、事業者に対して普及・啓発を行います。	商工労働部 労働政策課
26 非正規雇用における雇用環境等の整備	認可保育所等における保育士の正規雇用化促進事業	非正規雇用の保育士の正規雇用化により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、保育士の正規雇用化を促進し、定着を図ることを目的とします。	子ども生活福祉部 子育て支援課

2-3 農林漁業における男女共同参画の推進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
27 女性リーダーの育成	農漁村指導強化事業	農漁村地域における女性リーダーの育成を行います。	農林水産部 営農支援課
28 家族経営協定づくりの推進支援	農業改良普及活動事業	女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援します。	農林水産部 営農支援課
	農業改良普及活動事業（再掲）	女性農業者の生産技術と経営技術の習得、家族経営協定締結へ向けた意識啓発を支援します。	農林水産部 営農支援課
29 女性の経営能力の向上の支援	水産加工指導体制	加工事業を希望する漁協や各漁協女性部等への加工指導体制を整えています。	農林水産部 水産海洋技術センター

2-4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
30 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランス推進事業	県内企業へ社会保険労務士を派遣し仕事と生活の両立支援に関する助言・指導等を行うほか、仕事と生活の両立についての講演会を開催し、社会全般の意識を深めます。	商工労働部 労働政策課
31 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的にPRします。	商工労働部 労働政策課
32 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進	ファミリーサポートセンターの支援事業（再掲）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。	子ども生活福祉部 子育て支援課

2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
33 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（再掲）	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的にPRします。	商工労働部 労働政策課
34 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（再掲）	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を認証・登録し、積極的にPRします。	商工労働部 労働政策課
35 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度（再掲）	企業認証に当たり、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定を要件としており、中小企業における取組の促進を図ります。また、認証を希望又は検討している企業等に対し、アドバイザーを派遣します。	商工労働部 労働政策課

3 地域における男女共同参画の実現

3-1 地域活動を推進するための連携・協働

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
36 地域活動への参画の促進	おきなわ県民カレッジ (美ら島沖縄学講座)	沖縄の歴史・伝統文化等をテーマにした講座、講演等を県民に提供します。	教育庁 生涯学習振興課
	おきなわ県民カレッジ (広域学習サービス講座)	県内6教育事務所単位で、各地区の市町村の協力の下、地域課題等へ対応するための講座を県民に提供します。	教育庁 生涯学習振興課
	おきなわ県民カレッジ (学校開放講座)	高等学校及び専修学校・各種学校が有する優れた人材と施設を活用した講座を県民に提供します。	教育庁 生涯学習振興課
	かりゆし長寿大学の運営	高齢者を対象とした講習・講座を開催し、地域活動の担い手を育成します。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	沖縄ねんりんピック・かりゆし美術展の開催	高齢者対象のスポーツ・文化交流大会である「沖縄ねんりんピック」、及び高齢者の創作品を展示する「かりゆし美術展」を開催します。 また、これらは全国健康福祉祭(ねんりんピック)へ派遣する予選的位置づけになっています。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	ねんりんピック選手等派遣事業	全国健康福祉祭(ねんりんピック)のスポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会への選手等の派遣等を行います。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	沖縄県老人クラブ連合会の活動助成(再掲)	沖縄県老人クラブ連合会が行う老人クラブ等活動推進員設置事業や健康づくり、老人スポーツ普及、文化展、芸能祭等の活動に対する助成を行います。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
37 各種地域団体との連携及びその活動の支援	シルバー人材センターの実施事業の促進	シルバー人材センターの実施する会員(概ね60歳以上)への仕事の提供や技能講習、高齢者の就業機会の開発等の事業の促進を行います。	商工労働部 雇用政策課
	女性団体等に対する助言と支援	男女共同参画社会の実現のために女性団体等に対しての助言及び支援を行います。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
38 防災・復興における男女共同参画の推進	地域づくり推進事業	県内で活動している地域づくり団体の相互交流及び情報交換を促進するなど地域の実情に応じた、より効果的な地域づくりに貢献します。	企画部 地域・離島課
	防災・災害復興における取組	男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。	知事公室 防災危機管理課
	自主防災組織設置の促進	出前講座等を通じて、自主防災組織の設置及び活動を促進するよう啓発を行います。	知事公室 防災危機管理課
	災害時における啓発	災害時における男女共同参画の視点の必要性について啓発を行います。	知事公室 防災危機管理課 子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課

3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
39 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援	老人福祉施設の整備	特別養護老人ホームの新築・改築の費用を助成することにより、施設生活環境の整備・改善を図るとともに、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう施設整備を支援していきます。	子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課
	生涯現役活躍支援事業	市民一人一人のボランティアな想いを支えること、仲間が集まりグループへと成長するための支援、団体同士のネットワークや、行政や企業など他の領域との連携や協働への支援を行うなど、幅広い領域のボランティア活動を推進し支援します。 また、ボランティア活動の支援や福祉教育の推進をとおして地域住民同士が支え合える災害にも強いまちづくりを目指します。	子ども生活福祉部 福祉政策課
	公営住宅における高齢者の入居の優遇措置	高齢者については、県営住宅に単身世帯でも入居可能とし、入居収入基準について緩和します。	土木建築部 住宅課
	高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進	高齢者が安全に安心して居住できるようバリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な「高齢者向け優良賃貸住宅」の家賃の一部を補助することにより供給の促進を図ります。（法改正により既存継続のみ）	土木建築部 住宅課
	サービス付き高齢者向け住宅の登録制度	「サービス付き高齢者向け住宅」の登録の促進を図り、状況把握・生活相談サービス付きの高齢者向け賃貸住宅の確保に努めます。	土木建築部 住宅課
	持ち家のバリアフリー化の促進	高齢者の居住する住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改修の手引きとなる指針を作成するとともに、バリアフリーリフォームの際に適切なアドバイスを行える仕組みづくりについて取組を進めます。 リフォーム工事を行う者に助成事業を実施している市町村に対して、バリアフリー改修工事等に係る費用の一部支援を行います。	土木建築部 住宅課
40 障害のある人の自立支援と生活環境の整備	地域生活支援事業（社会参加）	障害者が日常生活に必要とする訓練等を行う事業や視聴覚障害者のコミュニケーションを支援するための事業等を実施し、障害者の社会参加を促進します。	子ども生活福祉部 障害福祉課
	地域生活支援事業（市町村事業）	障害者の自立と社会参加を促進するため、地域の障害者の実情に応じて市町村が実施する事業について、補助を行います。	子ども生活福祉部 障害福祉課
	地域生活支援事業（相談・生活支援）	障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行い、障害者の職業生活における自立を促進します。	子ども生活福祉部 障害福祉課
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が十分でない方の権利を擁護し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用援助契約に基づいて、利用者への日常的な金銭管理等のサービス提供を行い、福祉サービス利用を円滑にし、地域生活を支援します。	子ども生活福祉部 福祉政策課
	障害者への職業訓練の実施	能力開発校等で障害者を対象とした職業訓練を実施し、障害者の雇用推進に取り組みます。	商工労働部 労働政策課
	職場適応訓練	障害者が「作業環境に適應することを容易にさせる」ための職業訓練を実施します。	商工労働部 雇用政策課
	就職困難者総合支援事業	障害者就業・生活支援センターの活動を支援します。	商工労働部 雇用政策課
	公営住宅への入居資格緩和及び優先入居	障害のある者に対して入居資格の条件緩和を行うとともに、障害者が含まれる世帯について入居収入要件を緩和します。	土木建築部 住宅課

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
41 ひとり親家庭等の自立支援	就業支援講習会の実施（再掲）	母子家庭の母が就職に有利な資格や技能を習得するための講習会を実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	就業相談の実施（再掲）	ひとり親家庭等の就職・再就職に伴う悩みなどについて就業相談員によるアドバイスを行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	日常生活支援事業	ひとり親家庭等が一時的に家事・育児支援を必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	特別相談事業	ひとり親家庭等における法律問題や生活上の諸問題について、専門家（弁護士）によるアドバイスを行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	公営住宅への優先入居	母子家庭・父子家庭に対して、公営住宅の入居に際して、抽選倍率の緩和を行います。	土木建築部 住宅課
42 生活上の困難を有する子ども・若者等に対する支援	沖縄県子どもの貧困対策推進基金	子どもの貧困対策に関連する県が行う事業及び市町村が行う事業の支援を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	子ども・若者育成支援事業	困難を有する子ども・若者に対し、各関係機関が行う支援を適切に組み合わせ、より効果的かつ円滑な支援の充実を図るため、子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターを運営します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	若年無業者職業基礎訓練事業	ニート等の若年無業者に対する基礎的な職業訓練を実施します。	商工労働部 労働政策課

3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
43 市町村における男女共同参画の推進の支援	県及び市町村の男女共同参画推進状況の把握・公表	毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	北部・離島市町村等に向けた男女共同参画講演会の開催	北部・離島市町村に対して男女共同参画関連の講演会を開催します。	
	市町村に対する助言・支援	市町村において主体的な男女共同参画の取組が進むよう、助言・支援を行います。	

4 社会全体における男女共同参画の実現

4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
44 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大	各種審議会への女性の登用促進	沖縄県の各種審議会等への女性の適任者登用を推進するために、女性委員の登用率が40%未満の県の附属機関・会合を設置する際に事前調整を行い、登用率に関する意見を付します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	人材情報データベースの整備	様々な分野で活躍する沖縄出身・在住の女性に関する人材情報データベースを整備します。市町村や県各局に対して、情報提供を行い、審議会等への女性登用の機会拡大を図ります。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	県及び市町村の男女共同参画推進状況の把握・公表（再掲）	毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
45 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大	管理職への積極的な登用	県の管理職への女性の積極的な登用に努めます。	総務部 人事課
46 企業や団体における女性の参画促進	職場におけるポジティブアクション（積極的改善措置）の促進（再掲）	職場におけるポジティブ・アクションについて、事業者に対しての普及・啓発を行います。	商工労働部 労働政策課

4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
47 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進	沖縄県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項の調査・審議を行うとともに、男女共同参画計画の進行管理を行います。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	男女共同参画週間	毎年6月23日～29日「男女共同参画週間」に合わせて、一般県民向けの広報啓発活動を強化します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	男女共同参画に関する県政出前講座	職員が県民のもとに直接出向き、男女共同参画についてわかりやすく説明します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	広報・啓発誌の発行	毎年1回、男女共同参画に関する広報誌を発行します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	男女共同参画年次報告書の作成・公表	沖縄県の社会・労働・家庭等各分野における男女共同参画推進についての報告書を作成し公表します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	県及び市町村における男女共同参画推進状況調査・公表（再掲）	毎年、県及び市町村における男女共同参画に関する施策の推進状況を調査し、結果を公表します。調査結果は、県や市町村において、今後の男女共同参画施策の企画立案や住民への意識啓発のための資料として活用します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	県が作成する広報・出版物への配慮	県の行政機関が作成する広報・出版物等が男女共同参画の視点を踏まえたものとなるよう働きかけます。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	人権啓発活動事業	男女共同参画の基礎となる人権尊重意識を高めるための人権啓発講演会等を開催します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	相談事業の実施	沖縄県男女共同参画センターにおいて、女性からの一般相談、国際相談を実施します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
48 男女共同参画を推進する学習機会の充実	沖縄県男女共同参画センターの管理運営	男女共同参画活動の拠点である沖縄県男女共同参画センターの活用を図ります。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	沖縄県男女共同参画センター事業	男女共同参画社会づくりを推進するため、沖縄県男女共同参画センターにおいて啓発・学習事業、相談事業等の各種講座を実施します。	
	沖縄県男女共同参画センターにおける情報提供事業	県男女共同参画センター図書情報室において、男女共同参画に関する図書・ビデオ等の収集及び提供を行います。	
49 男性の理解促進・意識啓発	男性向け講座の実施	男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や重要性について、広報啓発のための講座を実施します。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課

4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
50 学校教育の充実	人権教育の充実	学校の教育活動全体を通じて、生命の尊重や男女平等、男女の相互の理解・協力などの人権教育を推進します。	教育庁 県立学校教育課
	人権教育の推進	人権教育に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。また、「人権を考える日」（月1回）の取組を充実させます。	教育庁 義務教育課
51 キャリア教育の推進	インターンシップ推進事業	全ての全日制高校生対象に、在学中に一度は連続3日以上インターンシップを行います。	教育庁 県立学校教育課
	望ましい勤労観・職業観の育成	各小中高等学校においては、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。	教育庁 義務教育課 県立学校教育課
	大学院大学の周辺環境及び研究開発拠点の整備	大学院大学の広報に資するイベントとして理系女子育成講座を行います。	企画部 科学技術振興課
52 教職員研修の実施	初任者研修事業 10年経験者研修	各教科及び道徳、特別活動の研修を通して、教師の指導力向上を図ります。	教育庁 県立学校教育課 教育庁 義務教育課

4-4 男女間における暴力の根絶

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
53 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備	女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進（再掲）	「女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）」等の取組を実施し、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 警察本部 子供・女性安全対策課
	相談・カウンセリング体制の充実	被害女性へのカウンセリング体制の充実を図ります。	警察本部 警務課
	女性に対する暴力防止のための啓発活動の推進（再掲）	婦人保護啓発宣伝事業を実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	犯罪被害給付制度の県民への周知徹底	犯罪被害給付制度の県民への周知徹底を図るため広報を強化します。	警察本部 警務課
	被害者支援団体との連携	被害者支援団体と連携した犯罪被害者等への支援を推進します。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課 警察本部 警務課
	犯罪被害者等支援総合窓口	犯罪被害者等に関する総合的な相談に応じ、適切な支援策の情報提供・助言及び関係機関等の紹介を行います。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
	沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会会員間の連携	沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、協議会会員間の連携強化に努めます。	警察本部 警務課
	沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワークの連携	沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議を開催し、ネットワーク会員間の連携強化に努めます。	警察本部 広報相談課
	沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度	共同住宅における防犯環境の整備促進を目的に、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしている共同住宅を「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録します。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
	沖縄県防犯モデル駐車場登録制度	駐車場における防犯環境の整備促進を目的に、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を満たしている駐車場を「沖縄県防犯モデル駐車場」として登録します。	
市町村への街灯・防犯カメラの設置促進	市町村に対して、防犯カメラの設置や防犯灯の設置を促進します。	警察本部 生活安全企画課	
54 性犯罪・性暴力への対策の推進	性犯罪への厳正な対処	性犯罪に対し、あらゆる方策を駆使して検挙に努め、また再発防止に万全を期します。	警察本部 捜査第一課
	初診料・診断書料等の公費負担	性犯罪被害者に対して初診料等の公費負担を行い、被害者等の経済的負担の軽減に努めます。	
	女性警察官による事情聴取及び病院等への付添	性犯罪の特質や被害者の感情等に配慮し、事情聴取や病院等への付添を女性警察官が行います。	
	性犯罪指定捜査員の指定	女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、被害者等の感情に配慮した事情聴取を行うなど適切な運用を図ります。	
	啓発活動の推進	性犯罪防止のために、リーフレット・チラシ等を作成し啓発活動に努めます。	子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課
	性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営	性犯罪・性暴力被害者が被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。	
	性犯罪被害者支援団体に対する支援	性犯罪被害者の相談等を行っている団体の活動を支援します。	

具体的施策	事業名等	事業内容	担当課
55 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進	児童生徒に関する対策	児童買春・児童ポルノ法や青少年保護育成条例に基づき、児童の心身に有害な影響を与える犯罪を積極的に取り締まります。インターネットサイトに係る児童ポルノのブロッキングを回避して敢行される「ファイル共有ソフト利用事犯」等については全国一体となった効果的な取締りを推進します。また、被害児童の身体的・心理的ダメージの回復を図るため、カウンセリング等の支援活動を行います。さらに、児童生徒の携帯電話にフィルタリングを普及させるための取組等を行います。	警察本部 少年課
	わいせつ情報等の違法情報の取締	インターネット等を含む多様なメディア媒体におけるわいせつ情報等の違法情報の取締りを行います。	警察本部 生活保安課
56 ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー行為等に対する厳正な対処	ストーカー規制法に基づき、ストーカー規制法に抵触する行為に対して、警告、禁止命令などの行政措置や検挙措置を徹底します。	警察本部 生活安全企画課
	ストーカー行為等の広報・啓発	どのような行為がストーカー行為に当たるのか、警察がどのような対応ができるのか等の広報啓発を推進します。	
	ストーカー行為等に関する相談	ストーカー等の被害に関する相談を実施します。	警察本部 広報相談課 子供・女性安全対策課
	ストーカー行為の相談及び実務担当者の研修	ストーカー行為の相談や実務を担当する職員に対して研修を実施します。	警察本部 子供・女性安全対策課
	市町村等への講師派遣	県・市町村等からの要請に応じてストーカー規制法に関する講演等に職員を派遣します。	
57 人身取引の対策の推進	人身取引の対策	人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、人身取引への厳正な取締りを行います。	警察本部 生活保安課
	沖縄県人身取引対策連絡会議	人身取引の防止・撲滅及び被害者保護の取組のために、人身取引対策連絡会議を開催します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

第4章 計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現のためには、計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

施策の推進のためには、次のとおり県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

1 県の役割

男女共同参画社会の実現を県政の重要課題の一つと位置づけ、全庁的な推進体制により計画を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

(1) 沖縄県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議する機関として各分野の有識者等で構成する「沖縄県男女共同参画審議会」を設置しており、同審議会に対し毎年度計画の進捗状況を報告し意見を求め、審議会の意見を各部局に周知し、各施策に反映させるよう努めます。

(2) 沖縄県男女共同参画行政推進本部の運営

男女共同参画社会の実現を目指し、関連する施策を総合的に推進するため、副知事を本部長とする沖縄県男女共同参画行政推進本部を設置しており、今後も、関係部局との連携により、計画の施策の効果的な推進に努めます。

(3) 沖縄県男女共同参画センター「ているる」の運営

沖縄県男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談事業を行います。

(4) 計画の進行管理

沖縄県男女共同参画条例に基づき、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する実施状況について、公表します。

その際、沖縄県男女共同参画条例に基づき設置した男女共同参画審議会に意見を求め、客観的な進行管理を行います。

2 市町村の役割

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たす役割は重要です。市町村にはそれぞれの地域特性を踏まえ、男女共同参画の取組を行うことが求められています。

3 民間団体の役割

男女共同参画社会の形成のためには、国、市町村などの行政機関のみならず、民間団体、NPOなどの果たす役割は重要です。

各団体それぞれが男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

4 事業者の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう男女共同参画社会を実現するためには、事業者の果たす役割は重要です。

雇用上の男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスなど職場環境を整備し、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

5 県民の役割

県民一人一人が、男女共同参画社会の意義を十分に理解し、その実現に向けて、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な言動や慣習・しきたりにおける固定的な性別役割分担意識の改善など、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

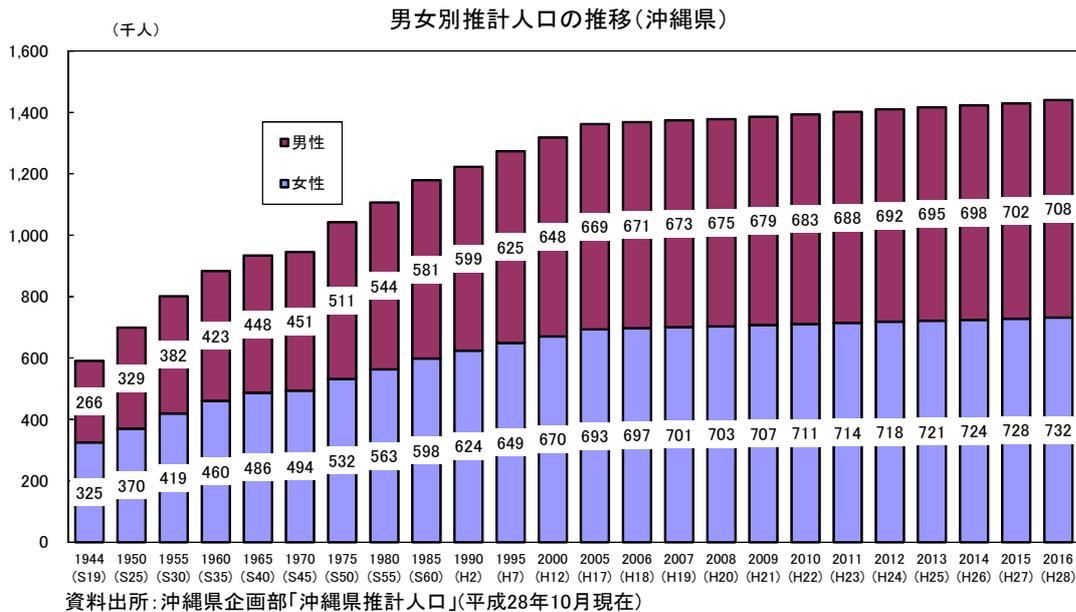
1 沖縄県の男女共同参画の状況

(1) 人口動態

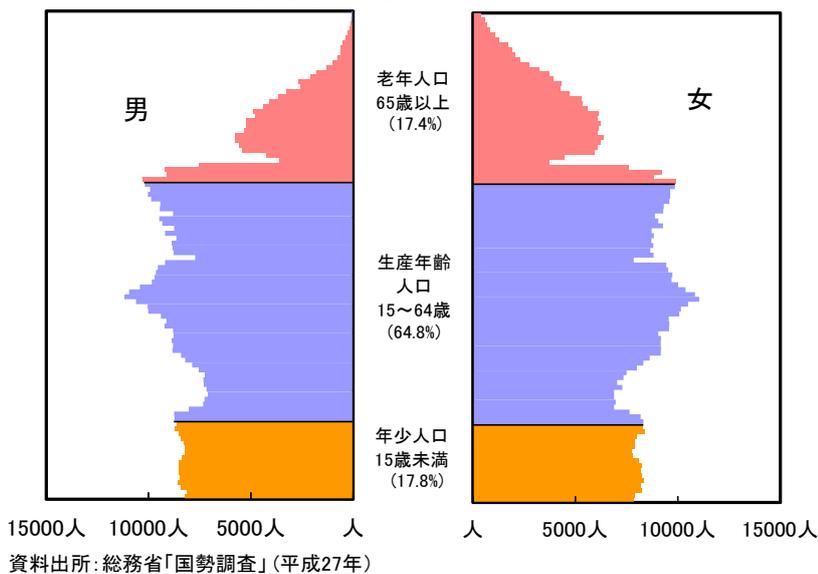
①男女別推計人口

平成28年10月1日現在の沖縄県の推計人口は、1,439,913人（前年：1,429,529人、前年比：10,384人増）となっている。

男女別にみると、女性が731,929人（同：727,602人）、男性が707,984人（同：701,927人）で、女性が23,945人（同：25,675人）多く、女性の割合が一貫して男性を上回っており、平成28年は本県人口の50.8%を女性が占めている。



【参考】沖縄県の人口ピラミッド

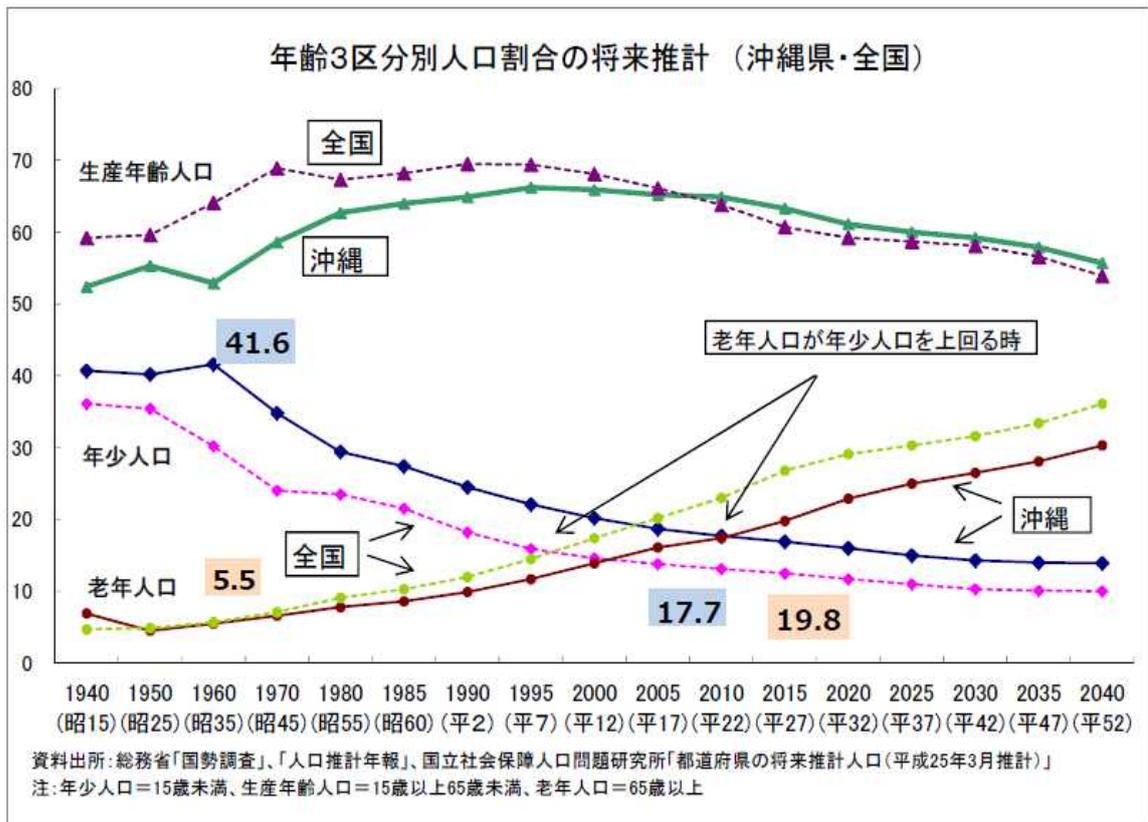


②年少人口の推移

沖縄県の人口に占める年少人口の割合をみると、昭和35年の41.6%をピークに減少し続け、平成22年には17.7%となっている。逆に老年人口は、昭和35年の5.5%から増加の一途をたどり、平成27年には19.8%に達する見込みであった。

平成25年3月推計の沖縄県の将来推計人口は、平成22年に年少人口の割合と老年人口の割合がほぼ等しくなり、平成27年には老年人口が年少人口を上回るとの推計であった。

実際に平成27年10月1日現在の推計人口において、年少人口が17.3%、老年人口が19.7%と老年人口が2.4ポイント上回っている。



③高齢者の年齢階級別人口

沖縄県の65歳以上の高齢者人口は282千人で、そのうち女性が158千人、男性が124千人で、女性が56.0%を占めている。

女性が占める割合について、75～79歳が54.4%、80～84歳で59.1%、85歳以上では71.1%となっており、高齢になるほど（になるにつれて）女性の割合が高い。

高齢者の年齢階級別人口（沖縄県）

（単位：千人、%）

平成27年 (2015)	総人口	65歳以上人口						
		65～69歳		70～74歳		75歳以上人口		
						75～79歳	80～84歳	85歳以上
男女計	1,434	282	80	56	146	57	44	45
女性	729	158	40	29	89	31	26	32
男性	705	124	40	27	57	26	18	13
女性の割合	50.8%	56.0%	50.0%	51.8%	61.0%	54.4%	59.1%	71.1%

資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）
※年齢、国籍不詳をあん分した人口

④高齢者のいる世帯

世帯状況を見ると、65歳以上の親族のいる世帯が平成27年には256,476世帯（45.9%）、65歳以上高齢者の一人暮らし世帯は51,710世帯（9.2%）、75歳以上の単身世帯は26,698世帯（4.8%）となっている。

昭和60年から平成27年までの推移をみると、一般世帯が67.6%増加しているのに対し、65歳以上単身世帯、75歳以上単身世帯は、それぞれ270.9%、312.7%も増加しており、世帯の高齢化と同時に、一人で暮らす高齢者がますます増えている傾向がうかがえる。

高齢者のいる世帯数の推移（沖縄県）

（単位：世帯、%）

	一般世帯	65歳以上の親族のいる世帯								
		65歳以上の単身世帯			単身世帯 の中の女 性の割合	75歳以上の単身世帯			単身世帯 の中の女 性の割合	
		総数	女性	男性		総数	女性	男性		
1985 (昭和60)年	333,576	76,452 (22.9)	13,943 (4.2)	11,435 (3.4)	2,507 (0.8)	82.0	6,469 (1.9)	5,317 (1.6)	1,152 (0.3)	82.2
1990 (平成2)年	362,998	86,066 (23.7)	16,929 (4.7)	13,810 (3.8)	3,119 (0.9)	81.6	8,122 (2.2)	6,720 (1.9)	1,402 (0.4)	82.7
1995 (" 7)年	403,060	101,442 (25.2)	20,914 (5.2)	16,481 (4.1)	4,433 (1.1)	78.8	10,071 (2.5)	8,354 (2.1)	1,717 (0.4)	83.0
2000 (" 12)年	440,095	97,397 (22.1)	27,392 (6.2)	20,001 (4.5)	7,391 (1.7)	73.0	13,095 (3.0)	10,483 (2.4)	2,612 (0.6)	80.1
2005 (" 17)年	486,981	145,193 (29.8)	34,587 (7.1)	23,822 (4.9)	10,765 (2.2)	68.9	16,827 (3.5)	13,102 (2.7)	3,725 (0.8)	77.9
2010 (" 22)年	519,184	158,798 (30.6)	40,390 (7.8)	26,808 (5.2)	13,582 (2.6)	66.4	21,148 (4.1)	15,963 (3.1)	5,185 (1.0)	75.5
2015 (" 27)年	559,215	256,476 (45.9)	51,710 (9.2)	31,896 (5.7)	19,814 (3.5)	61.7	26,698 (4.8)	19,010 (3.4)	7,688 (1.4)	71.2

資料出所：総務省「国勢調査」（H27）
注：（ ）は一般世帯に占める割合

⑤ひとり親世帯

平成25年度「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」によると、本県のひとり親世帯は34,806世帯で、そのうち母子世帯は29,894世帯、父子世帯は4,912世帯となっており、ひとり親世帯の85.9%を母子世帯が占めている。

世帯数で見ると、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向である。

出現率で見ると、母子世帯は増加傾向で、父子世帯はおおむね横ばい傾向である。

ひとり親世帯数・出現率（沖縄県）

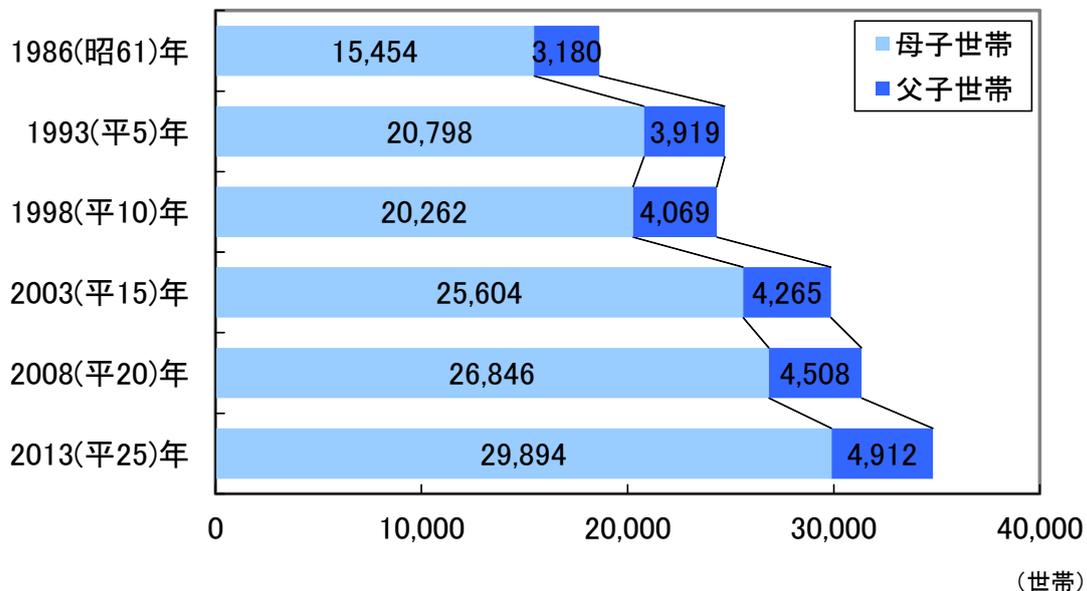
(単位:件、%)

	総世帯数	ひとり親世帯総数	母子世帯		父子世帯	
			世帯数	出現率	世帯数	出現率
1986(昭和61)年	354,565	18,634	15,454	4.36	3,180*1	0.94
1993(平成5)年	403,350	24,717	20,798	5.16	3,919	0.97
1998(平成10)年	429,799	24,331	20,262	4.71	4,069	0.95
2003(平成15)年	474,797	29,869	25,604	5.39	4,265	0.90
2008(平成20)年	516,727	31,354	26,846	5.20	4,508	0.87
2013(平成25)年	547,288	34,806	29,894	5.46	4,912	0.90

資料出所: 沖縄県生活福祉部「沖縄県母子・父子世帯実態調査報告書」
 沖縄県福祉保健部「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」

注: *1 父子世帯の数値は昭和60年度調査の結果(世帯総数339,255世帯)

ひとり親世帯数の推移（沖縄県）



資料出所: 沖縄県生活福祉部「沖縄県母子・父子世帯実態調査報告書」
 沖縄県福祉保健部「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」

(2) 男女の生活時間

沖縄県の女性の家事関連時間は、3時間29分、男性は、38分となっており、男性は女性の約1/5程度である。

男女の(家事関連)生活時間

(分)

		家事	介護・看護	育児	買い物	家事関連時間
沖縄県・女	総数	2時間25分	8分	26分	30分	3時間29分
	10～24歳	24分	1分	5分	16分	44分
	25～44歳	2時間27分	10分	1時間11分	33分	4時間20分
	45～64歳	3時間14分	9分	9分	39分	4時間10分
	65歳以上	3時間05分	11分	3分	23分	3時間42分
	有業	2時間05分	9分	22分	29分	3時間05分
無業	3時間10分	8分	36分	33分	4時間27分	
沖縄県・男	総数	17分	2分	7分	12分	38分
	10～24歳	6分	0分	2分	9分	16分
	25～44歳	14分	1分	16分	11分	42分
	45～64歳	20分	2分	4分	14分	39分
	65歳以上	29分	8分	3分	15分	55分
	有業	14分	1分	9分	11分	35分
無業	25分	5分	2分	17分	49分	
全国・女		2時間32分	5分	23分	35分	3時間35分
全国・男		18分	2分	5分	17分	42分

資料出所：総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

注：1日当たりの平均行動時間数(下図も同様)

「家事関連時間」=「家事」+「介護・看護」+「育児」+「買い物」(下図も同様)

夫と妻の(家事関連)生活時間

(分)

		家事	介護・看護	育児	買い物	家事関連時間
沖縄県・女	夫・妻ともに有業(共働き)	2時間48分	10分	38分	31分	4時間07分
	夫・有業、妻・無業	4時間13分	6分	1時間38分	46分	6時間43分
	夫・無業、妻・有業	2時間05分	4分	9分	44分	3時間02分
	夫・妻ともに無業	4時間07分	16分	8分	33分	5時間04分
沖縄県・男	夫・妻ともに有業(共働き)	16分	1分	10分	10分	37分
	夫・有業、妻・無業	12分	1分	15分	11分	39分
	夫・無業、妻・有業	50分	-	16分	15分	1時間21分
	夫・妻ともに無業	28分	11分	3分	18分	1時間

資料出所：総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

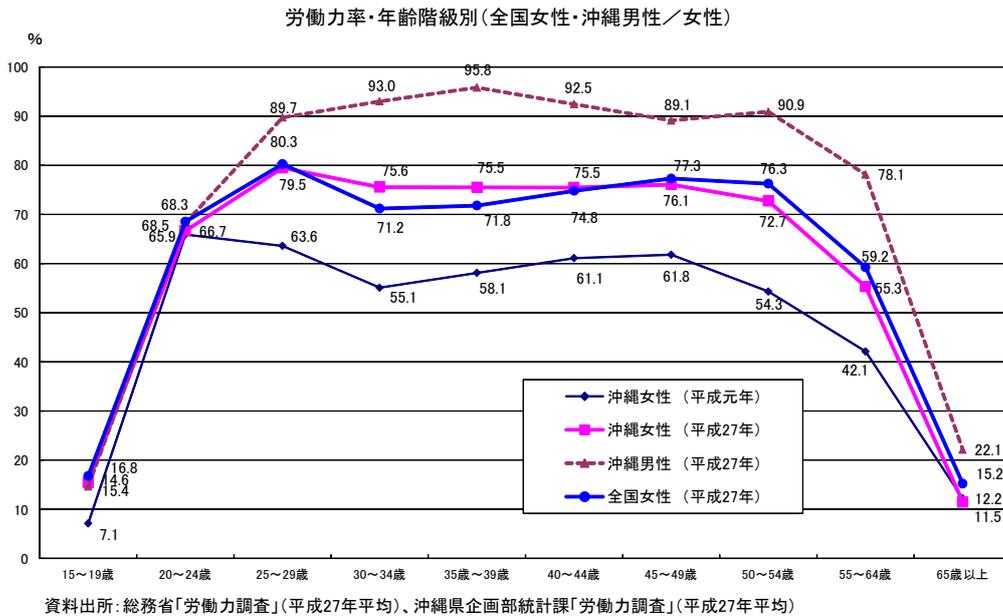
注：夫・妻の生活時間については、全ての年齢層を含めた夫と妻の平均生活時間になる。

(3) 就業状況

①女性の年齢階級別労働力率

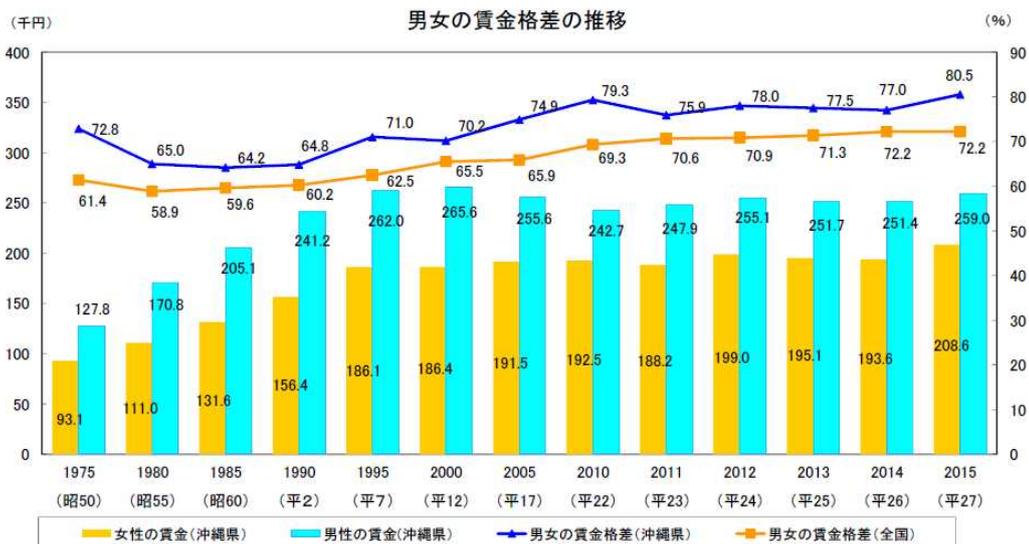
全国の女性の労働力率を年齢階級別にみると、労働力曲線はいわゆる「M字型」を描いており、女性の労働力率が高校、大学を卒業して就職する20代と子育てを終えて再就職する40代の頃に2つのピークがあり、出産・子育てで離職する30代が最も落ち込んでいる。

沖縄県の女性を全国と比べると、30代の女性の労働力率にM字型の落ち込みがみられない。



②男女の賃金格差

「賃金構造基本統計調査報告」によると、平成27年の本県の所定内給与額は、女性が208,600円、男性が259,000円、男女の賃金格差(男性の給与を100とした場合の女性の給与)は80.5ポイントで全国と比較すると本県の賃金格差は小さい。



(4) 育児・介護休業制度

「平成27年度沖縄県労働環境実態調査報告書」によると、育児休業制度を就業規則に規定している事業所は、「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」が57.9%、「正社員のみ規定あり」が21.7%、「正社員及び非正規社員のどちらも規定なし」が18.6%となっている。

また、介護休業制度を就業規則で規定している事業所は「正社員及び非正規社員のどちらも規定あり」が53.0%、「正社員のみ規定あり」が17.6%、介護休業制度を規定していない事業所は27.4%となっている。

下表の育児休業取得率の推移は、「平成27年度沖縄県労働環境実態調査報告書」によると、平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間に出産又は配偶者が出産した人数2,214人のうち、育児休業取得率は女性90.5%、男性5.0%となっている。

育児・介護の休業制度の有無(沖縄県)



資料出所：沖縄県商工労働部労働政策課「平成27年度沖縄県労働条件等実態調査報告書」
 ※回答事業者数：826件

育児休業取得率の推移 (沖縄県)

	年度別								単位：(%)
	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	
女性	91.8	87.6	91.2	91.2	92.8	91.4	—	90.5	
男性	1.9	2.4	1.3	2.3	3.8	2.8	—	5.0	

資料出所：沖縄県商工労働部労政能力開発課「平成27年度沖縄県労働条件等実態調査報告書」
 ※「平成26年度沖縄県労働環境実態調査報告書」は、性別での集計を実施していない。

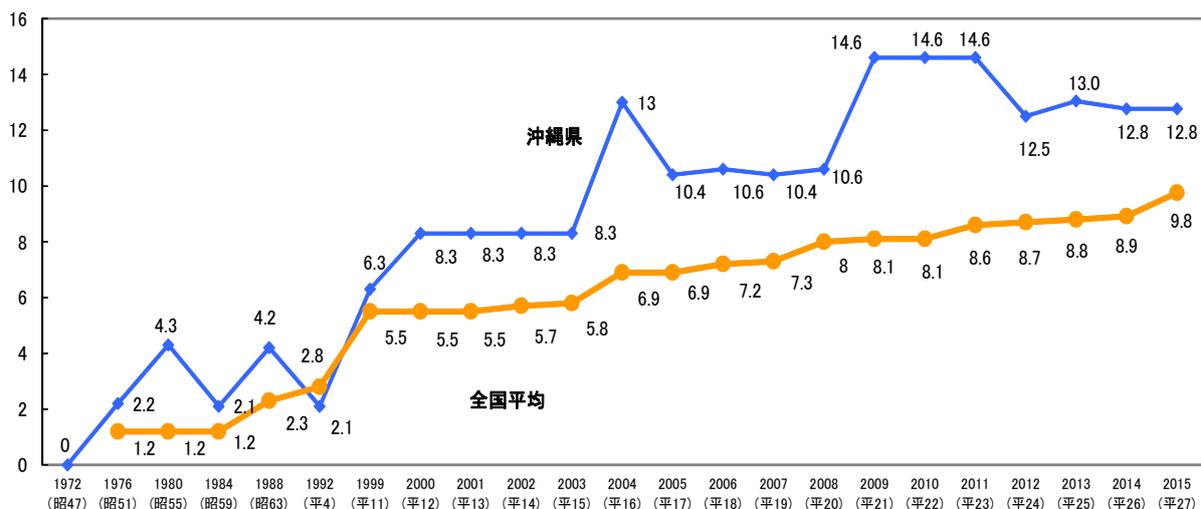
(5) 女性の社会参画

① 地方議会議員

平成27年12月現在、県議会議員47人中女性議員は6人（12.8%）となっており、全国都道府県平均の9.8%を3ポイント上回っている。

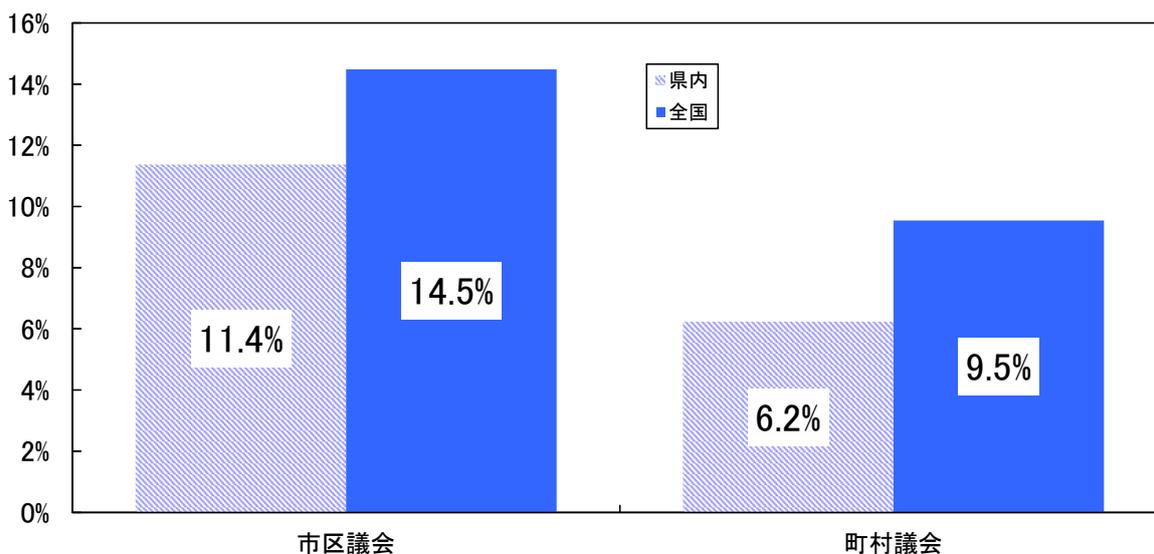
県内の市町村議会における女性議員は、市議会が33人で11.4%、町村議会が22人で6.2%となっている。全国平均と比較すると、市議会では全国を3.1ポイント、町村議会では3.3ポイント下回っている。

県議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）



資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」（平成27年12月31日現在）

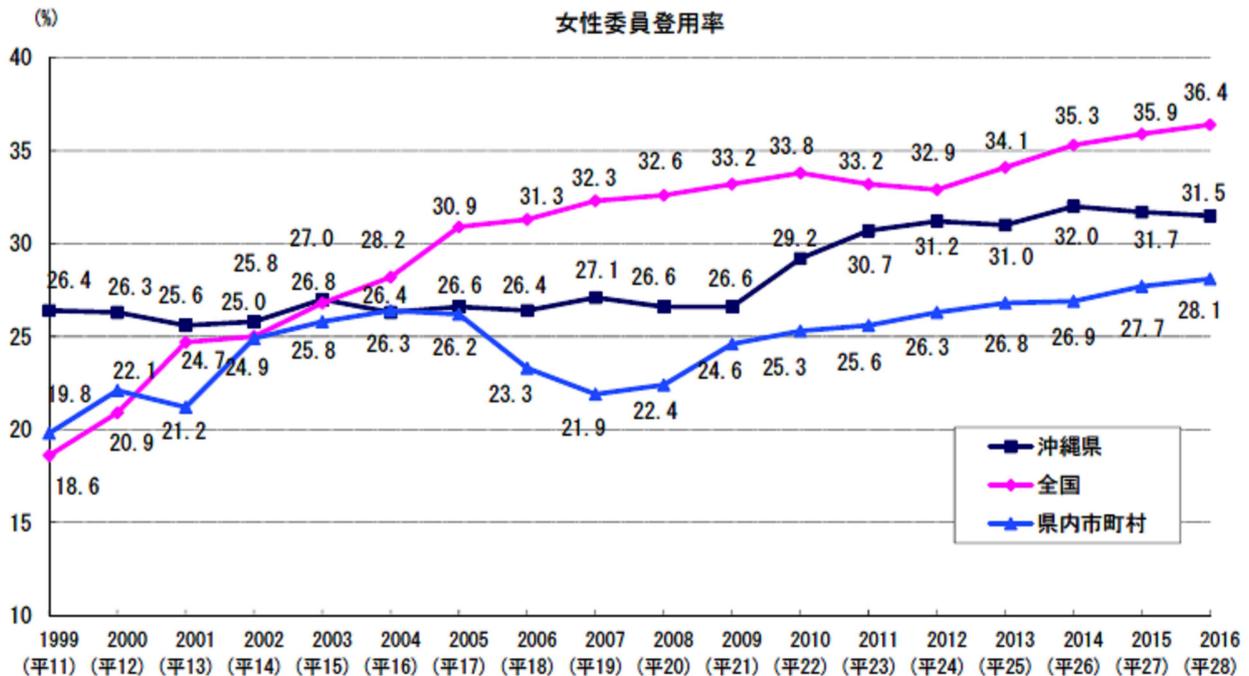
市町村議会における女性議員（沖縄県・全国）



資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」（平成27年12月31日現在）

②審議会等における女性委員の登用

平成28年の本県における教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会（地方自治法第180条の5関係）、その他の審議会における女性委員の数は、委員総数1,550人中489人で、割合は31.5%となっている。ここ数年、30%前半で推移しているが、第4次沖縄県男女共同参画計画で設定した登用目標値の40%には到達できていない。



※全国の数値は各都道府県の調査時点により異なる。県・県内市町村の数値は各年4月1日現在。

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策推進状況」（平成29年1月）

③県内民間企業における女性の登用状況

平成27年度の事業所における管理職（課長相当職＋部長相当職）の人数について、女性管理職割合は17.4%となっている。係長相当職の女性割合は31.4%、部長相当職以上の女性管理職割合は14.2%となっている。

事業所における管理職の人数と割合

(単位：人、%)

	役職名		
	係長相当職	課長相当職	部長相当職
女性	1,121 31.4%	599 19.1%	241 14.2%
男性	2,445 68.6%	2,538 80.9%	1,453 85.8%
合計	3,566	3,137	1,694

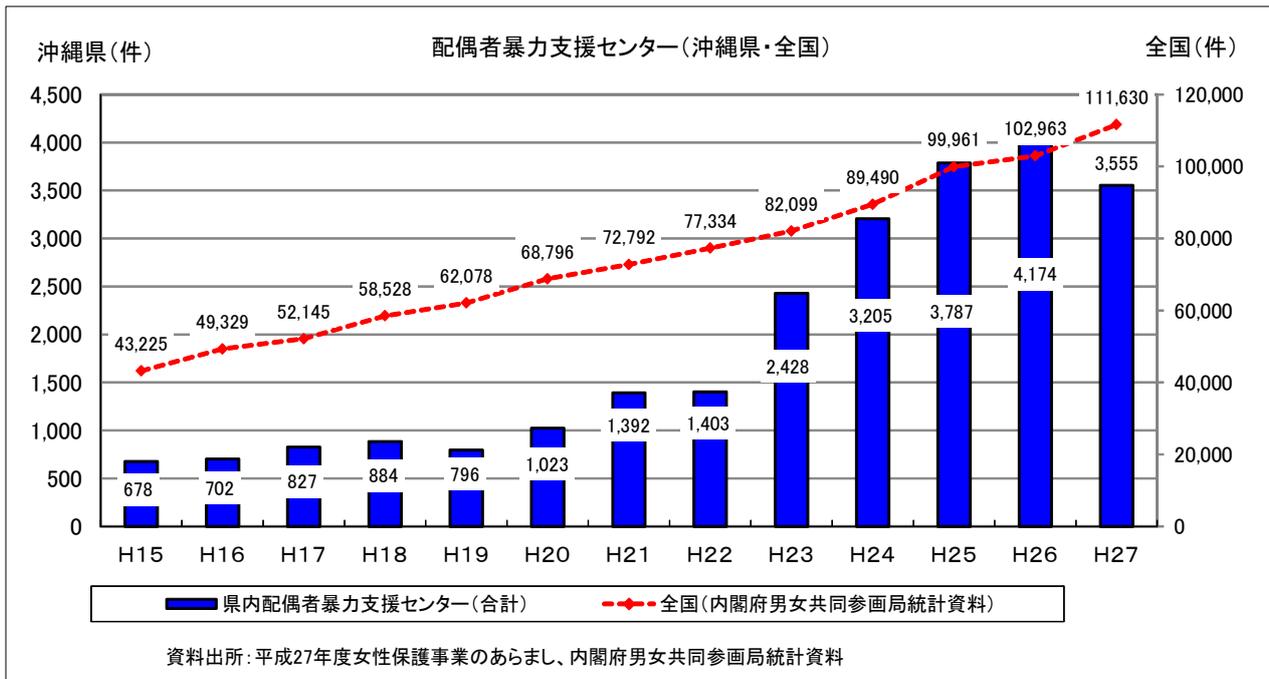
資料出所：沖縄県商工労働部労働政策課「平成27年度沖縄県労働条件等実態調査報告書」

(6) 男女間の暴力等の状況

① 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

平成27年度に、県内6か所の配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所）で受けた相談件数は3,555件で、前年度より619件減少（約15%減）している。

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成27年度は前年度より8,667件増加している。



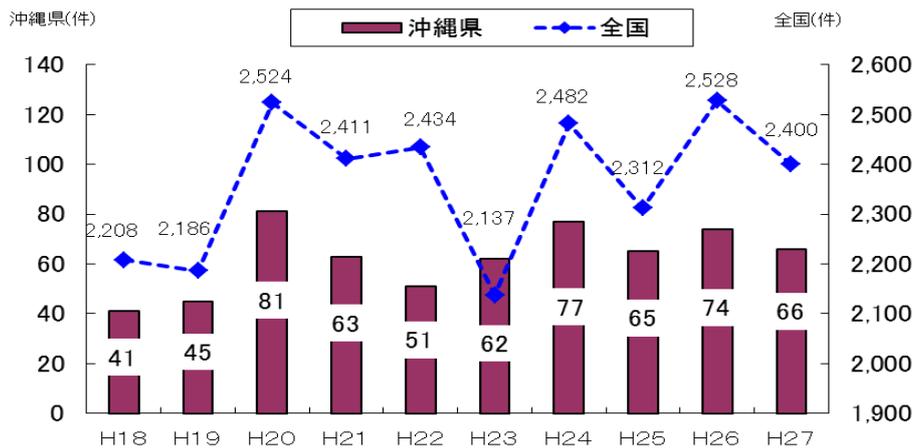
②配偶者暴力に関する保護命令発令状況

保護命令発令件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
沖縄県	41	45	81	63	51	62	77	65	74	66
全国	2,208	2,186	2,524	2,411	2,434	2,137	2,482	2,312	2,528	2,400
全国での順位	20位	18位	8位	15位	18位	13位	12位	11位	10位	13位

資料出所: 最高裁判所事務総局民事局資料を基に青少年・子ども家庭課が作成

保護命令発令件数(沖縄県・全国)

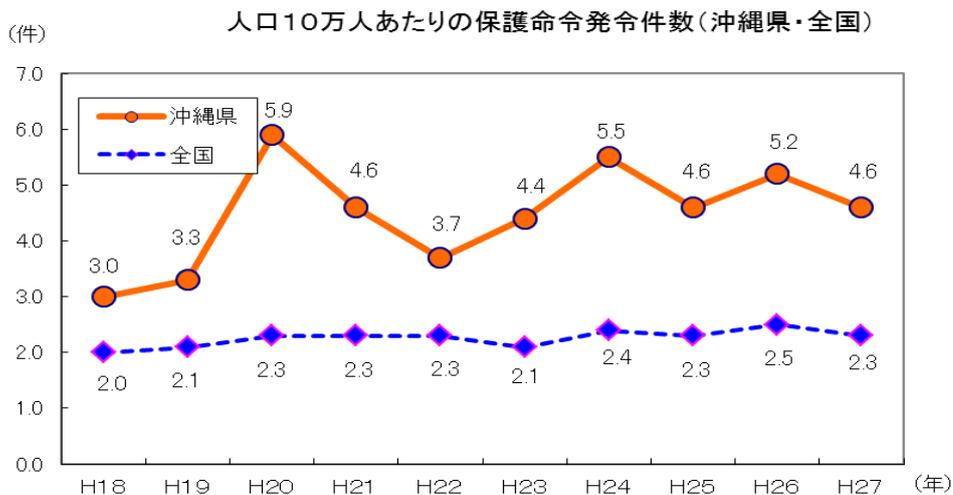


資料出所: 最高裁判所事務総局民事局資料を基に青少年・子ども家庭課が作成

人口10万人あたりの保護命令発令件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
沖縄県	3.0	3.3	5.9	4.6	3.7	4.4	5.5	4.6	5.2	4.6
全国	2.0	2.1	2.3	2.3	2.3	2.1	2.4	2.3	2.5	2.3
全国での順位	6位	5位	1位	2位	8位	2位	2位	3位	5位	4位

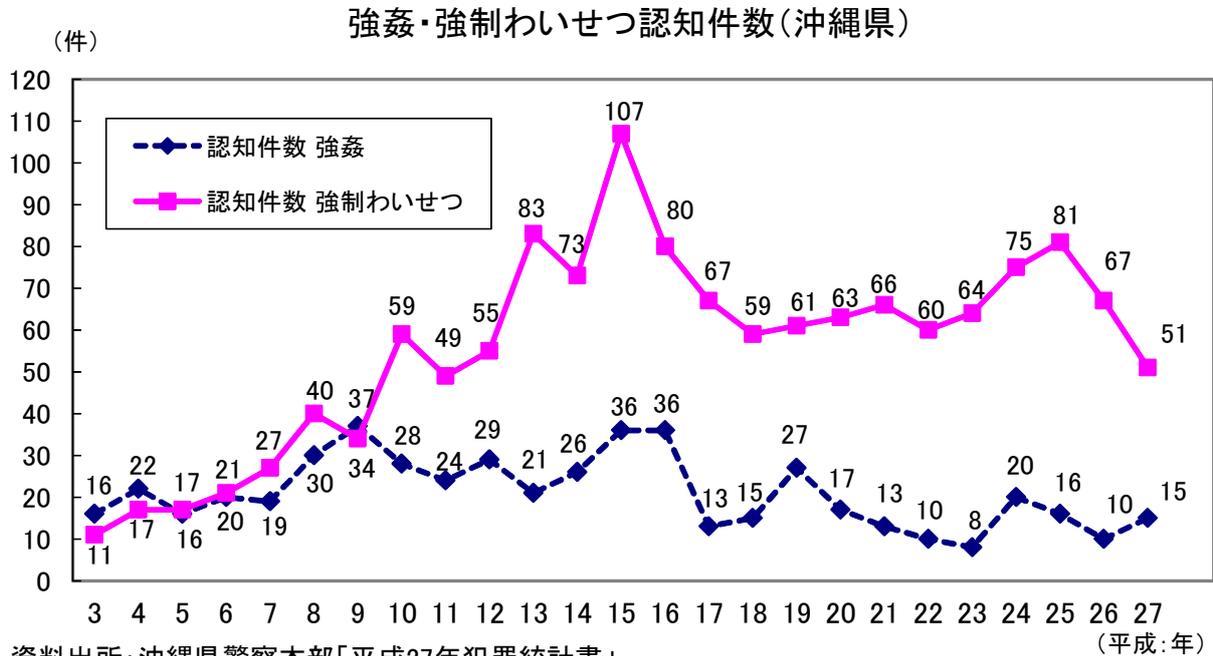
資料出所: 最高裁判所事務総局民事局資料を基に青少年・子ども家庭課が作成



資料出所: 最高裁判所事務総局民事局資料を基に青少年・子ども家庭課が作成

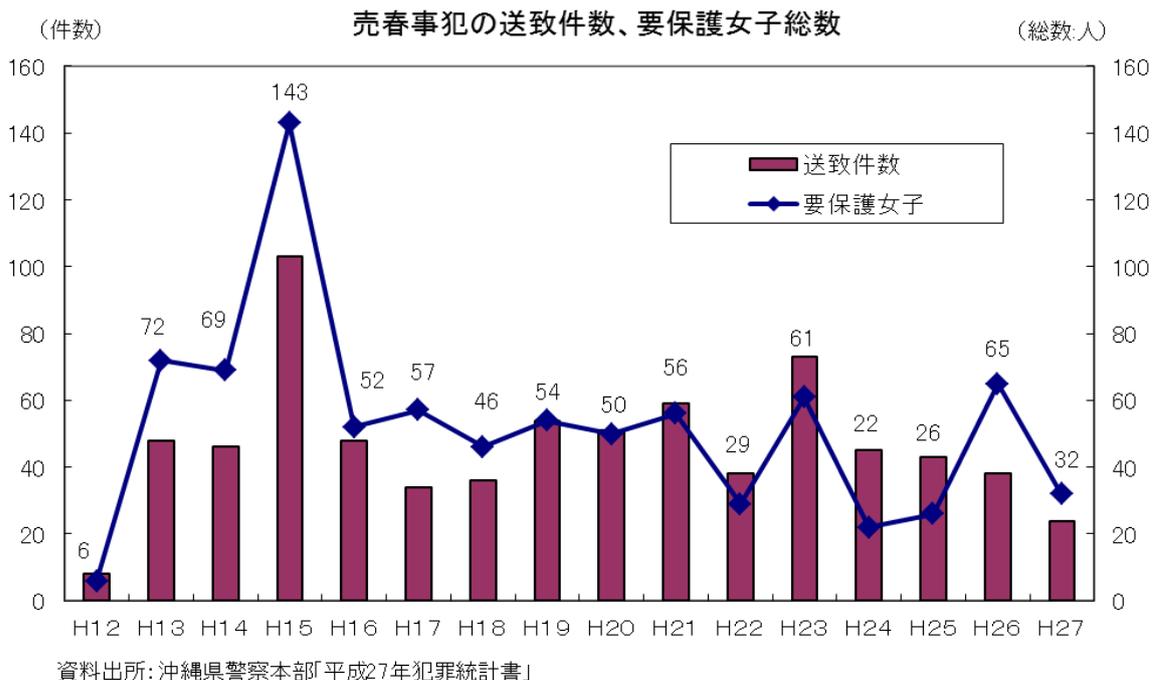
③性暴力・性犯罪被害

平成27年に本県の警察署に届けられた性犯罪の認知件数は、「強姦」15件、「強制わいせつ」51件となっており、前年と比較すると強姦は5件の増加、強制わいせつは16件の減少となっている。



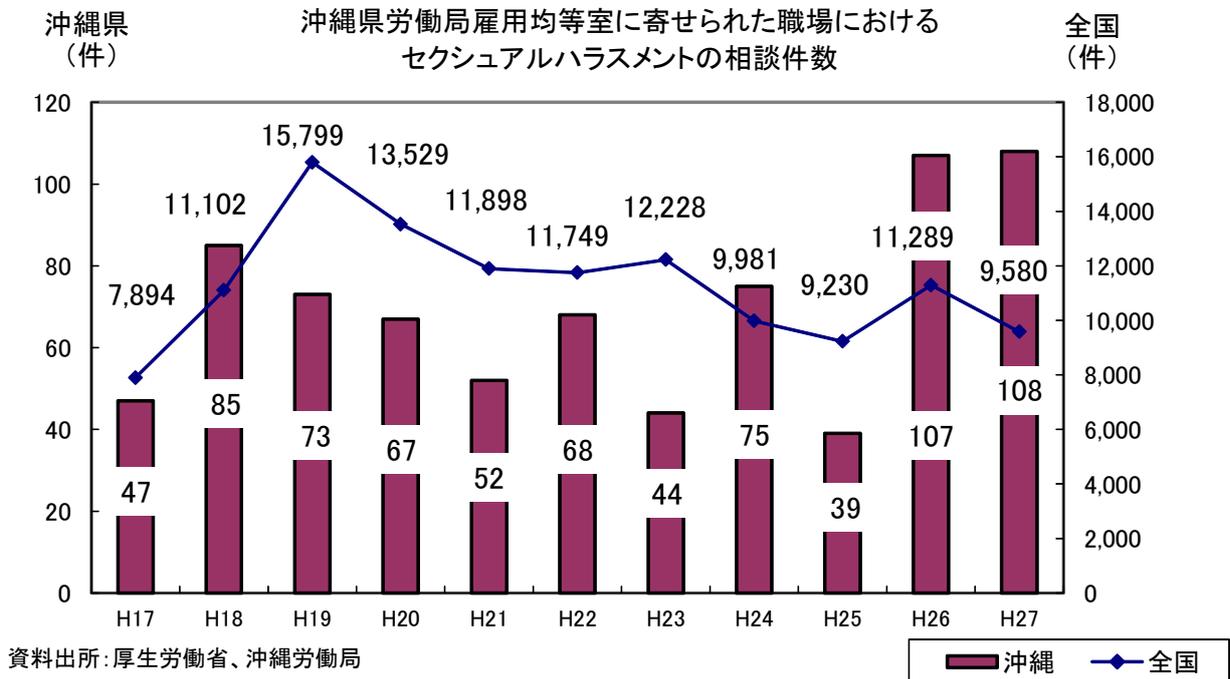
④売買春の実態

平成27年の県内における売春事犯（売春をさせる契約、場所提供、売春をさせる業の違反態様）での送致件数は24件となっている。また、売春事犯で警察に保護された要保護女子の数は32人となっている。



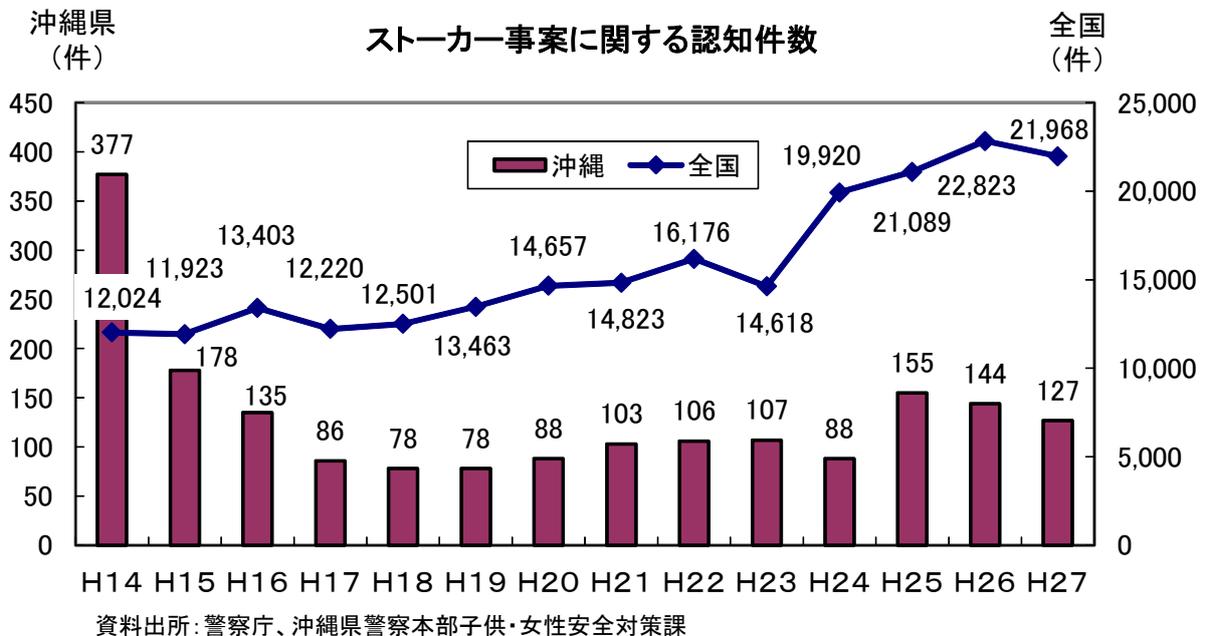
⑤セクシュアル・ハラスメントの実態

平成27年度に沖縄県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアルハラスメントの相談件数は108件で、前年度に比べ1件増加している。



⑥ストーカー行為の実態

沖縄県における平成27年のストーカー事案の認知件数は127件で、前年度より17件減少している。



2 男女共同参画に関する県民の意識

【平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査概要】

①調査の目的

この調査は、沖縄県における男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態について把握し、次期（第5次）沖縄県男女共同参画計画の策定及び今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とすることを目的とする。

②調査の内容

- (1) 男女の地位の平等観について
- (2) トートーメー（位牌）の継承について
- (3) 家庭生活での男女の役割分担について
- (4) 女性の就労について
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
- (6) 地域活動への参加意識について
- (7) 老後の生活について
- (8) 介護について
- (9) 配偶者からの暴力と対策について
- (10) セクシュアル・ハラスメントと対策について
- (11) 男女共同参画行政および推進について

③調査設計

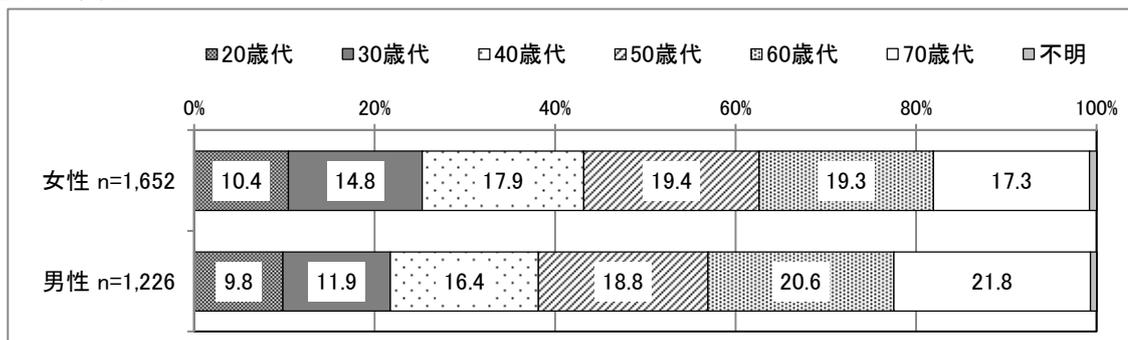
- (1) 調査地域 : 沖縄県全域
- (2) 調査対象 : 沖縄県各市町村から無作為に抽出した満 20 歳以上の男女
- (3) サンプルング方法 : 県内各市町村の住民基本台帳及び選挙人名簿から抽出
- (4) 調査方法 : 郵送配布/郵送回収
- (5) 調査期間 : 平成 27 年 9 月 10 日～10 月 23 日
- (6) 調査機関 : 協同組合沖縄産業計画

④回収結果

- (1) 配布数 : 7, 0 0 0 件
- (2) 回収数 : 2, 8 7 8 件（回収率 41.1%）

⑤回答者の属性

性別・年代



男女平等に関する意識について

①男女の地位の平等感について

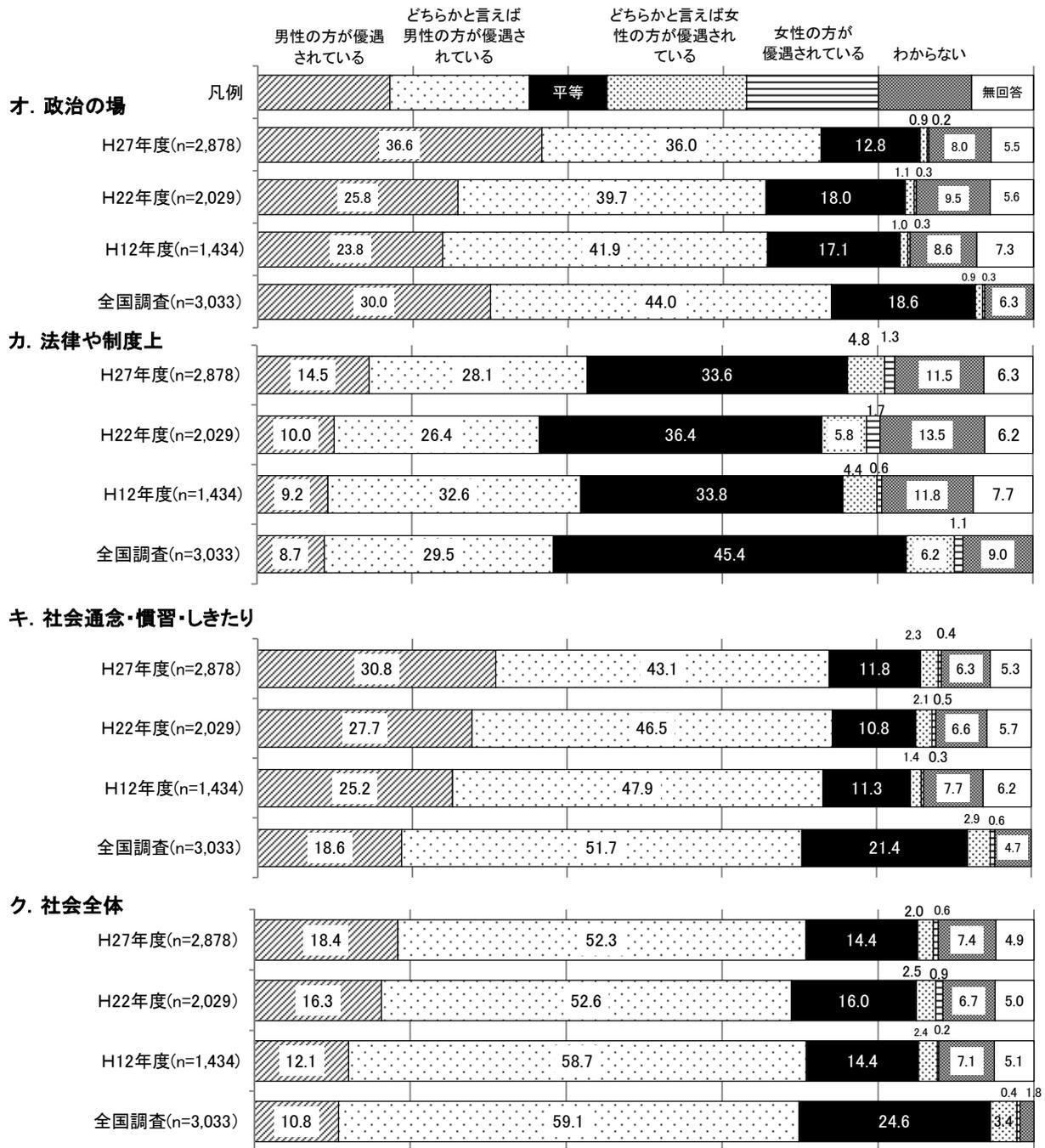
男性が優遇されている（「男性の方が優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と回答した割合は、『社会通念・習慣・しきたり』（73.9%）、『政治の場』（72.6%）、『社会全体』（70.7%）で7割以上となっている。

また、「平等」と回答した割合が高かった項目は『教育』（57.6%）となっている。

前回までの調査と比較すると男性が優遇されていると回答した割合が低くなっているものは、『家庭生活』、『職場』となっているものの、『政治の場』、『法律や制度上』では、高くなっている。

男女の地位の平等感(今回調査、前回調査、前々回調査、全国調査比較)





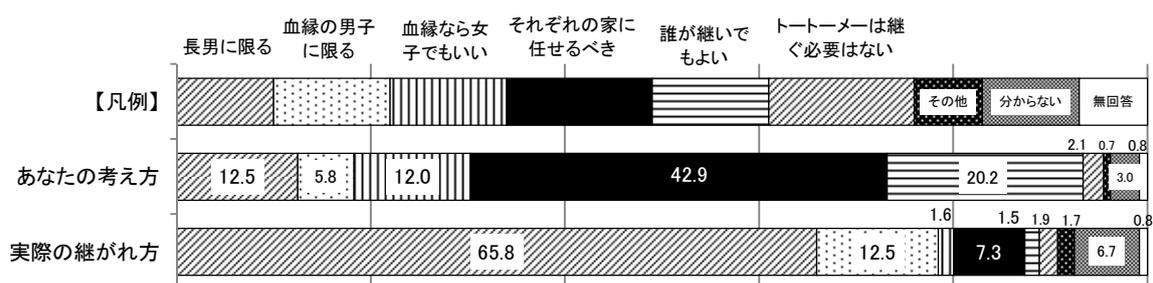
※全国調査： 内閣府「平成 24 年度男女共同参画社会に関する世論調査」

②トートーメー（位牌）の継承について

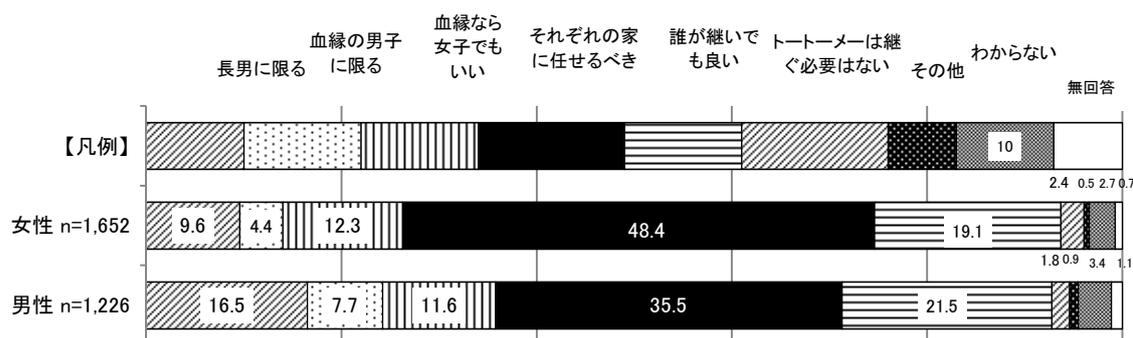
トートーメー（位牌）の継承について、個人的意見では「それぞれの家に任せるべき」（42.9%）が最も高く、次に「誰が継いでもよい」（20.2%）となっている。しかし、実際の継がれ方は、「長男・血縁の男子に限る」（78.3%）で8割近くを男性が継いでいる結果となっている。

また、個人的意見を性別でみると女性では「それぞれの家に任せるべき」（48.4%）で男性より12.9ポイント高い。一方、男性では「長男・血縁の男子に限る」（24.2%）と女性（14%）に比べ高い結果となっている。

トートーメー（位牌）の継承（個人的意見と実際の比較）



トートーメー（位牌）の継承について個人的意見（性別）



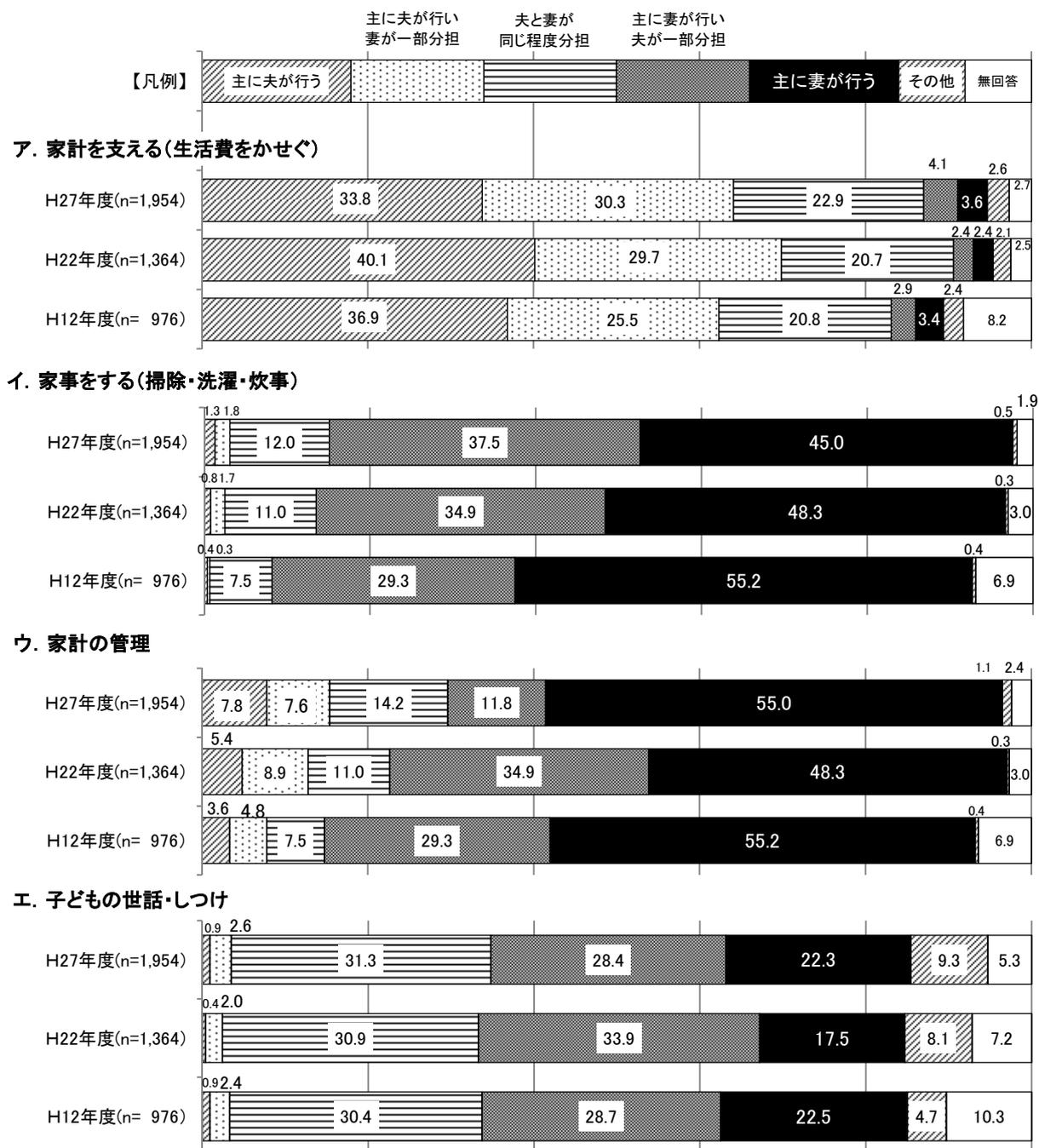
家庭生活について

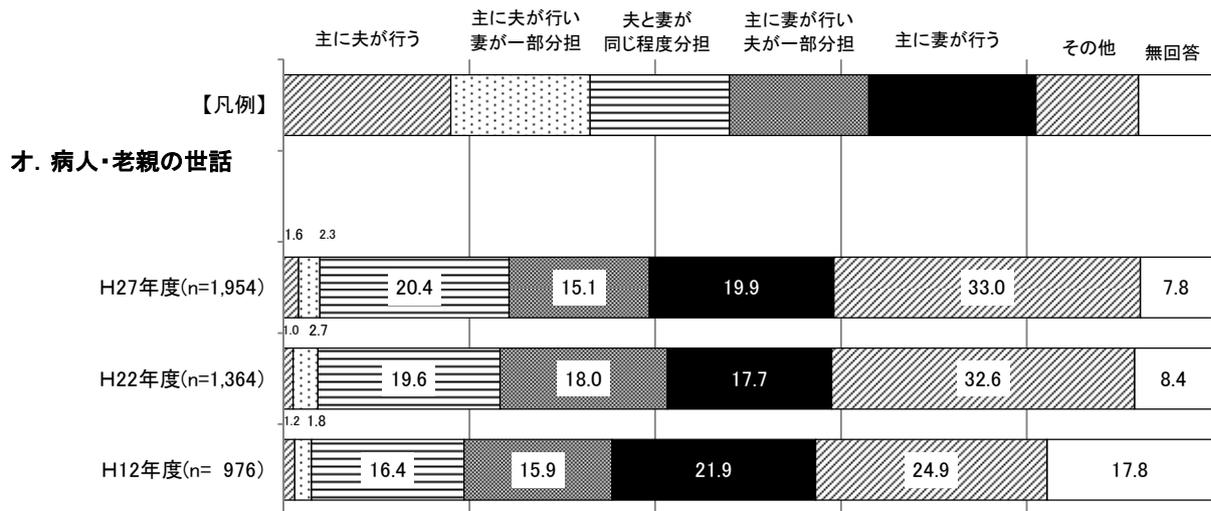
①家庭内の役割分担

家庭内の役割分担について「主に妻が行う」、「主に妻が行い夫が一部分担」を合わせて主に妻が行っていることをみると、最も割合が多いのは『家事をする』（82.5%）で、『家計の管理』（66.8%）、『子どもの世話・しつけ』（50.7%）、『病人・老親の親の世話』（35.0%）と続く。

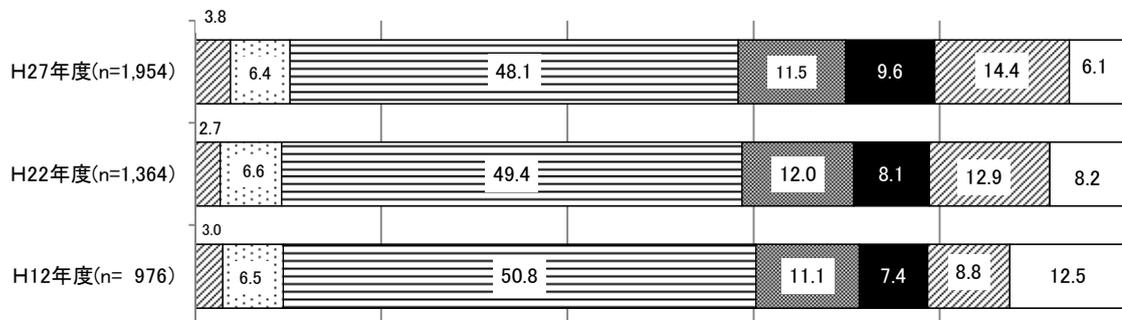
逆に「主に夫が行う」および「主に夫が行い妻が一部分担」を合わせて主に夫が行っていることをみると、『家計を支える』が64.1%で最も多く、以下『高額商品の購入』（45.5%）、『家庭の問題の最終決定者』（43.7%）となっている。

家庭内の役割分担(今回調査、前回調査、前々回調査比較)

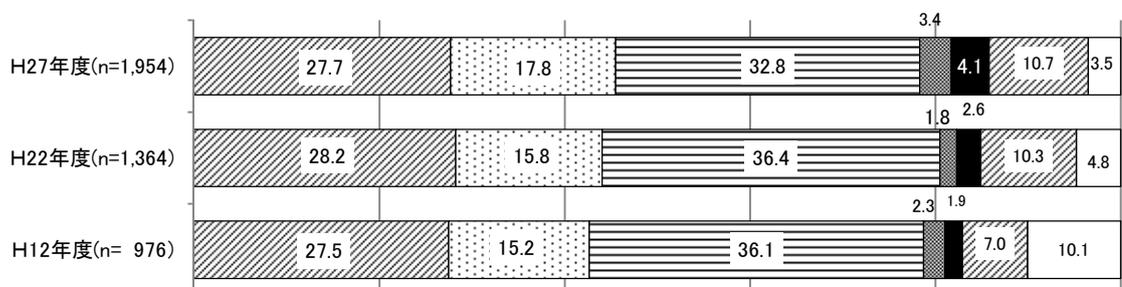




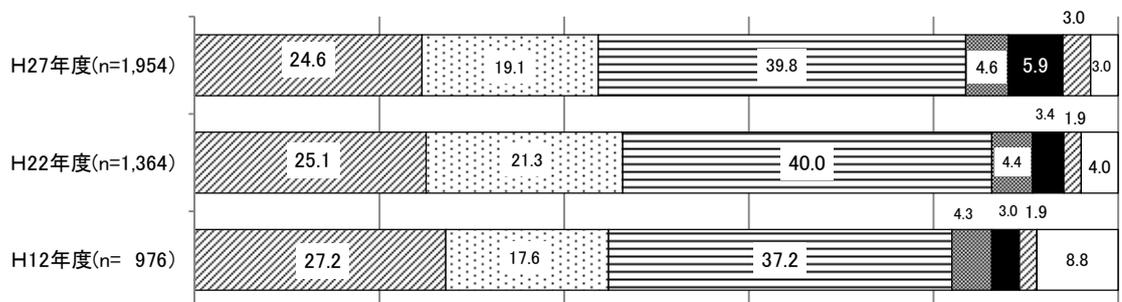
カ. 子どもの教育方針・進学の設定



キ. 高額商品の購入(不動産等)



ク. 家庭の問題の最終的な決定者



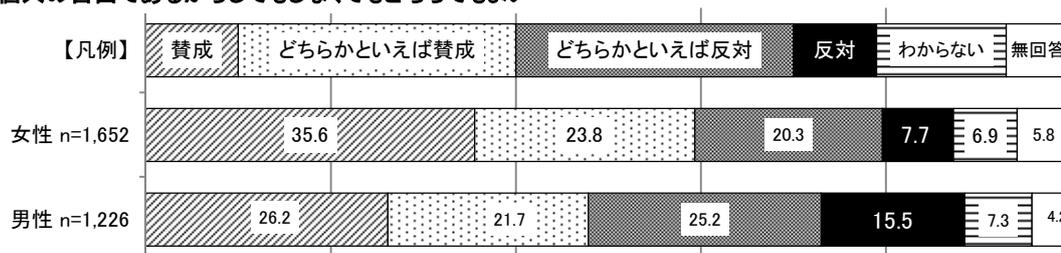
②結婚や家庭生活に関する考え

結婚や家庭生活に関する考え方を性別でみると、「結婚はしてもしなくてもどちらでもよい」は、女性の約6割が賛成としている。賛成は男性の47.9%に対し、女性は59.4%で11.5ポイント高く、結婚に対するこだわりは男性より低い。

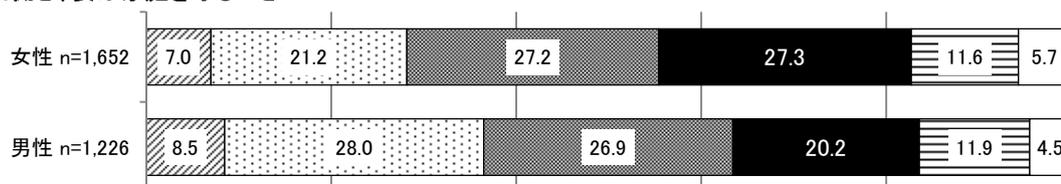
次に、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」については、女性は54.5%が反対している。なお、男性は47.1%で女性より7.4ポイント低い。

結婚や家庭生活についての考えについて（性別）

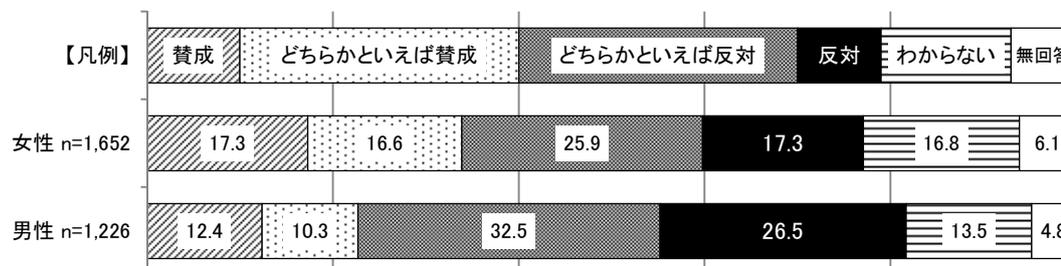
ア. 結婚は個人の自由であるからしてもしなくてもどちらでもよい



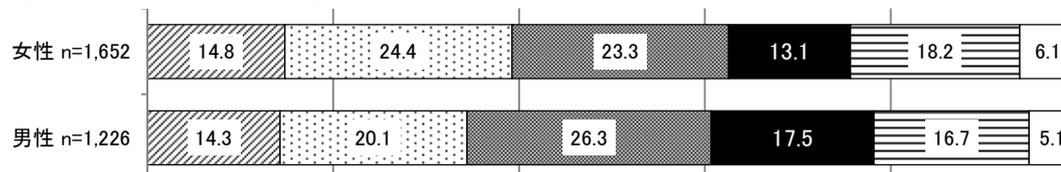
イ. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべき



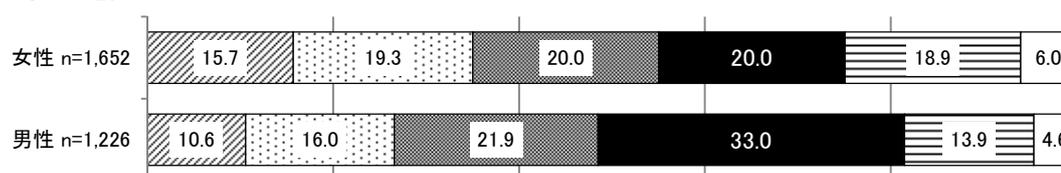
ウ. 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要性はない



エ. 相手に満足できないときは離婚すればよい



オ. 選択的夫婦別姓を認める方がよい

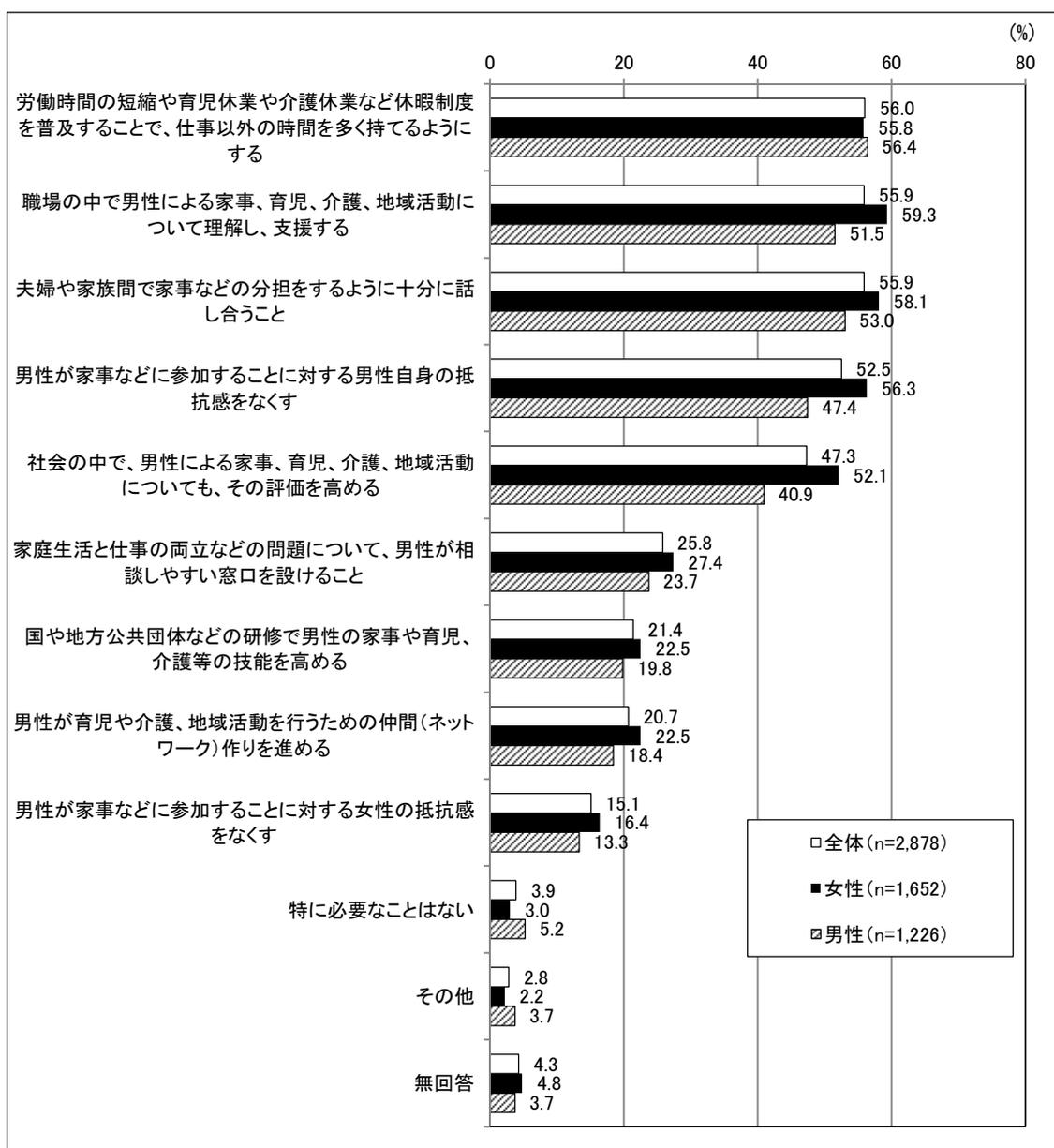


③男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと

男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために、必要なことをみると「労働時間の短縮や育児休業や介護休業など休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする」(56.0%)、「職場の中で男性による家事、育児、介護、地域活動について理解し、支援する」(55.9%)、「夫婦や家族間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」(55.9%)の上位3位がほぼ同じ比率となっている。

性別で見ると、女性の割合が特に高いのは「職場が理解し、支援する」、「男性自身の抵抗感をなくす」、「社会が男性の家事などの評価を高める」などとなっている。

男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと(性別・3つ以内回答)



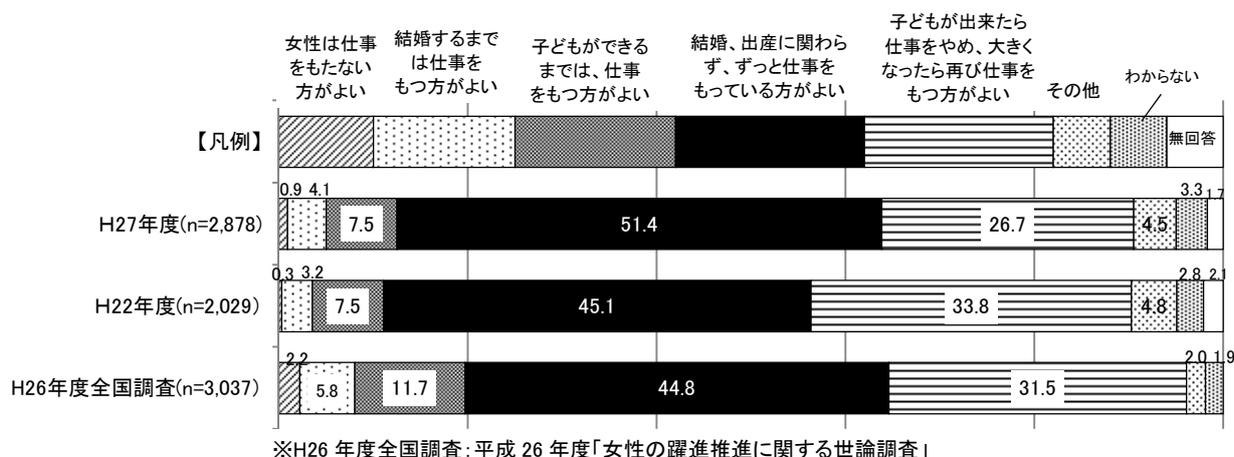
仕事について

①女性の働き方

女性が仕事を持つことに対し、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事をもっている方がよい」(51.4%)で最も割合が高く、次に「子どもが出来たら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」(26.7%)が続き、全体の78.1%は結婚後も仕事をした方がよいとしている。

これを前回調査と比較すると、「子どもが出来たら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が7.1ポイント減少し、代わりに「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事をもっている方がよい」が6.3ポイント増加している。

女性が仕事をもつことに対する考え方(今回調査、前回調査、全国調査比較)



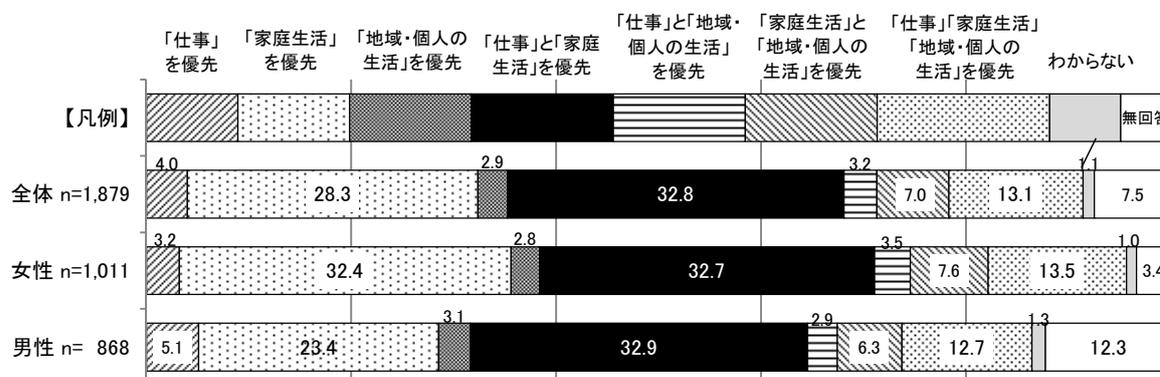
②ワーク・ライフ・バランスについて

(1) あなたの希望

希望するワーク・ライフ・バランスの優先順位を全体で見ると、「仕事と家庭生活を優先」(32.8%)が最も割合が高く、以下「家庭生活を優先」(28.3%)、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を優先」(13.1%)の順となっている。

性別で見ると、女性が「家庭生活を優先」(32.4%)であるのに対し、男性は23.4%と女性が9ポイント高い結果となっている。

生活の中で優先すること(性別)



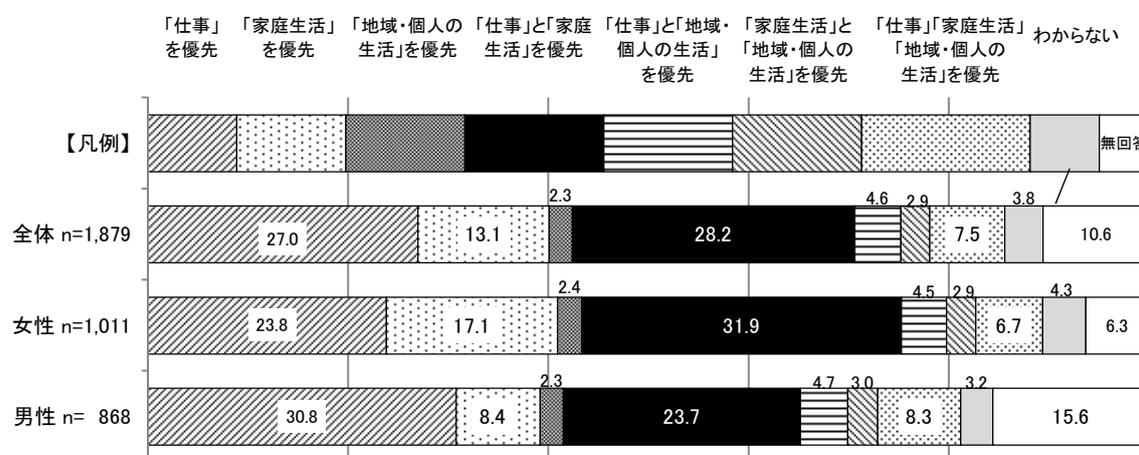
(2) あなたの現実（現状）に近いもの

ワーク・ライフ・バランスの現実（現状）に近いものを全体で見ると、「仕事と家庭生活を優先」（28.2%）が最も割合が高く、次に「仕事を優先」（27.0%）、「家庭生活を優先」（13.1%）の順となっており、希望するワーク・ライフ・バランスと大きく異なっている。

これを性別で見ると、女性では全体順位と同じく、「仕事と家庭生活を優先」（31.9%）、「仕事を優先」（23.8%）、「家庭生活を優先」（17.1%）の順となっており、ここでも希望と現実で大きく異なっている。

また、男性では「仕事を優先」（30.8%）が最も高く、以下「仕事と家庭生活を優先」（23.7%）、「家庭生活を優先」（8.4%）と続き、さらに違いが見られる。

生活の中で優先していること(性別)



生活の中で優先すること(性別・希望と現実)

※上位 5 位までを掲載 網掛けは上位 2 位までの回答

	全体 n=1,879		女性 n=1,011		男性 n= 868	
	希望	現実	希望	現実	希望	現実
「仕事」と「家庭生活」ともに優先	32.8	28.2	32.7	31.9	32.9	23.7
「家庭生活」を優先したい	28.3	13.1	32.4	17.1	23.4	8.4
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を優先	13.1	7.5	13.5	6.7	12.7	8.3
「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先	7.0	2.9	7.6	2.9	6.3	3.0
「仕事」を優先したい	4.0	27.0	3.2	23.8	5.1	30.8

地域活動について

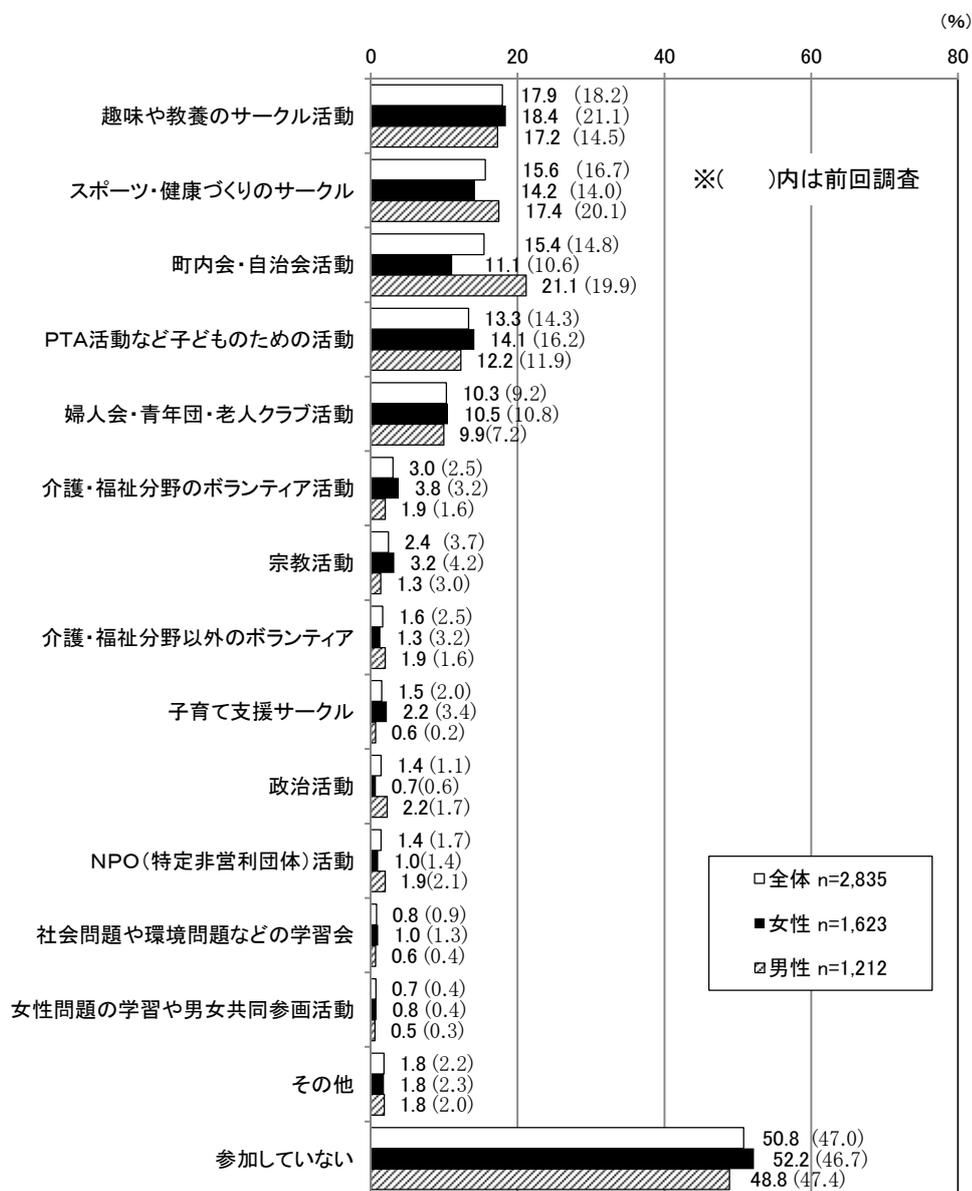
①地域活動への参加状況

現在、地域社会に参加しているのは全体で 49.2%である。参加している活動では、「趣味や教養のサークル活動」(17.9%)が最も高く、以下、「スポーツ・健康づくりのサークル」(15.6%)、「町内会・自治会活動」(15.4%)、「PTA活動など子どものための活動」(13.3%)、「婦人会・青年団・老人クラブ活動」(10.3%)が続く。

これを性別で見ると、活動に参加しているのは女性で 47.8%に対し、男性が 51.2%で男性の参加率がやや高い。その活動内容では、男性は「スポーツ・健康づくりのサークル」と「町内会・自治会活動」の割合が女性に比べて特に高い。

これを前回調査と比較すると、極端な変化は見られない。

地域社会への参加状況（性別・複数回答）※無回答除く



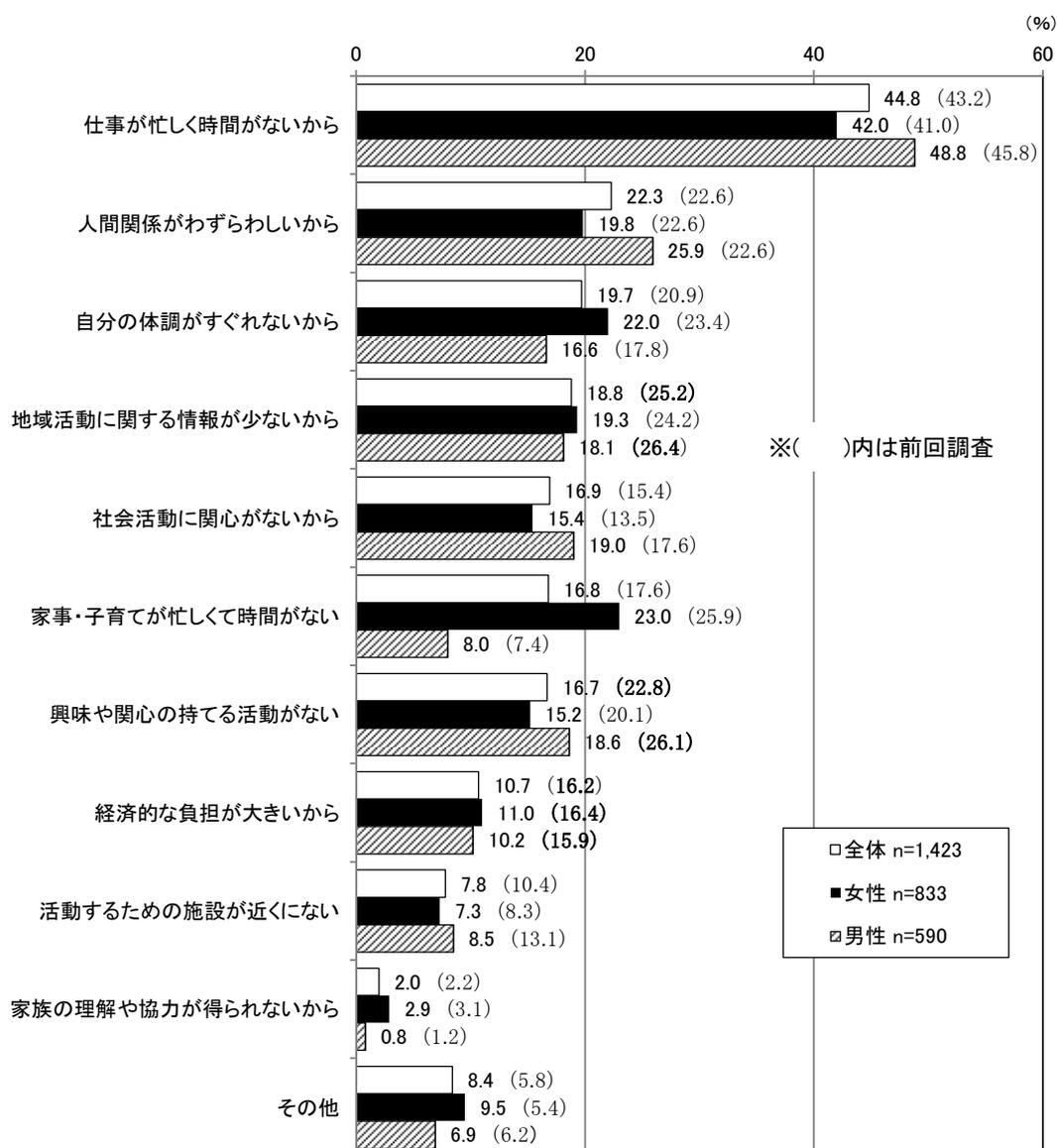
②地域活動へ参加していない理由

地域社会に参加していない理由を全体で見ると、「仕事が忙しく時間がないから」(44.8%)が最も高く、以下「人間関係がわずらわしいから」(22.3%)、「自分の体調がすぐれないから」(19.7%)、「地域活動に関する情報が少ないから」(18.8%)と続く。

これを性別で特徴をみると、女性では「家事・子育てが忙しくて時間がない」(23.0%)が男性に比べて約3倍高い。男性では「仕事が忙しく時間がないから」(48.8%)が過半数を占め、女性より6.8ポイント高い。そのほか「人間関係がわずらわしいから」(25.9%)は6.1ポイント高い。

これを前回調査と比較すると、5ポイント以上の差があるのは「地域活動に関する情報が少ないから」、「興味や関心の持てる活動がない」、「経済的な負担が大きいから」の3件でいずれも前回より割合が低下している。

地域活動へ参加していない理由（性別・複数回答）※無回答除く



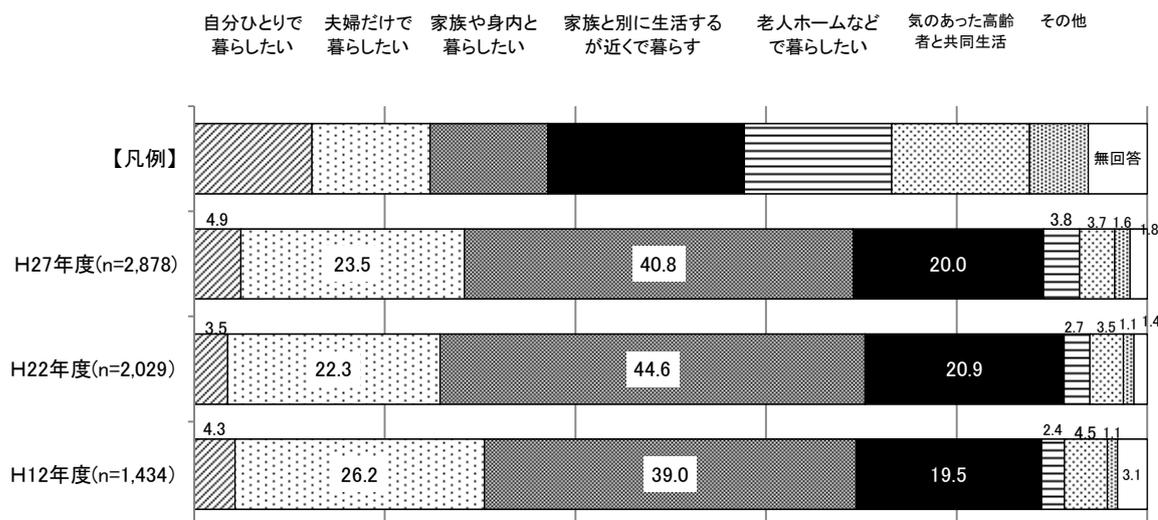
老後の生活について

①老後の暮らし方

老後の暮らし方については、「家族や身内と暮らしたい」が40.8%で最も割合が高く、以下「夫婦だけで暮らしたい」（23.5%）、「家族と別に生活するが近くで暮らしたい」（20.0%）が続き、全体の84.3%が夫婦や家族など一緒または近くで暮らしたいとしている。

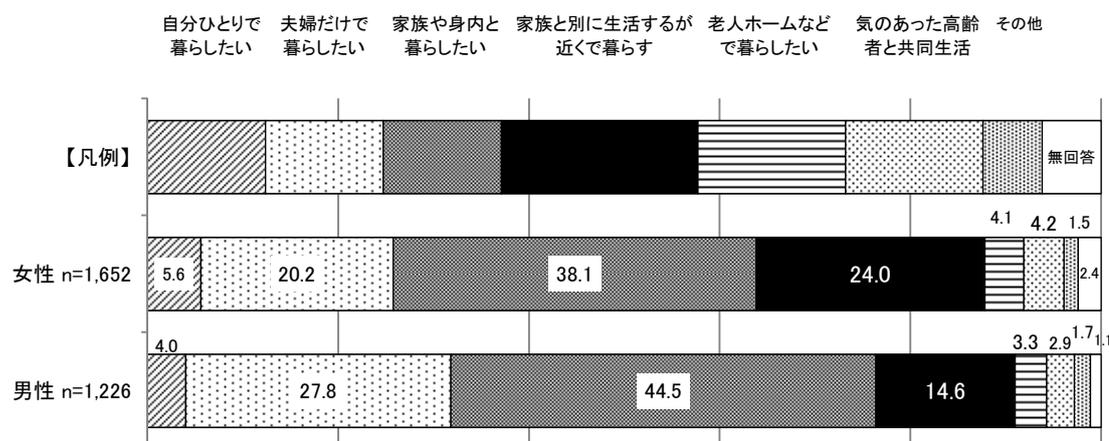
これを、前回および前々回調査と比較すると、極端な変化は見られない。

老後の暮らし方（今回調査、前回調査、前々回調査比較）



これを、性別で見ると女性では「家族と別に生活するが近くで暮らしたい」（24.0%）が男性に比べて、9.4ポイント高い。

老後の暮らし方（性別）



②老後の不安や悩み

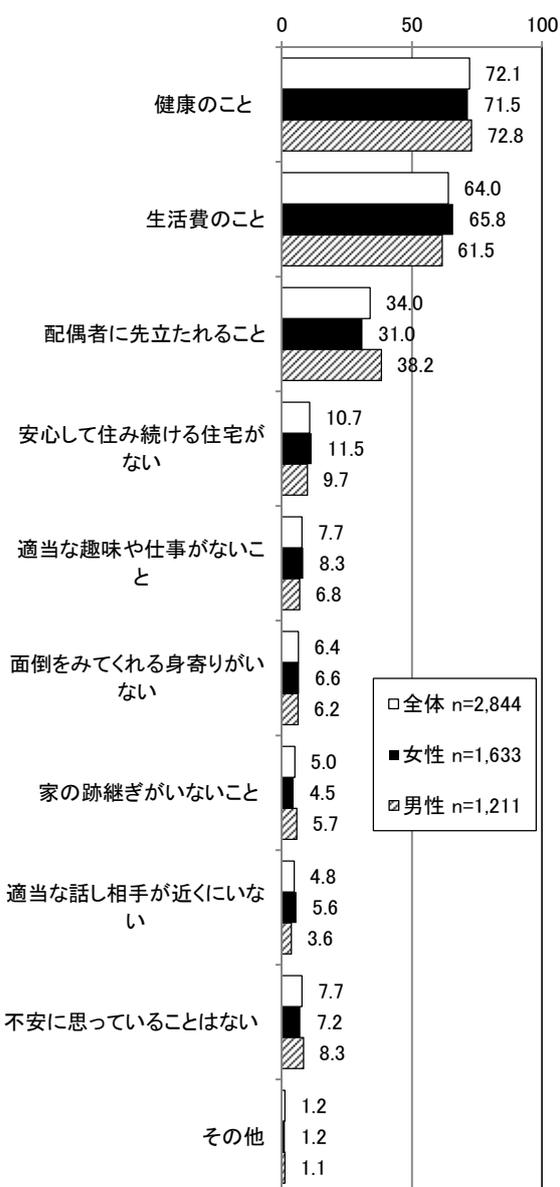
老後の不安や悩みについて全体でみると、「健康のこと」(72.1%)と「生活費のこと」(64.0%)が特に高い割合となっており、次に「配偶者に先立たれること」(34.0%)が続く。

性別でみると、男性で「配偶者に先立たれること」が女性より7.2ポイント高く、女性で「生活費のこと」が男性より4.3ポイント高い程度で、全体的に性別による差は少ない。

これを前回調査と比較すると、順位と割合はそれほど差が見られないが、全体的に不安の割合は若干減少している。

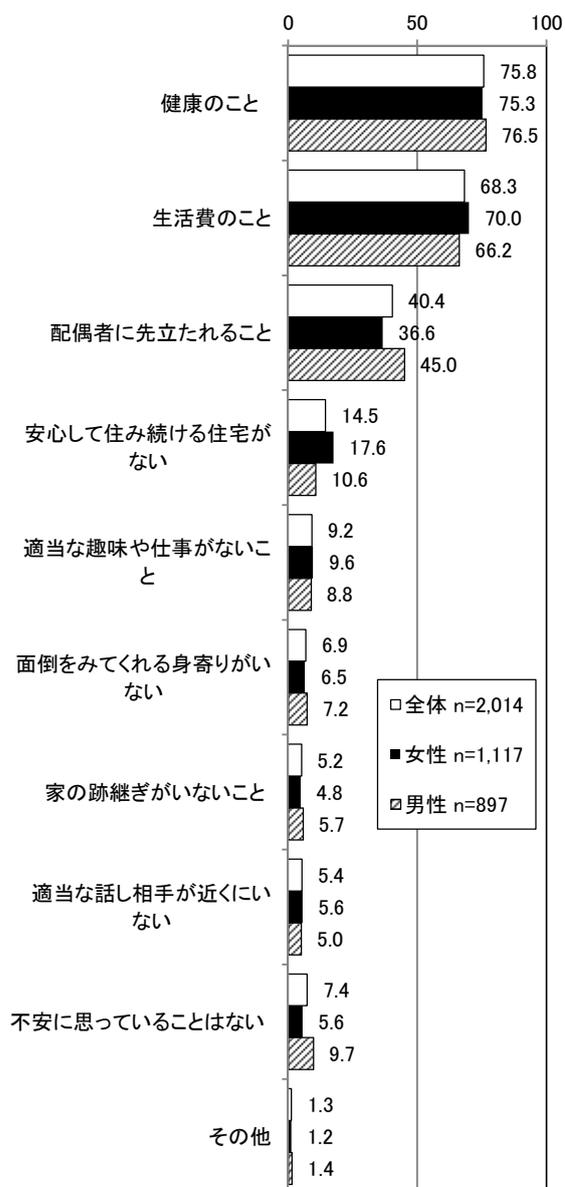
老後の不安や悩み(性別・3つ以内)

※無回答除く



老後の不安や悩み(前回調査 性別・3つ以内)

※無回答除く



③家庭内での介護者

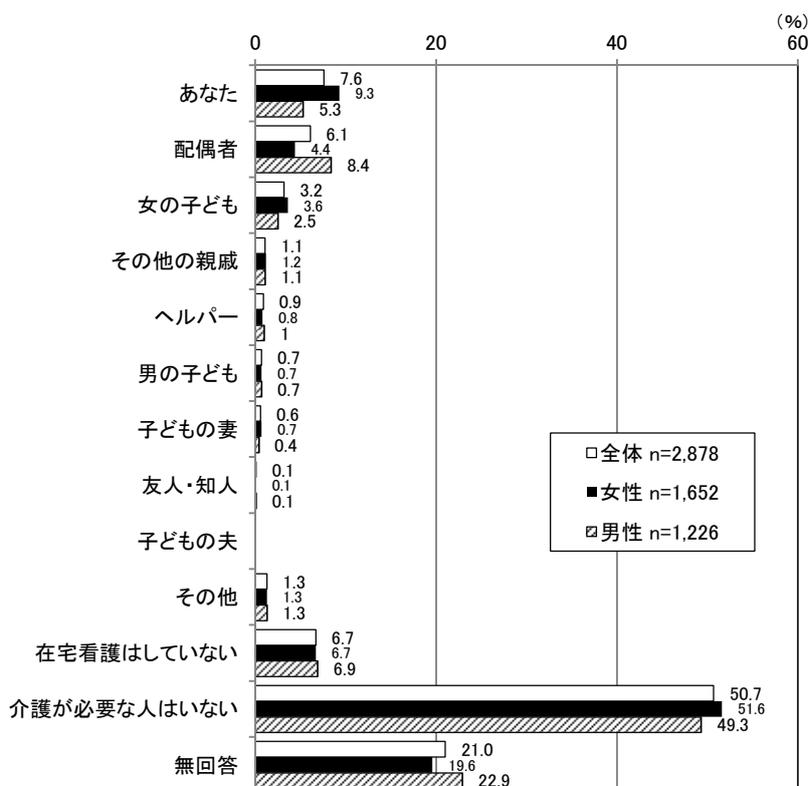
家族に介護が必要な方がいる世帯のうち、自宅で介護している世帯は21.6%である。

自宅で介護している世帯で、主に介護しているのは「あなた」(7.6%)で次に配偶者(6.1%)、「女の子ども」(3.2%)と続く。

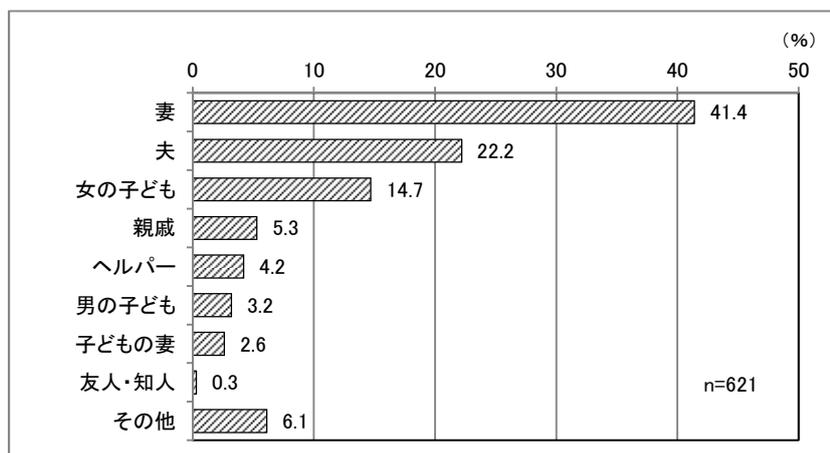
介護が必要な方がいる世帯に限って、主に介護する人をみると「あなた」が35.3%で、以下「配偶者」(28.3%)、「女の子ども」(14.7%)と続く。

さらに「あなた」と「配偶者」を夫と妻に分けた結果、家庭内で介護を行っているのは下段の表のとおり、「妻」が41.4%で最も高く、以下「夫」(22.2%)、「女の子ども」(14.7%)と続き、家族を介護をしているのは家族の女性が約6割を占めると推察される。

家庭内で介護をしている人(性別)



家庭内で介護をしている人

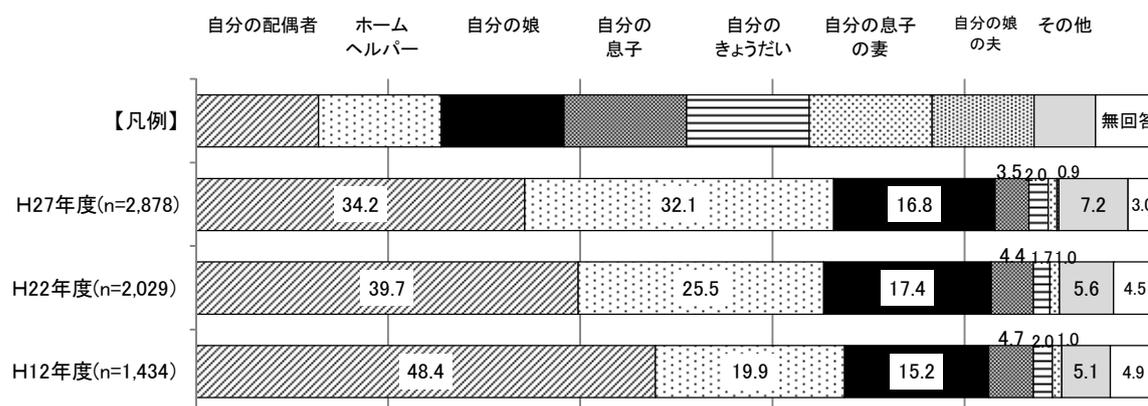


④希望する介護者

自身が介護が必要となったときに、介護してもらいたい人は「自分の配偶者」（34.2%）が最も高く、以下「ホームヘルパー」（32.1%）、「自分の娘」（16.8%）と続く。

これを前回および前々回調査と比較すると、「自分の配偶者」は平成12年度より7割に減少し、代わりに「ホームヘルパー」は1.6倍に増加している。

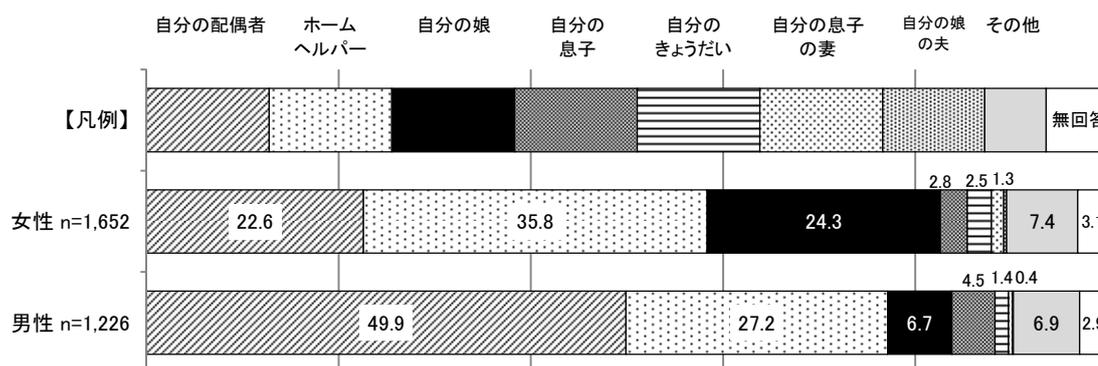
自身が介護してもらいたい人（今回調査、前回調査、前々回調査）



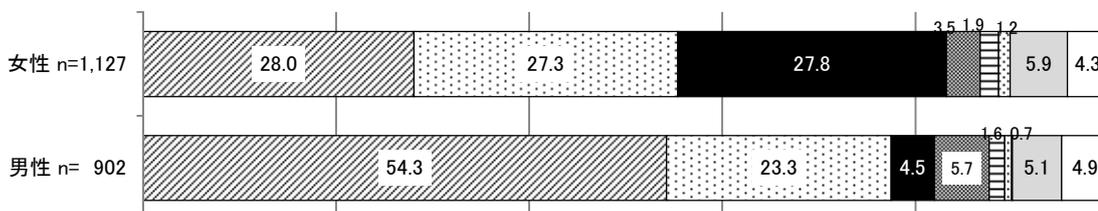
介護してもらいたい人を性別にみると、男性で「自分の配偶者」が49.9%で半数を占めているのに対し、女性では22.6%で男性の半以下となっている。女性では「ホームヘルパー」（35.8%）が最も高く、違いが見られる。

これを前回調査と比較すると、男女とも「自分の配偶者」は低下し、「ホームヘルパー」が増加している。

自身が介護してもらいたい人（性別）



自身が介護してもらいたい人（性別、前回調査）



配偶者等からの暴力（DV）について

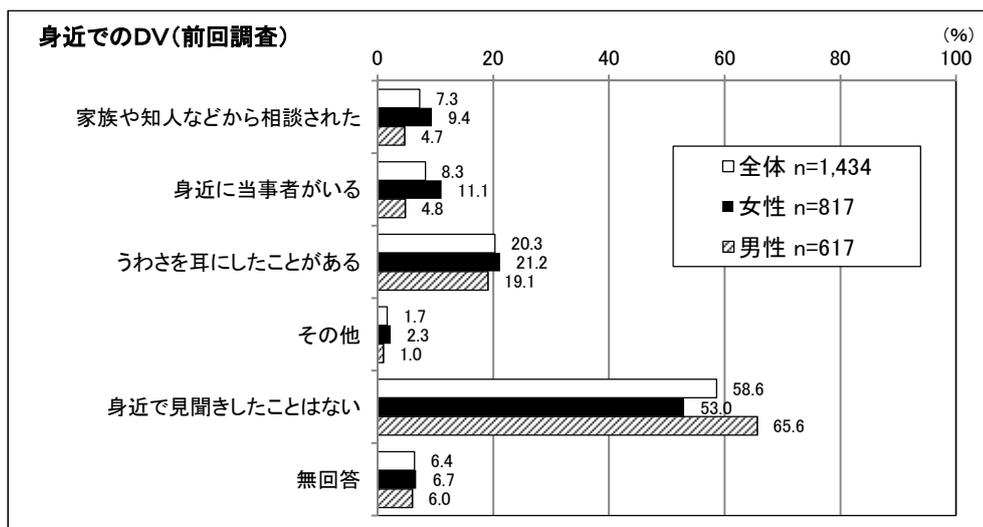
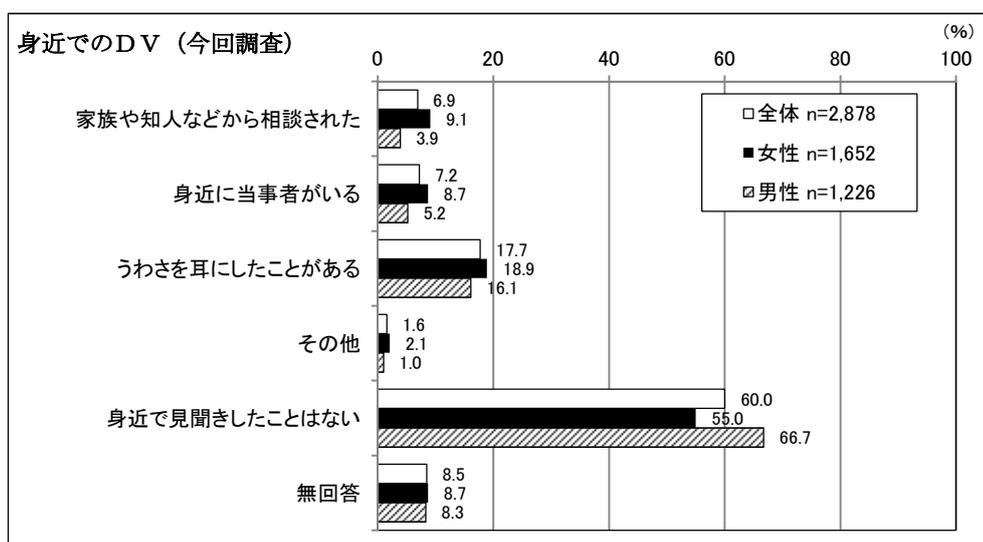
①身近でのDV

身近でDVについて見聞きしたことがあるのは、全体の約3割で、具体的には、「家族や知人から相談された」（6.9%）、「身近に当事者がいる」（7.2%）「うわさを耳にしたことがある」（17.7%）となっている。※見聞きした割合の算出方法: 100-（「身近で見聞きしたことはない」+「無回答」）

これを性別にみると、男性では25.0%が見聞きしたことがあるのに対し、女性では36.3%と男性より、11.3ポイント高い。また、「家族や知人から相談された」、「身近に当事者がいる」など直接、見聞きしているのは女性では10人に一人となる。

これを前回調査と比較すると、特に大きな変化はみられない。

身近でDVについて見聞きしたことの経験(性別・今回調査および前回調査比較)



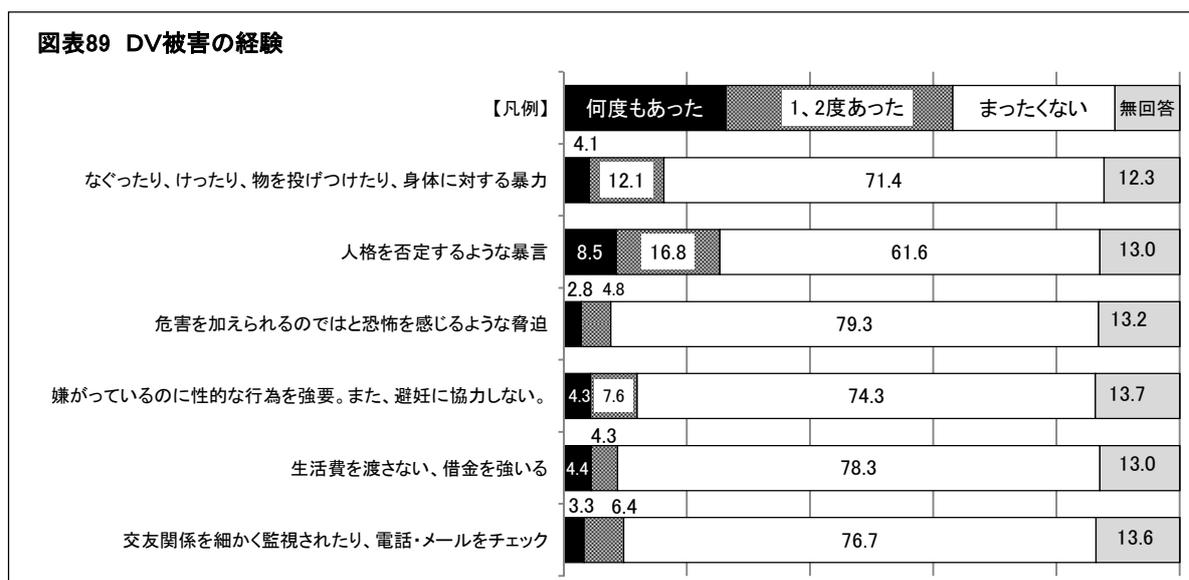
②DV被害の経験

DV被害について「何度もあった」とする深刻な被害がもっと多いのは『人格を否定するような暴言』（8.5%）で、以下『生活費を渡さない、借金を強いる』（4.4%）、『嫌がっているのに性的な行為を強要。また、避妊に協力しない』（4.3%）が続く。

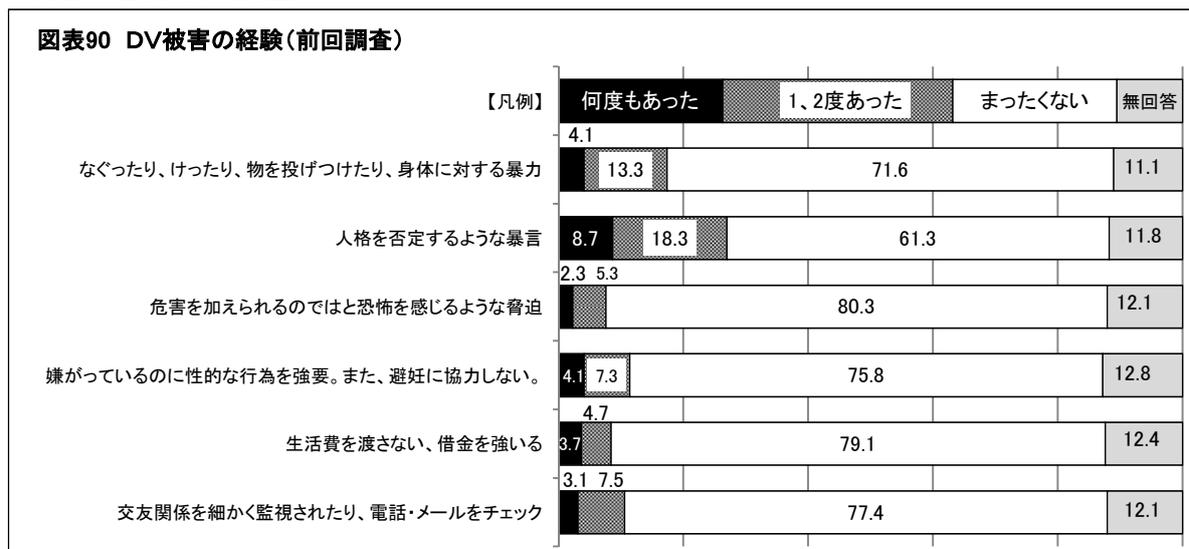
また、「1、2度あった」を加えたDV被害は、『人格を否定するような暴言』（25.3%）が最も多く、以下『なぐったり、けったり、物を投げつけたり、身体に対する暴力』（16.2%）、『嫌がっているのに性的な行為を強要。また、避妊に協力しない』（11.9%）が続く。

これを前回調査と比較すると、ほぼ同じ結果となることからDV被害は減少していないと考えられる。

DV被害の経験(今回調査)



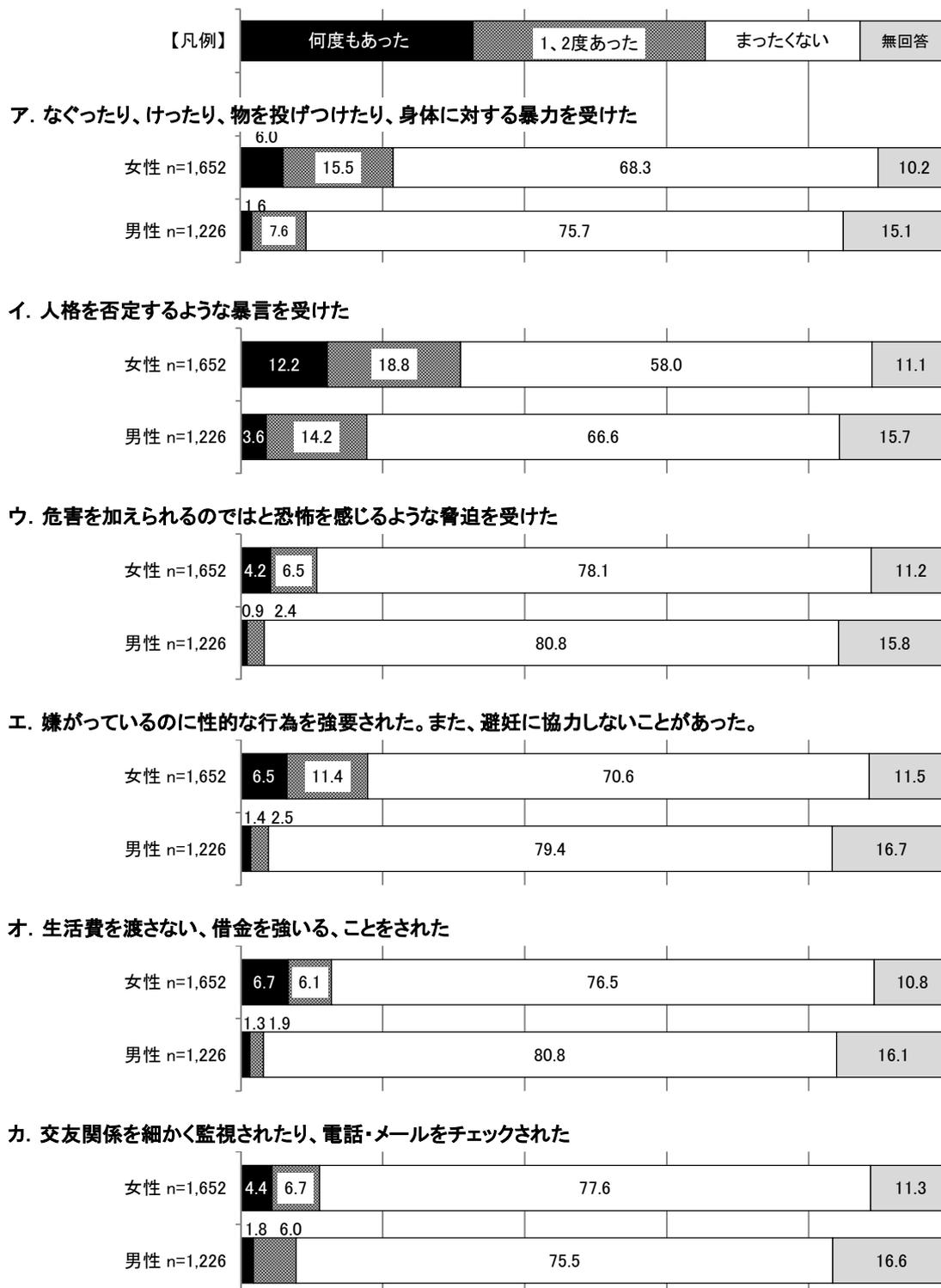
DV被害の経験(前回調査)



DV被害について性別でみると、男性でも被害が見られるが、女性の被害の割合が高く、男性に比べて2~3倍高い。

『身体に対する暴力』は「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせると、21.5%と占め、女性の5人に一人は被害を受けていることになる。同じく『人格を否定する暴言』は31.0%で3人に一人、『性的行為の強制』でも17.9%で5人に一人は被害を受けている。

DV被害の経験(性別)

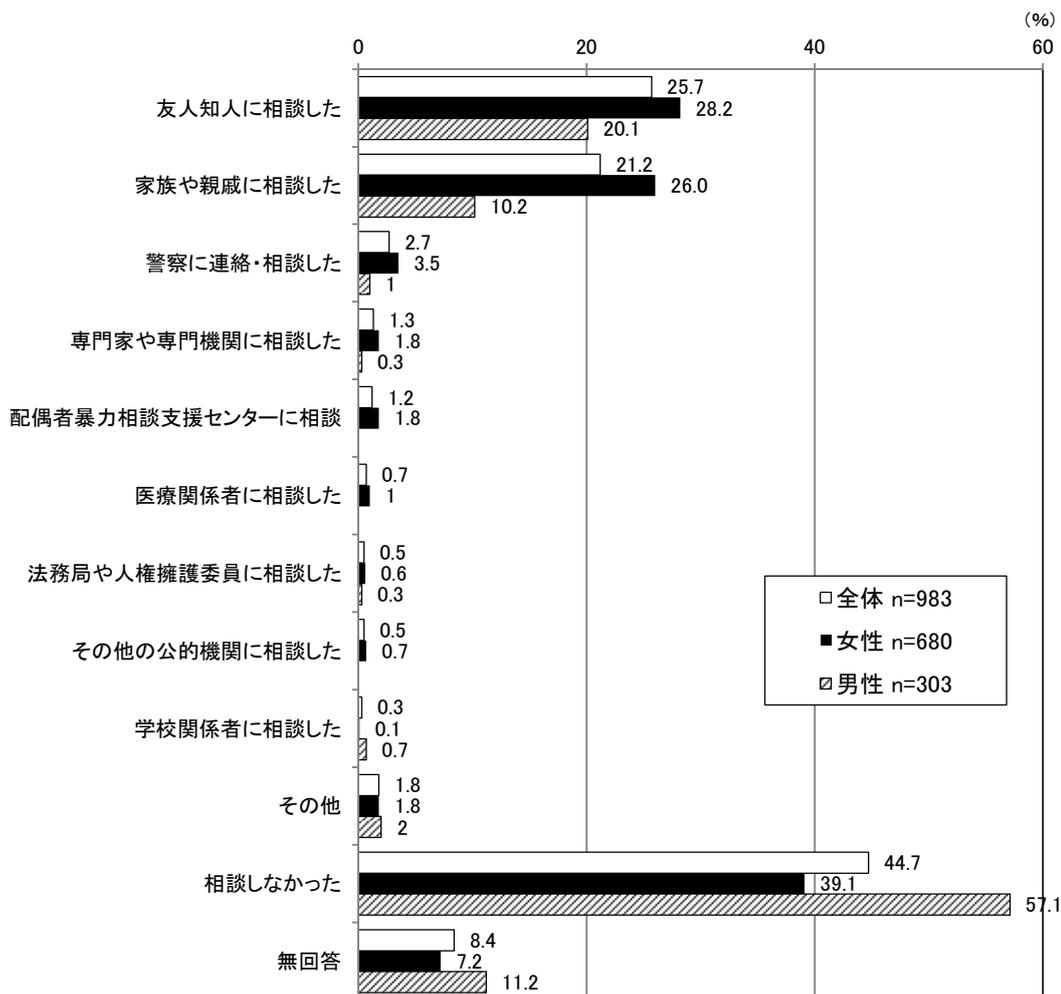


③DV被害についての相談先

DV被害を受けた人のうち、誰かに相談したのは全体の46.9%である。相談先で最も多いのは、「友人・知人」(25.7%)で、次に「家族や親戚」(21.2%)と続き、身近な人に相談するケースがほとんどである。※相談率の算出方法:100-(「どこ(だれ)にも相談しなかった」+「無回答」)

これを性別でみると、誰かに相談したのは女性で53.7%に対し、男性では31.7%に留まる。相談先は女性では「友人・知人」(28.2%)が最も多く、次に「家族や親戚」(26.0%)となっている。これに対し、男性は「友人・知人」(20.1%)、「家族や親戚」(10.2%)で、いずれも女性に比べて相談割合が低く、特に「家族や親戚」への相談が低い。

DV被害の相談先(性別)

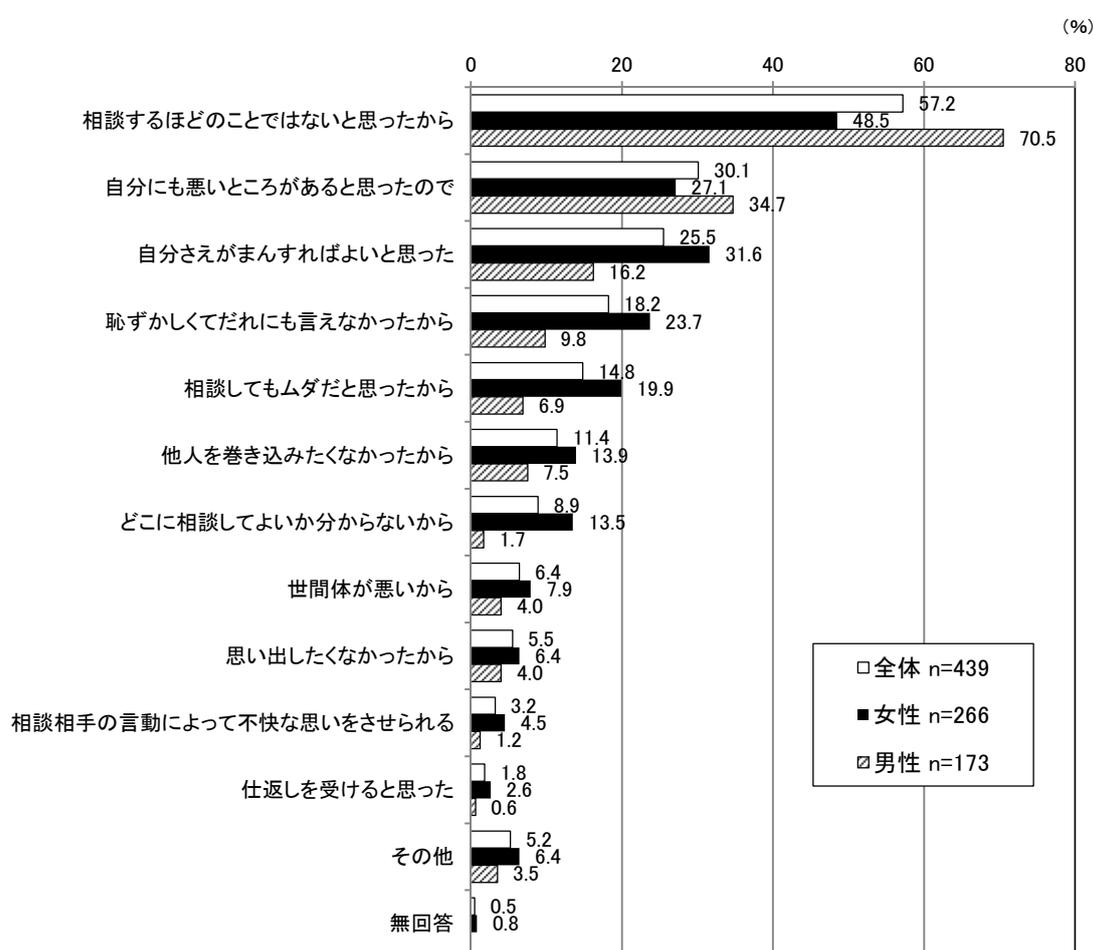


④DV被害について相談しなかった理由

DV被害について、どこ（だれ）にも相談しなかった理由を全体で見ると、「相談するほどのことではないと思ったから」（57.2%）が最も高く、以下「自分にも悪いところがあったので」（30.1%）、「自分さえがまんすればよいと思った」（25.5%）、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」（18.2%）が続いている。

これを性別で見ると、男性では「相談するほどのことではないと思ったから」（70.5%）が特に高く、次に「自分にも悪いところがあったので」（34.7%）となっている。女性でも「相談するほどのことではないと思ったから」（48.5%）の次に「自分さえがまんすればよいと思った」（31.6%）が続く。

DV被害について相談しなかった理由（性別）

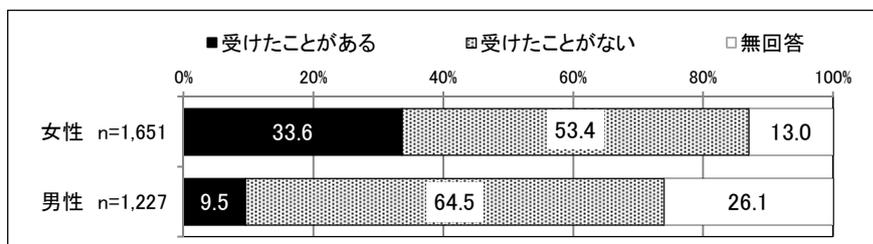


セクシュアル・ハラスメントについて

①セクシュアル・ハラスメント被害の経験

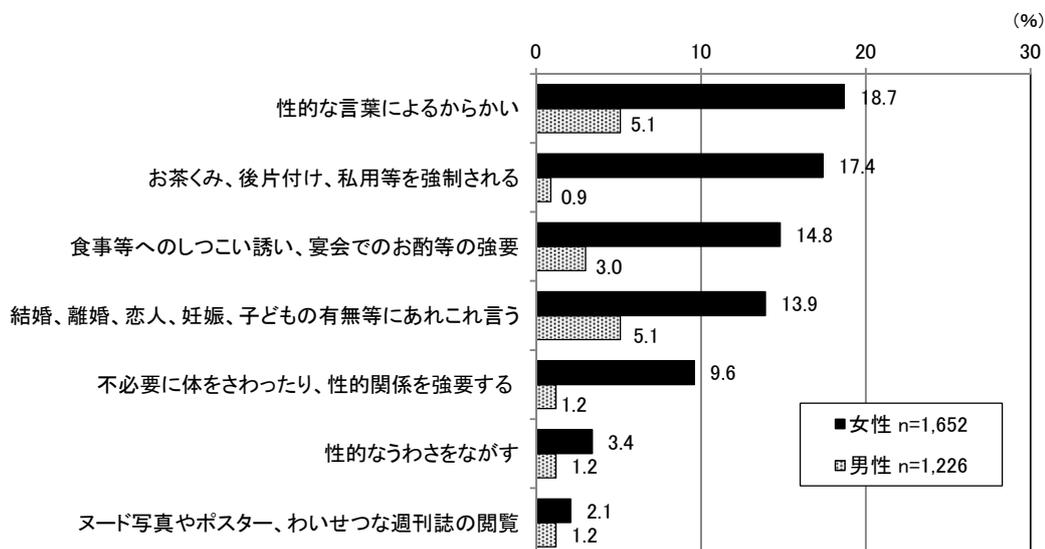
何らかのセクハラを受けた経験を性別で見ると、女性で33.6%、男性でも9.5%が受けたことがあるとしている。

何らかのセクハラ被害を受けた経験(性別)



セクハラを受けた具体的内容をみると、女性では「性的な言葉によるからかい」(18.7%)が最も多く、以下「お茶くみ、後片付け、私用等を強制」(17.4%)、「食事等へのしつこい誘い」(14.8%)となっている。

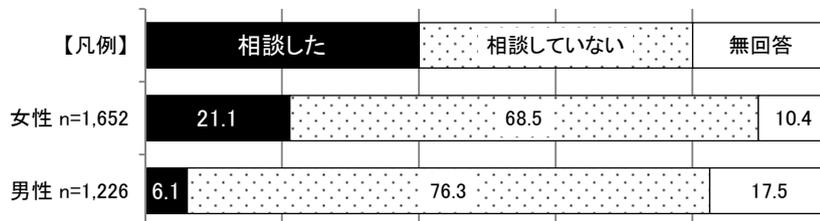
セクハラ被害の具体的内容(性別)



②セクシュアル・ハラスメント被害についての相談状況

セクハラを受けての相談状況を性別で見ると、女性では21.2%が相談しているのに対し、男性では6.1%に留まっている。

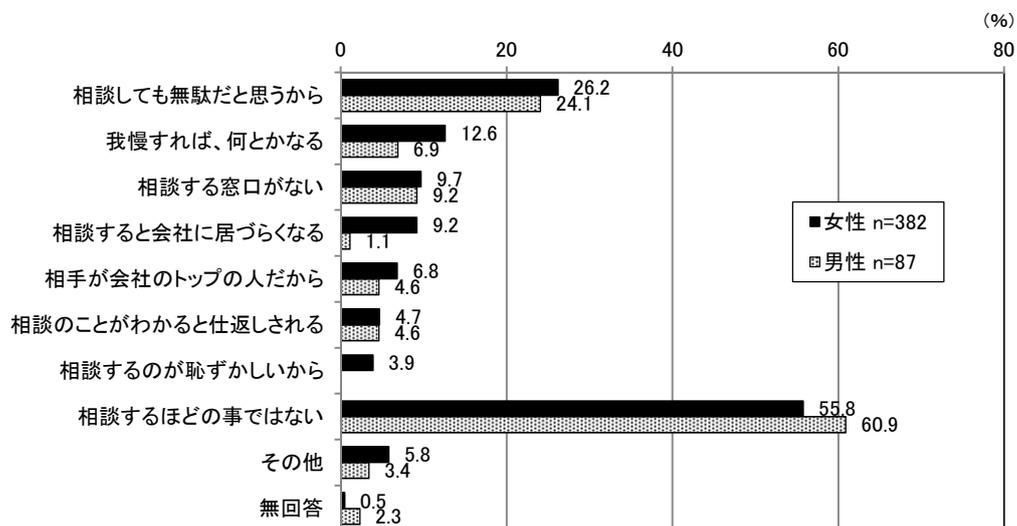
セクハラ被害の相談状況（性別）



③セクシュアル・ハラスメント被害を受けて相談しなかった理由

セクハラを受けて相談しなかった理由は「相談するほどの事ではない」が約6割を占めている。それ以外の理由では「相談しても無駄だと思う」が25%前後を占めており、全体的に解決が期待できないとする諦め感がみられる。

セクハラ被害について相談しなかった理由（性別）



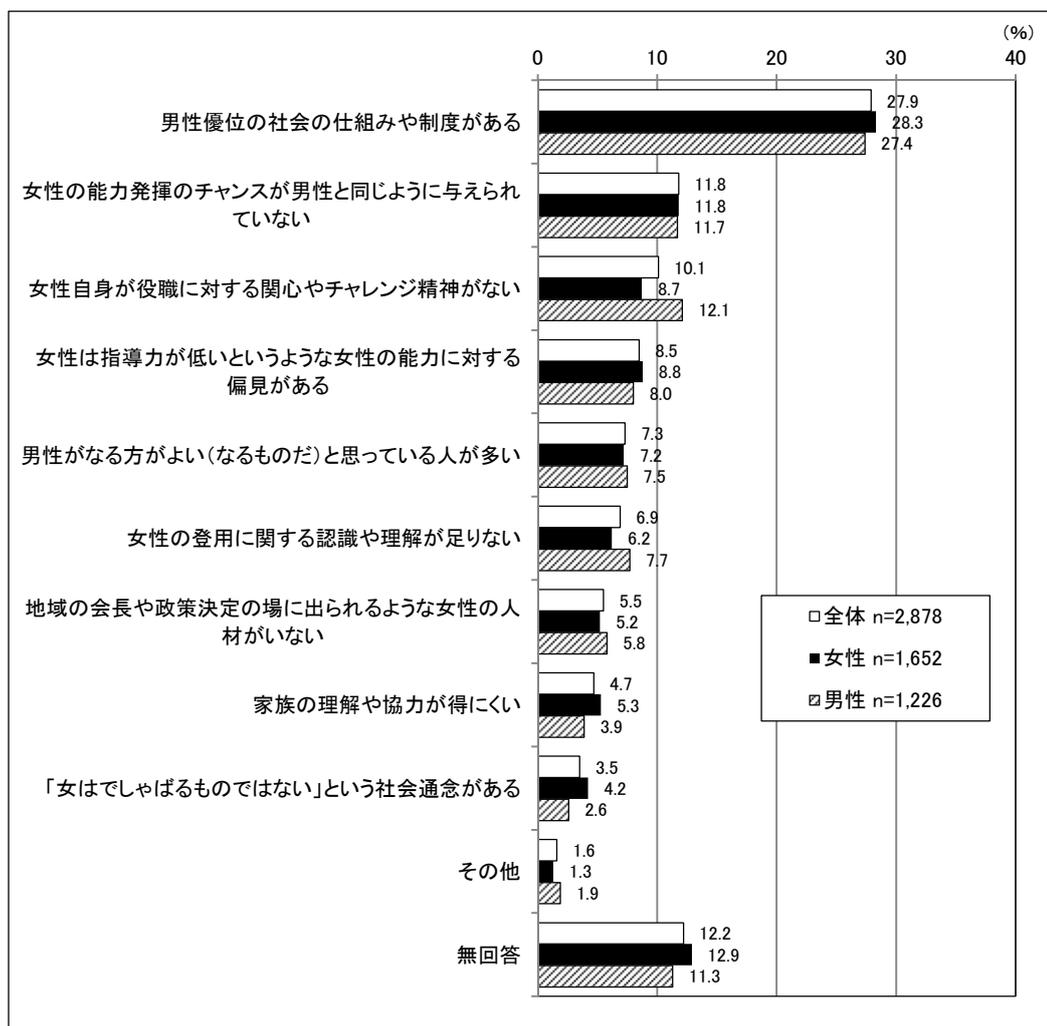
男女共同参画行政について

①政策・方針決定の場に女性の参画が少ない理由

女性の参画が少ない理由について意見をみると、「男性優位の社会の仕組みや制度」(27.9%)が特に高い。以下では、「女性の能力発揮のチャンスが男性と同じように与えられていない」(11.8%)、「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」(10.1%)、「女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある」(8.5%)と続く。

これを性別で見ると、全体的に男女による違いはないが、「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」は男性がやや高い。

自治体の首長や議員、企業の管理職に女性の参画が少ない理由(性別)

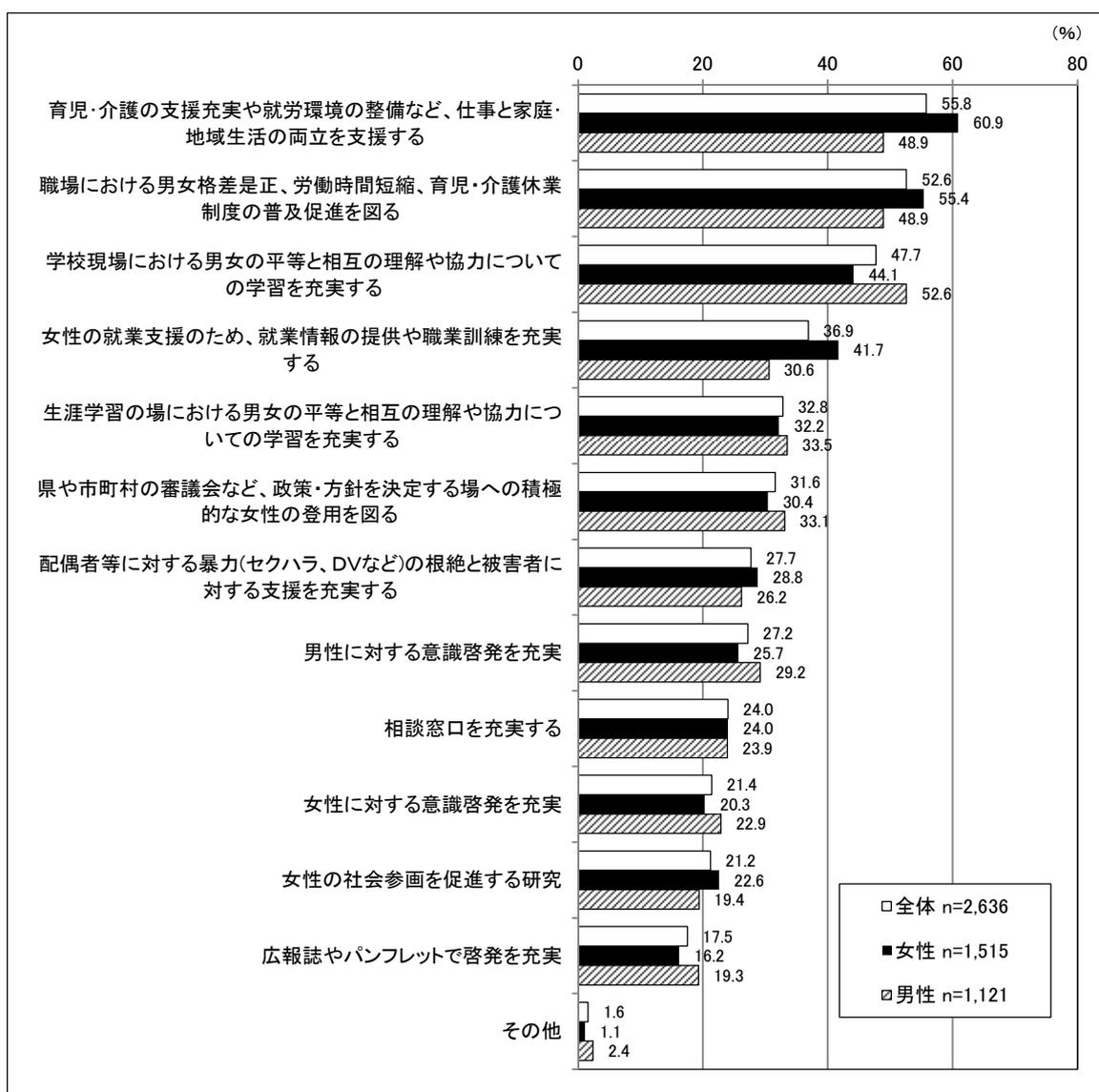


②男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと

男女共同参画社会の実現のために、今後、行政が推進すべきことでは、「育児・介護の支援充実や就労環境の整備など、仕事と家庭・地域生活の両立を支援」（55.8%）が最も高く、以下「職場における男女格差是正、労働時間短縮、育児・介護休業制度の普及促進」（52.6%）、「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」（47.7%）、「就業情報の提供や職業訓練を充実する」（36.9%）が続いている。

これを性別でみると、女性では「仕事と家庭・地域生活の両立を支援する」と「就業情報の提供や職業訓練を充実する」が男性に比べて10ポイント以上高い。また、男性では、「学校現場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」（52.6%）が最も高い。

男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと(性別)

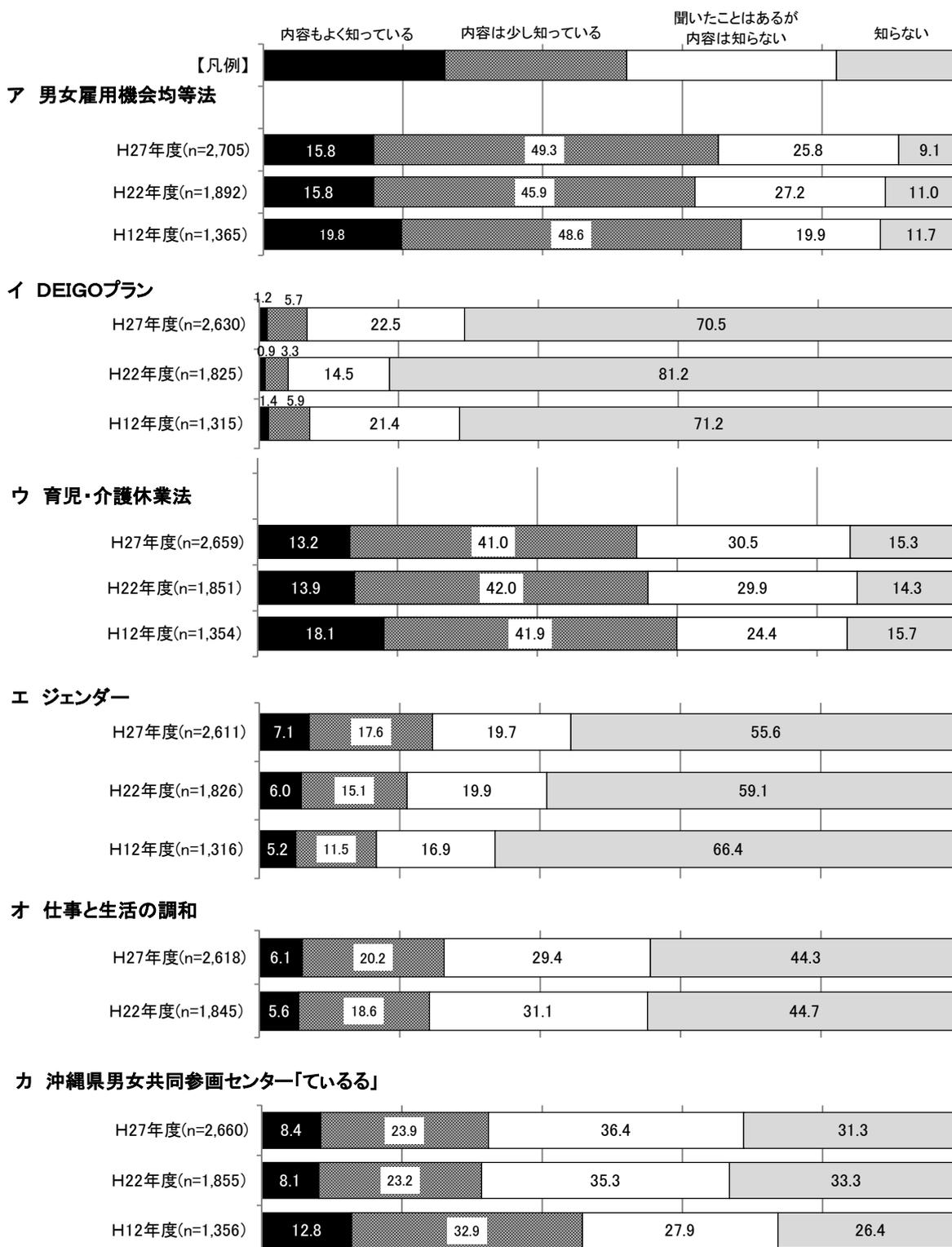


③男女共同参画に関する用語の周知度

男女共同参画に関する用語の認知度をみると、最も認知度が高いのは、『男女雇用機会均等法』で「内容もよく知っている」と「内容は少し知っている」を合わせて65.1%となっている。

以下では、『育児・介護休業法』（54.2%）、『男女共同参画センター「ているる」』（32.3%）の順となっており、最も低いのは『DEIGOプラン』（6.9%）となっている。

男女共同参画に関する用語の周知度(今回調査、前回調査、前々回調査比較) ※無回答は除く



3 「計画の指標」目標値設定の根拠

	項目	計画策定時 (年度)	目標値 (年度)	目標値設定の根拠
家庭における男女共同参画の実現	1 地域子育て支援拠点箇所数	92か所 (H27)	125箇所 (H31)	市町村が地域のニーズに応じ策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき設定
	2 ファミリー・サポート・センター事業市町村数	23市町村 (H27)	24市町村 (H31)	市町村が地域のニーズに応じ策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき設定
	3 認可保育所定員数	36,769人 (H27.3.31)	21世紀ビジョン後期 実施計画で目標値策定	※今後、策定される21世紀ビジョン後期実施計画の目標値と整合を図り設定
	4 放課後児童クラブ箇所数	369箇所 (H27)	478箇所 (H31)	市町村が地域のニーズに応じ策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき設定
	5 介護支援専門員養成数(累計)	5,899人 (H27)	7,000人 (H33)	これまでの実績を勘案し設定
	6 市町村のDV防止基本計画の策定	9.8% (H27)	26% (H32)	11市での計画策定を目標値に設定
	7 乳がん検診受診率	50.4% (H25)	50% (H29)	国の指標を参考に設定
	8 子宮頸がん検診受診率	47.1% (H25)	50% (H29)	国の指標を参考に設定
職場における男女共同参画の実現	9 女性農業委員の割合	6% (H27)	10% (H30)	国の指標を参考に設定
	10 家族経営協定締結の農家数	594戸 (H27)	660戸 (H29)	これまでの届出の状況を勘案し設定
	11 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数	61社 (H27)	90社 (H33)	これまでの実績を勘案し設定
	12 男性の育児休業取得率	5.0% (H27)	13% (H32)	国の指標を参考に設定
	13 年次有給休暇取得率 (常用雇用労働者)	56.0% (H27)	70% (H32)	国の指標を参考に設定
	14 年次有給休暇取得率 (パートタイム労働者)	58.2% (H27)	70% (H32)	国の指標を参考に設定
地域における男女共同参画の実現	15 シルバー人材センター会員数	5,842人 (H27)	21世紀ビジョン後期 実施計画で目標値策定	※今後、策定される21世紀ビジョン後期実施計画の目標値と整合を図り設定
	16 市町村の審議会等委員に占める女性の割合	28.2% (H27.4月)	35% (H33)	これまでの実績及び県の審議会等委員に占める女性の割合の目標値を勘案し設定
	17 市町村の男女共同参画計画の策定率	43.9% (H27.4月)	50% (H33)	第4次沖縄県男女共同参画計画の実績を勘案し設定
	18 男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	36.6% (H26)	70% (H33)	これまでの調査結果を参考に設定
	19 母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数	376件 (H25)	560件 (H31)	これまでの実績を勘案し設定
	20 ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣事業)の登録件数	181件 (H25)	800件 (H31)	これまでの実績を勘案し設定
社会全体における男女共同参画の実現	21 県の審議会等委員に占める女性の割合	31.7% (H27.4月)	40% (H33)	国の指標を参考に設定
	22 県(知事部局)の課長相当職以上に占める女性の割合	8.9% (H28.4)	15% (H32)	国の指標を参考に設定
	23 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	17.4% (H27)	20% (H33)	これまでの実績を勘案し設定
	24 沖縄県男女共同参画計画(デイゴプラン)の周知度	6.9% (H27)	14% (H33)	これまでの調査結果を参考に設定
	25 沖縄県男女共同参画センター(ていえる)の周知度	32.3% (H27)	50% (H33)	これまでの調査結果を参考に設定

4 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	
昭和20年 (1945)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・「国際連合憲章」採択前文で「男女平等」をうたう 			
昭和21年 (1946)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人の地位委員会」設置 			
昭和22年 (1947)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」施行(男女平等が基本的人権) 		
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連国際婦人年 ・第1回世界女性会議をメキシコシティで開催 ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 		
国連 婦 人 の 1 0 年 （ 5 1 ） 6 0	昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年(1976～1985) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働商工部労政課に婦人行政担当専任職員配置 	
	昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「婦人関係行政連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 	
	昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部「青少年婦人課」設置
	昭和55年 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」への署名 	
	昭和56年 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
	昭和59年 (1984)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定
	昭和60年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回世界女性会議をナイロビで開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法の改正施行(父母両系血統主義の採用) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和61年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部の拡充(構成を全省庁に拡大) 		
昭和62年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性副知事誕生 	
平成4年 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部知事公室に「女性政策室」を設置 ・「沖縄県女性行政推進本部」設置 	
平成5年 (1993)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」策定 ・(財)おきなわ女性財団設立 	

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
平成6年 (1994)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 	
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議を北京で開催 「北京宣言及び行動綱領」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県女性総合センター“ていいる”開館
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 	
平成10年 (1998)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」改定
平成11年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 	
平成12年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」をニューヨークで開催 「政治宣言」及び「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性政策室」を「男女共同参画室」に名称変更 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成13年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局(内閣府)、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 	
平成14年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」策定
平成15年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行
平成16年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定 	
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を知事公室から文化環境部へ、「男女共同参画室」を「平和・男女共同参画室」に改組 ・「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
平成18年 (2006)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更し、指定管理者制度を導入 ・「男女共同参画行政推進本部」設置
平成19年 (2007)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「沖縄県男女共同参画計画」の改定
平成20年 (2008)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
平成21年 (2009)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合	・「DV相談ナビ」開設 ・「育児・介護休業法」改正	
平成22年 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」改定 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成23年 (2011)			・所管部を文化環境部から環境生活部へ改組
平成24年 (2012)			・「第4次沖縄県男女共同参画計画」策定
平成25年 (2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
平成26年 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足	・所管部を環境生活部から子ども生活福祉部へ改組

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成28年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次沖縄県男女共同参画計画」策定 ・沖縄県特定事業主行動計画「県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プラン」策定

5 第5次沖縄県男女共同参画計画の策定経過

年月	沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画 行政推進本部	事務局
H28年 5月			<新計画骨子案の 検討>
6月	知事からの諮問 (6/13) 第1回審議会(6/13) ・計画骨子案の検討		<計画素案の検討 >
7月			◆各部照会 <素案>
8月	第2回審議会(8/8) ・計画骨子案及び素案の検討		◆各部照会 <素案>
9月	第3回審議会(9/12) ・計画素案の検討		◆各部照会 <指標・素案>
10月	第4回審議会(10/26) ・計画素案の検討		◆関係課照会 <素案>
11月	県民意見公募(パブリックコメント)実施 <11月8日~12月7日>		
12月			◆関係課照会 <パブリックコメント>
H29年 1月	第5回審議会(1/13) ・計画案の検討 知事への答申 (1/24)		
2月		幹事会(2/2) 推進本部(2/10)	
3月	計画決定・公表		

6 沖縄県男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成28年3月23日～平成30年3月22日

分野	委員所属団体	委員氏名	備考
学識経験者	1 沖縄キリスト教短期大学（名誉教授）	喜友名 静子	会長
	2 琉球大学法文学部教授	喜納 育江	副会長
	3 沖縄県医師会副会長	宮里 善次	
	4 弁護士	村上 尚子	
	5 琉球大学法文学部教授	本村 真	
関	6 連合沖縄副事務局長	我如古 直人	
	7 沖縄人権擁護委員協議会	佐久川 長儀	
	8 与那原・西原町漁業協同組合 女性部部長	仲松 ナエ	
	9 (株)りゅうせきビジネスサービス 代表取締役社長	名嘉村 裕子	
	10 (株)みやぎ農園代表取締役	宮城 盛彦	
	11 (一社)沖縄県介護福祉士会理事	横山 圭子	
	12 沖縄県母子寡婦福祉連合会会長	与那嶺 清子	
	13 公 募 委 員	赤嶺 久美	
	14 公 募 委 員	宇和川 ゆみ	
	15 公 募 委 員	友利 清和	

7 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の14の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日：平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資

する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動

計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、

特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

9 沖縄県男女共同参画推進条例

平成15年3月31日沖縄県条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第18条）
- 第3章 沖縄県男女共同参画審議会（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会に

おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「沖縄県男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

10 沖縄県男女共同参画審議会規則

平成17年12月27日沖縄県規則第106号

最終改正：平成26年3月31日沖縄県規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）第20条第6項の規定に基づき、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する5人以内の委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(関係者の出席)

第5条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第2号の表中

沖縄県自治紛争処理委員	地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び同法の規程による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。	企画部	市町村課
-------------	---	-----	------

を

沖縄県自治紛争処理委員	地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び同法の規程による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。	企画部	市町村課
沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、沖縄県男女共同参画計画に関し調査審議を行い、及び男女共同参画の推進に関する重要事項について答申し又は建議すること。	文化環境部	平和・男女共同参画課

に改める。

附 則（平成23年3月31日規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（平成26年3月31日規則第9号）

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

（省略）

沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、沖縄県男女共同参画計画に関し調査審議を行い、及び男女共同参画の推進に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課
--------------	---	----------	------------

に改める。

1 1 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程

平成4年7月31日訓令第21号・教育委員会教育長訓令第3号・警察本部訓令第18号
最終改正：平成29年3月31日訓令第24号・教育委員会教育長訓令第5号・警察本部訓令第16号

(設置)

第1条 県における男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他 男女共同参画行政に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員で組織する。

- 2 本部長は、子ども生活福祉部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、子ども生活福祉部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 本部委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項について協議調整する。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 県の施策に男女共同参画の視点を反映させる必要がある事項
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、子ども生活福祉部生活企画統括監をもって充て、副幹事長は平和援護・男女参画課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(作業部会)

第7条 幹事長は、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、男女共同参画に係る特定の事項について調査する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、平和援護・男女参画課男女共同参画班班長をもって充てる。
- 5 部会員は、部会長が指名する者をもって充てる。

(関係者の出席)

第8条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年7月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成5年5月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
保健医療部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長

別表第2（第6条関係）

知事公室秘書課長
総務部総務私学課長
企画部企画調整課長
環境部環境政策課長
子ども生活福祉部福祉政策課長
保健医療部保健医療総務課長
農林水産部農林水産総務課長
商工労働部産業政策課長
文化観光スポーツ部観光政策課長
土木建築部土木総務課長
教育庁総務課長
警察本部警務部警務課長